

第2次 奈良県廃棄物処理計画

平成 20 年 3 月

奈 良 県

21 世紀は、環境の世紀といわれ、循環型社会と地球温暖化防止の枠組みを構築し、持続可能な社会を実現することが急務となっています。「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会経済活動により、自然の浄化作用ではまかないきれないほどの負荷を環境に与えていることが明らかとなり、「最適生産、最適消費、最少廃棄」の持続可能な社会への変換が求められています。

こうした中、県では「奈良県循環型社会構築構想」で示した、循環型社会のあるべき姿を実現するため、このたび「第2次奈良県廃棄物処理計画」を策定しました。本計画では、廃棄物の減量化や適正処理の推進を図るため、県民、事業者、行政、それぞれの主体が取り組むべき基本的な方針を示しています。

奈良県におきましては、今後、企業誘致等による県内経済の活性化を図ってまいります。環境と経済は決して二律背反の関係ではなく、両立しうるものと考えています。環境配慮をキーワードに、個人の価値観やライフスタイル、社会システムの変換、経済構造改革を推進することにより、環境と経済の調和を図り、廃棄物や二酸化炭素の排出量の削減に取り組んでまいります。また、循環型社会構築の取り組みを一層推進し、豊かな文化遺産や自然環境と調和した、均衡ある発展を目指したいと考えています。

この計画を実現し、持続可能な循環型社会を構築するには、県民の皆様をはじめ、企業、市町村など各方面の方々との協働や協力が不可欠と考えております。今後とも、実行へ向けての主体的な参画と一層のご支援をお願いいたします。

平成 20 年 3 月

奈良県知事 荒井正吾



第2次奈良県廃棄物処理計画目次

第1章 総論 1

1. 計画改訂の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 対象とする廃棄物の種類
5. 地域の概要（地理的特性、人口特性、産業特性）
6. 第1次奈良県廃棄物処理計画（平成15～19年度）策定以降の状況変化

第2章 一般廃棄物 10

1. 一般廃棄物の排出状況等、将来予測及び課題
 - （1）発生・排出
 - （2）再生利用
 - （3）最終処分
 - （4）し尿等
2. 一般廃棄物処理施設の整備状況及び課題
 - （1）一般廃棄物
 - （2）し尿等
3. 第1次奈良県廃棄物処理計画（平成15～19年度）の達成状況

第3章 産業廃棄物 23

1. 産業廃棄物の排出状況等、将来予測及び課題
 - （1）発生・排出
 - （2）再生利用
 - （3）最終処分
2. 産業廃棄物処理施設の状況
3. 第1次奈良県廃棄物処理計画（平成15～19年度）の達成状況
4. 不適正処理の状況及び課題

第4章 基本目標の設定及び施策の方針 40

1. 計画の基本目標
2. 施策の方針
3. 廃棄物の減量等目標値の設定
 - （1）本県の減量化等の目標値
 - ①一般廃棄物の減量化等の目標値
 - ②産業廃棄物の減量化等の目標値
 - （2）国の基本方針における減量化等の目標値

第5章 減量化の目標達成のための施策の概要 47

1. 施策の体系
2. 施策の概要
3. 施策目標の設定
4. 廃棄物の種類ごとの対策

第6章 計画の推進 63

1. 各主体の役割
 - (1) 県民
 - (2) NPO
 - (3) 排出事業者
 - (4) 処理業者
 - (5) 市町村
 - (6) 県
2. 計画の推進体制
3. 計画の進行管理

資料

1. 処理実績一覧
 - (1) 一般廃棄物
 - (2) 産業廃棄物
2. 将来予測の推計手法及び推計結果一覧
 - (1) 一般廃棄物（将来人口、排出量、処理量、し尿等）
 - (2) 産業廃棄物（将来予測等）
3. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 17 年 5 月 26 日改正、環境省告示第 43 号）
4. 奈良県環境審議会等での審議経過
5. 用語集

第1章 総論

1. 計画改訂の趣旨

近年、高度経済成長を支えてきた大量生産―大量消費―大量廃棄の社会経済システムによりもたらされた利便性と引き替えに、大量に発生する廃棄物の適正な処理の確保が大きな課題となってきました。その影響は、資源の枯渇や温暖化など地球環境の悪化ばかりではなく、施設の不適正管理によるダイオキシンの発生や不法投棄をはじめとする廃棄物の不適正処理などによって地域環境へも顕在化してきています。そのため、従来の社会経済システムに基づいた豊かな生活を、将来にわたって持続していくことは困難となってきています。

そこで、豊かな自然環境を次世代に引継ぎ、持続的に経済活動等を行なうことができるよう、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築しなければなりません。

国においては、廃棄物をめぐる様々な問題に対応するため、数次にわたる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正及び各種リサイクル関連法が整備されました。さらに、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）が制定され、循環型社会の実現に向けた対応が図られるとともに、循環型社会形成推進基本計画の中で、①排出抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処理、という施策の優先順位が示されました。また、「新たな循環型社会形成推進基本計画策定のための具体的な指針」において、地球温暖化対策等の取組との連携を強化するなど、「21 世紀環境立国戦略」（平成 19 年 6 月 1 日閣議決定）で提示された「低炭素社会」、「自然共生社会」及び「循環型社会」の構築について、統合的な展開を進めることが示されました。

本県におきましても、平成 15 年 3 月に、地域の特性を活かした本県がめざすべき循環型社会の姿を明確にし、その実現を図るための県民・事業者・行政の指針となる「奈良県循環型社会構築構想」を策定するとともに、「奈良県廃棄物処理計画」を定め、それぞれが取組むべき基本的な方向性を示し、廃棄物の減量や適正処理の推進を図ってきたところです。

しかし、奈良県廃棄物処理計画の策定後、社会経済情勢の変化や各種リサイクル法の整備によるリサイクルの進展など、廃棄物を取り巻く状況が大きく変わってきたことから、廃棄物の現状を把握し、当該計画の検証を行なうとともに、再度課題を整理する必要があります。そこで、地球温暖化対策としての位置づけを意識しながら、循環型社会の構築に向けた一層の取組みを促進するという考え方のもと、廃棄物処理計画の見直しを行ないます。

2. 計画の位置づけ

この計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、国が策定する「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成17年5月26日改正、環境省告示第43号。以下「国の基本方針」という。)に即した廃棄物の減量その他その適正な処理に関する法定計画です。

なお、この計画は、「新奈良県環境総合計画」及び「奈良県循環型社会構築構想」を上位計画とし、また県内市町村の「一般廃棄物処理計画」を踏まえるとともに、奈良県廃棄物処理計画(平成15～19年度)を引き継いだ計画として策定します。

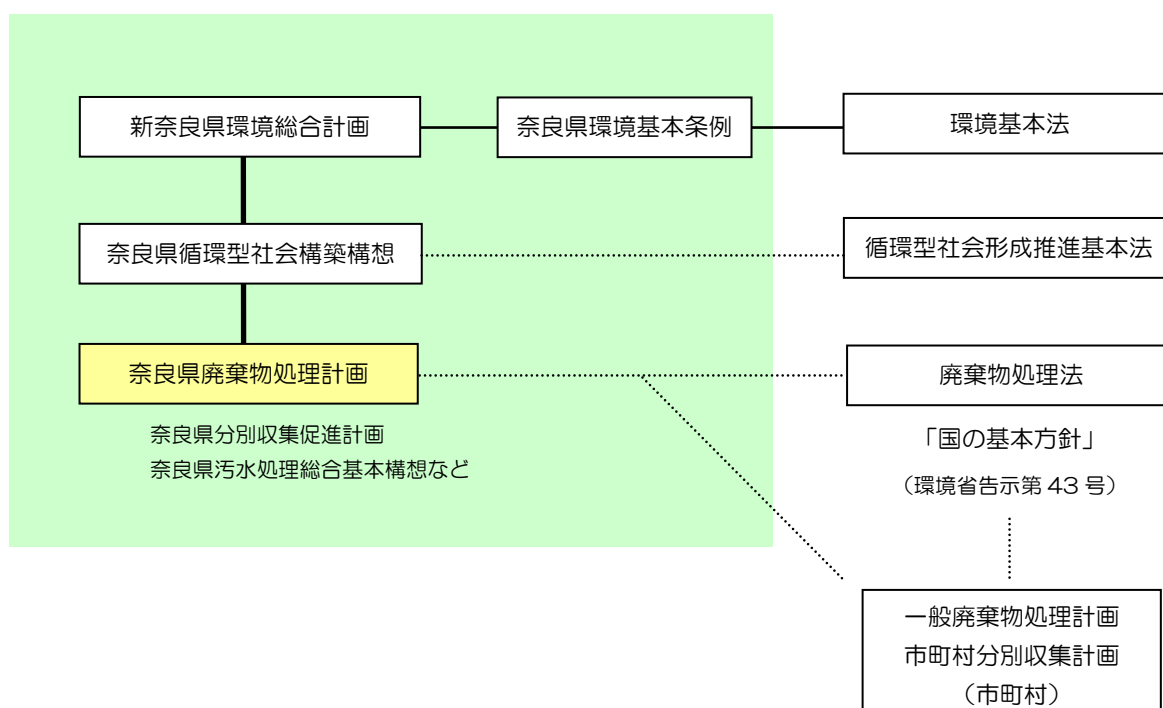


図 1-1 奈良県廃棄物処理計画の位置づけ

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成20年度から平成24年度の5年間とします。

なお、計画期間内であっても、社会経済情勢の変化や法改正等の状況によっては、必要に応じて計画の見直しを行なうこととします。

4. 対象とする廃棄物の種類

本計画の対象となる廃棄物は、廃棄物処理法第2条第1項に規定する「廃棄物」で、県内で発生し又は処理されるものとします。なお、本計画では、「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」の区分ごとに検討することとします。

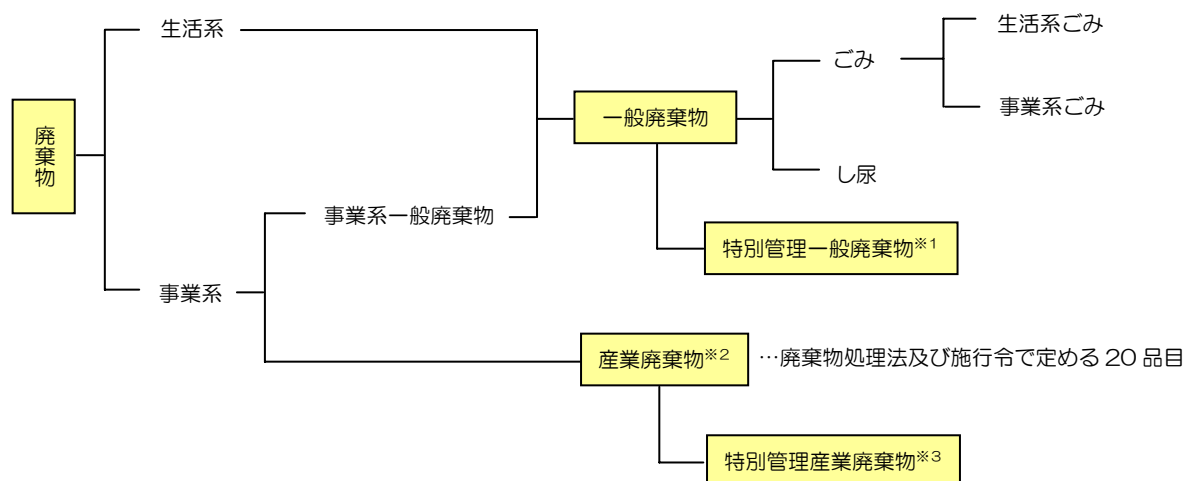


図 1-2 廃棄物の区分

(※1) 爆発性、毒性、感染性、引火性、腐食性等有るもの（PCB 使用製品、ばいじん、感染性一般廃棄物等）

(※2) 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、これらを処分するために処理されたもの

(※3) 爆発性、毒性、感染性等有るもの〔感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（PCB、石綿等）等〕

5. 地域の概要

(1) 地理的特性

奈良県は近畿地方のほぼ中央に位置し、海岸に接しない内陸県で、地形、地質上から見ると吉野川に沿って走る中央構造線により、北部低地と南部吉野山地とに大別でき、総面積は 3,691km²で全国面積の約 1%となっています。

奈良盆地を中心とした北部低地は、大阪府や京都府への通勤圏として人口や事業所が集中しています。一方、東西 70km、南北 80km にわたって広がり、県土面積の約 2/3 を占めている南部吉野山地は、豊かな自然に恵まれ、林業や果樹生産を中心とした農業が行なわれています。

(2) 人口特性

本県の人口は、1,412,539 人（平成 19 年 5 月 1 日現在、奈良県総務部統計課）で、平成 12 年度以降、減少しています。また、北部低地部の奈良盆地に約 90%が集中しているのが特徴です。

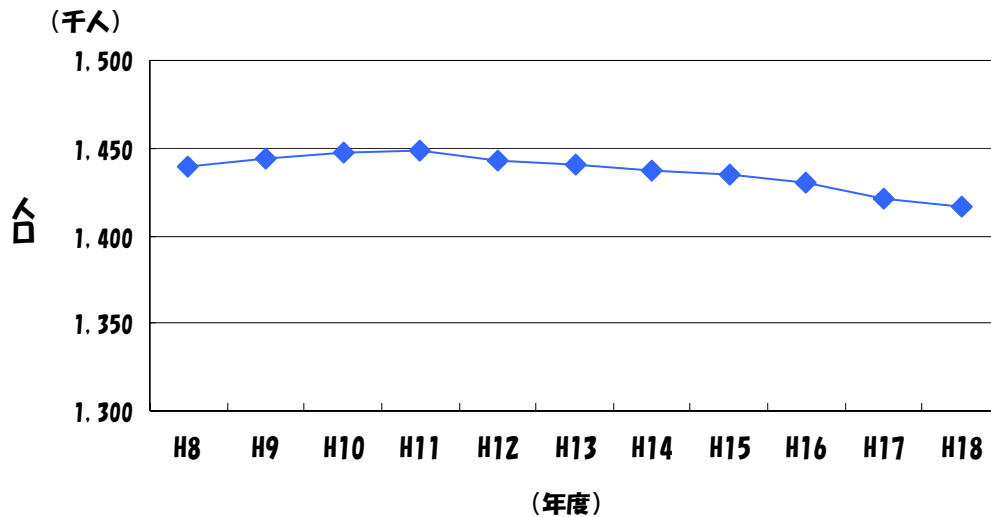


図 1-3 奈良県の人口推移（奈良県統計年鑑より）

(3) 産業特性

①概要

平成 16 年 6 月現在で、本県の産業を産業別就業者数の割合で見ると、第 1 次産業が 0.1%、第 2 次産業が 27.4%、第 3 次産業が 72.5%となっています。

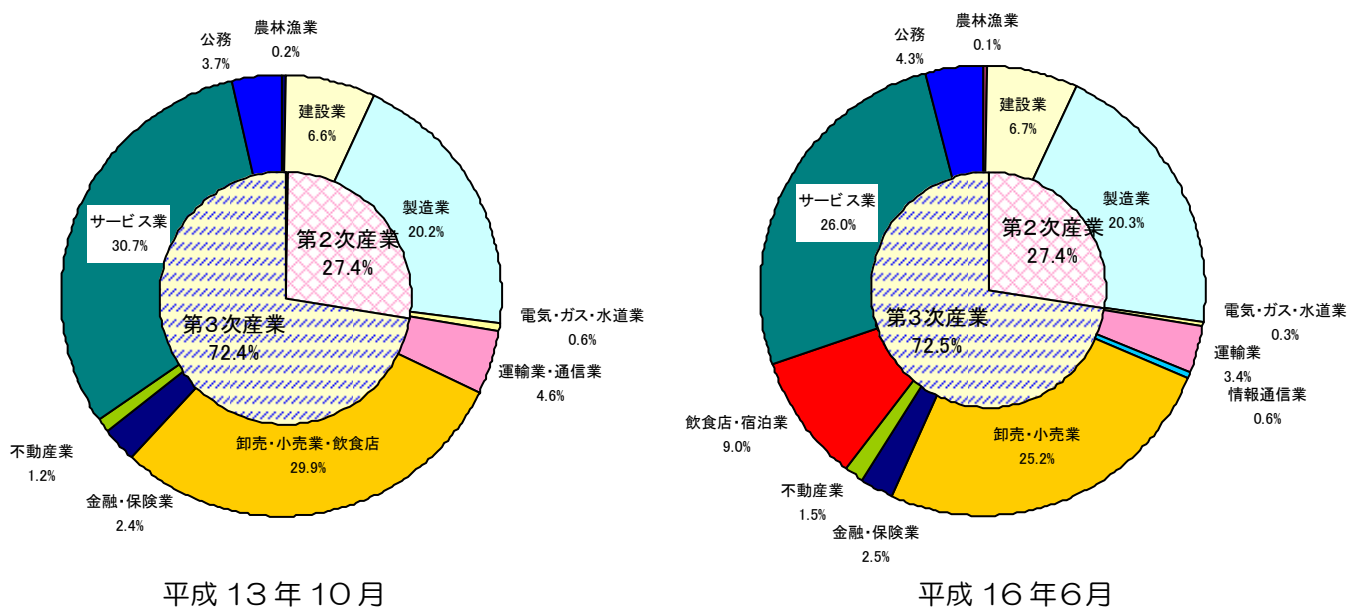


図 1-4 産業別就業者数の割合

※総務省統計局「事業所・企業統計調査報告」

また、平成 16 年度の県内総生産（実質）は、4,244,976 百万円（税関係を除く）で、第 1 次産業が 1.0%、第 2 次産業が 31.8%、第 3 次産業が 67.2%となっています。

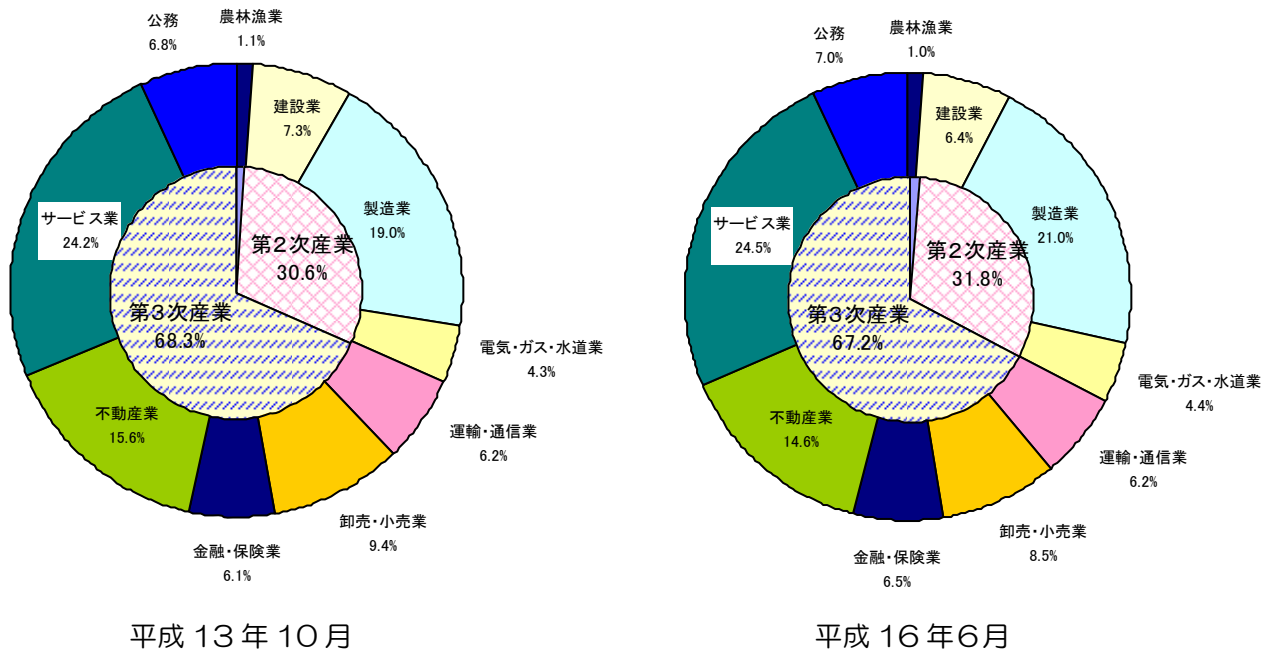


図 1-5 業種別県内総生産（実質）

※県統計課「奈良県県民経済計算報告書」

②県内の事業所数、従業員数及び総生産の推移

平成 16 年の事業所数は、47,690 事業所で、従業者数は 410,518 人となっており、平成 13 年と比較してともに減少しています。しかし、県内総生産は増加しています。

表 1-1 県内事業所数、従業員数及び総生産の推移

		事業所数※			従業者数（人）※			県内総生産（実質：百万円）※		
		H13	H16	増減率（%）	H13	H16	増減率（%）	H13	H16	増減率（%）
第 1 次	農林漁業	84	58	△31.0	841	559	△33.5	43,624	42,316	△3.0
	鉱業	5	4	△20.0	65	64	△1.5	883	672	△23.9
第 2 次産業	建設業	4,818	4,443	△7.8	31,178	27,569	△11.6	296,680	270,915	△8.7
	製造業	6,862	6,049	△11.8	94,834	83,519	△11.9	770,613	891,342	15.7
	電気・ガス・水道業	102	27	△73.5	2,827	1,318	△53.4	172,997	186,286	7.7
第 3 次産業	情報通信	1,096	179	△33.2	21,478	2,323	△24.1	252,028	264,846	5.1
	運輸業		553			13,983				
	卸売・小売業	21,258	14,531	△6.1	140,281	103,348	0.2	380,944	360,699	△5.3
	飲食店		5,437			37,148		—	—	—
	金融・保険	663	592	△10.7	11,132	10,247	△8.0	249,366	275,120	10.3
	不動産業	1,780	2,174	22.1	5,572	6,051	8.6	631,103	620,313	△1.7
	医療・福祉	15,886	2,508	△17.4	144,108	39,930	△25.8	981,519	1,039,827	5.9
	教育、学習支援		1,390			13,178				
	複合サービス		292			2,675				
	その他サービス業		8,934			51,141				
	公務	519	519	—	17,465	17,465	—	276,065	295,735	7.1
合計		53,073	47,690	△10.1	469,781	410,518	△12.6	4,055,580	4,224,976	4.7

※事業所数、従業員数：総務省統計局「事業所・企業統計調査報告」（ただし公務は平成 13 年 10 月 1 日現在）

※県内総生産（実質）：県統計課「平成 16 年度奈良県県民経済計算報告書」

ただし、関税及び消費税等は除く。

※H13：平成 13 年 10 月 1 日現在

※H16：平成 16 年 6 月 1 日現在

③県内の製造品出荷額等の推移

県内の製造業（従業者 4 人以上の事業所）における製品出荷額等について、平成 13 年度と平成 16 年度を比較すると、9 業種で増加しており、全体として 0.5% の増加となっています。

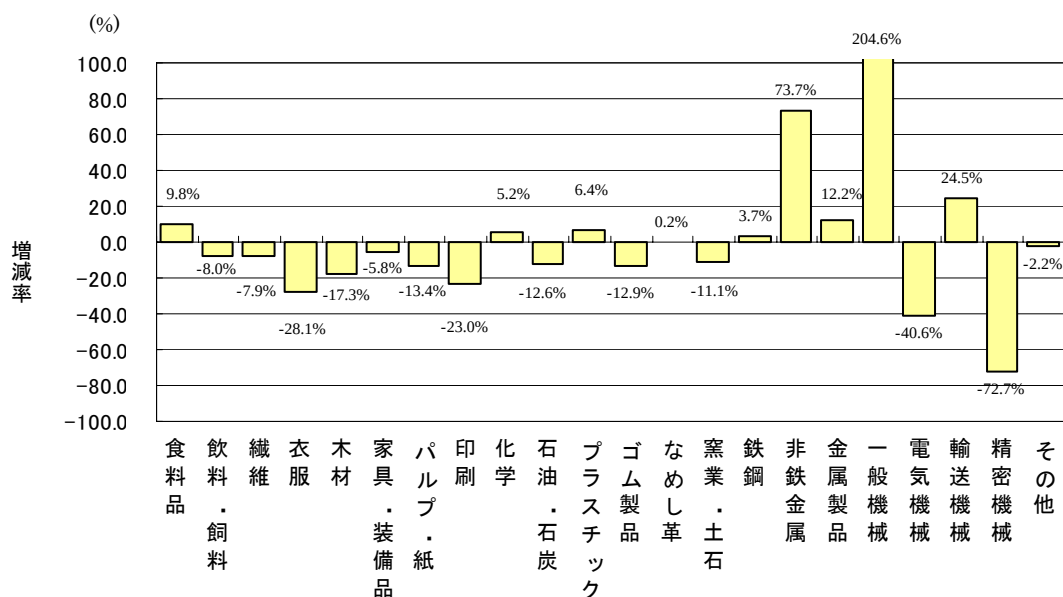


図 1-6 製造業における製品出荷額等の増減率（奈良県工業統計調査）

$$\text{※増減率} = (\text{H16} - \text{H13}) / \text{H13} \times 100 \quad (\%)$$

※電子機械製造業に情報通信機械製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。

④県内建築着工延床面積等の推移

県内における着工建築物（延床面積）及び元請完成工事高は、経済の低迷等を反映して減少傾向にあります。

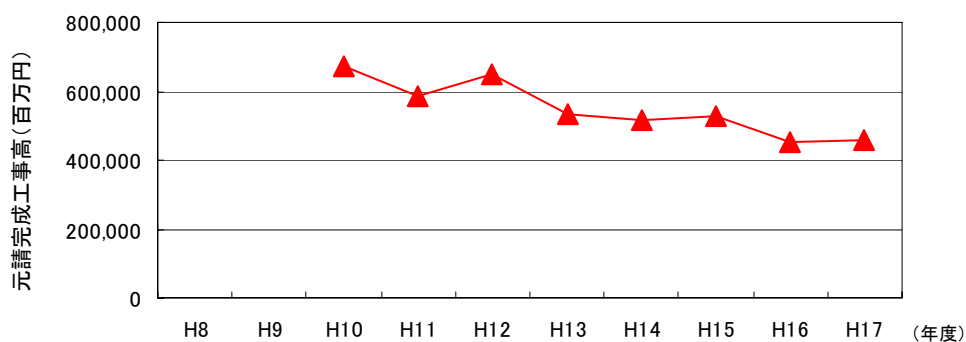
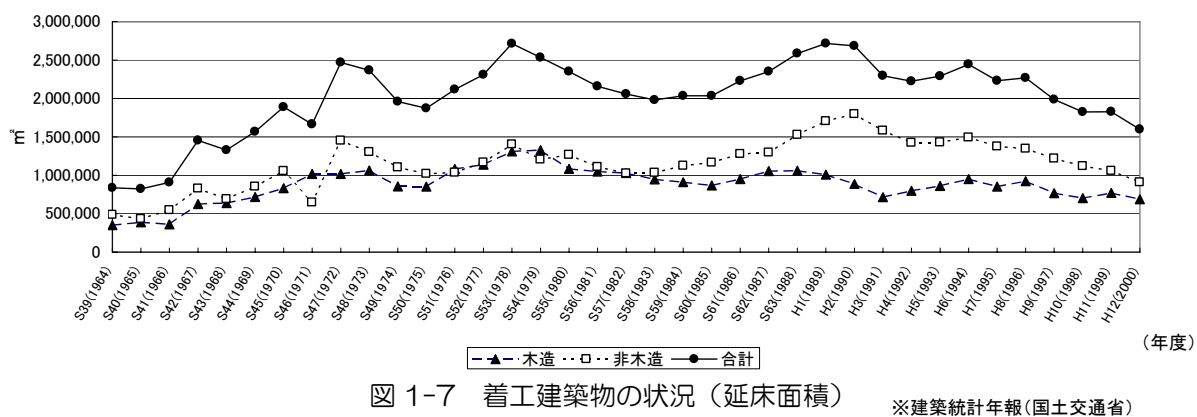


図 1-8 元請完成工事高の推移

※建設工事施工統計調査（国土交通省）

⑤下水道普及率の推移

県内の下水道普及率は、平成 17 年度末で 68.1%となっており、平成 22 年度には 75.2%、平成 34 年度には 88.6%の普及率をめざしています。

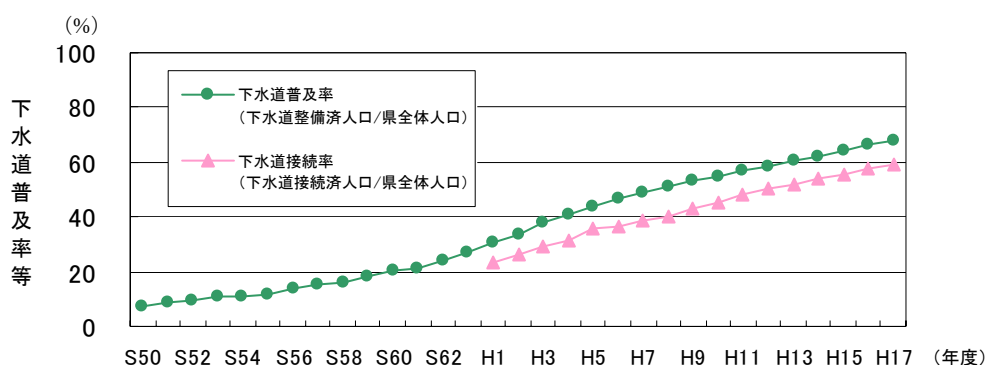


図 1-9 下水道普及率の推移

※奈良県汚水処理総合基本構想

6. 第1次奈良県廃棄物処理計画（平成 15～19 年度）策定以降の状況変化

年	国	奈良県
2002 年 (平成 14 年)	「廃棄物処理法施行令」改正 (し尿等の海洋投入の禁止：平成 19 年 2 月～) 「建設リサイクル法」完全施行 「自動車リサイクル法」公布 「バイオマス・ニッポン総合戦略」閣議決定	「第3期奈良県分別収集促進計画（平成 15～19 年度）」策定（平成 14 年 7 月） 「奈良市」が中核市となる
2003 年 (平成 15 年)	「循環型社会推進基本計画」閣議決定/国会報告 「PCB 廃棄物処理基本計画」策定 「独立行政法人環境再生保全機構法」公布 (PCB 廃棄物処理の円滑な実施の支援等) 「日本環境安全事業株式会社」公布/施行 (PCB 廃棄物の処理事業の実施) 「廃棄物処理法」改正 (不法投棄未然防止、リサイクルの推進) 「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）」公布/施行 (平成 10 年 6 月以降に不適正処分された産業廃棄物の支障の除去のための財政支援) 「資源有効利用促進法省令」改正 (家庭系パソコンがメーカー等によるリサイクル対象に追加)	「奈良県循環型社会構築構想（平成 15～24 年度）」策定（平成 15 年 3 月） 「奈良県廃棄物処理計画(平成 15～19 年度)」策定 (平成 15 年 3 月) 「奈良県リサイクル製品認定制度」実施
2004 年 (平成 16 年)	「廃棄物処理法」改正 (国の役割の強化、事故時の応急措置等)	「産業廃棄物税」導入 「リサイクルハンドブック」作成
2005 年 (平成 17 年)	「自動車リサイクル法」完全施行 「廃棄物処理法」改正 (保健所設置市事務の見直し、無確認輸出未遂罪・予備罪の創設など)	「奈良県汚水処理総合基本構想策定」 (平成 17 年 3 月) 「第4期奈良県分別収集促進計画策定（平成 18～22 年度）」策定（平成 17 年 7 月）
2006 年 (平成 18 年)	「容器包装リサイクル法」改正 (事業者の取組状況報告の義務付け、容器包装廃棄物排出抑制推進員の委嘱、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設等) 「廃棄物処理法」改正 (石綿含有産業廃棄物等の適正処理の確保)	「廃棄物循環利用と適正処理のための手引書」作成 (平成 18 年 3 月) 「新奈良県環境総合計画」策定（平成 18 年 3 月） 「やまと 21 世紀ビジョン」策定（平成 18 年 3 月） 「リサイクルハンドブック」改訂（平成 19 年 3 月）

第2章 一般廃棄物

1. 一般廃棄物の排出状況等、将来予測及び課題

(1) 発生・排出

①排出量の状況

本県における平成 17 年度の一般廃棄物の総排出量（自家処理量を除く。）は、548 千トンで、平成 10 年度の 591 千トンにピークに緩やかですが減少傾向となっています。排出内訳をみると、生活系ごみが 398 千トン（73%）、事業系ごみが 150 千トン（27%）となっており、ピーク時と比較して、それぞれ 33 千トン、12 千トンの減少となっています。また、1 人 1 日当りの排出量は 1,040g（全国：1,131g）で、ピーク時に比べて約 71g（全国：約 54g）減少しています。

表 2-1 一般廃棄物排出量の推移

		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
積み 排出 量	計画収集量①(千 t)	430	437	451	441	465	462	472	469	453	455
	直接搬入量②(千 t)	82	84	90	90	69	76	64	63	66	64
	自家処理量③(千 t)	3	2	2	2	0	1	0	0	0	0
	集団回収量④(千 t)	46	50	50	33	38	34	34	33	34	28
	合計 (①+②+④)	558	571	591	564	572	572	570	565	553	548
	生活系ごみ	414	426	431	402	414	410	411	402	404	398
	事業系ごみ	144	145	161	162	158	162	159	163	149	150
	1 人 1 日当りの排出量 (g/人/日) ※	1,060	1,080 (100)	1,111 (103)	1,060 (98)	1,074 (99)	1,075 (100)	1,070 (99)	1,068 (99)	1,047 (97)	1,040 (96)
	生活系ごみ 下段：集団回収除く	784 699	806 711	809 715	755 693	778 707	771 707	772 708	760 698	764 700	756 703
	事業系ごみ	274	274	302	305	296	304	298	308	282	284
総人口 (千人) ⑥		1,443	1,448	1,458	1,457	1,460	1,458	1,460	1,450	1,449	1,442
計画収集人口(千人)		1,439	1,447	1,458	1,457	1,459	1,458	1,460	1,450	1,449	1,442
自家処理人口(千人)		4	1	0	0	0	0	0	0	0	0

※奈良県の一般廃棄物処理事業の概要より

※千未満を四捨五入しているため、合計と合わない場合があります。(以下本章で用いる表において同じ)

※集団回収量：市町村が把握した集団回収量

※1 人 1 日当りの排出量：(計画収集量+直接搬入量+集団回収量) / 総人口 / 365 又は 366 日 × 10⁶

※ () 内は、平成 9 年度値を 100 としたときの指数。

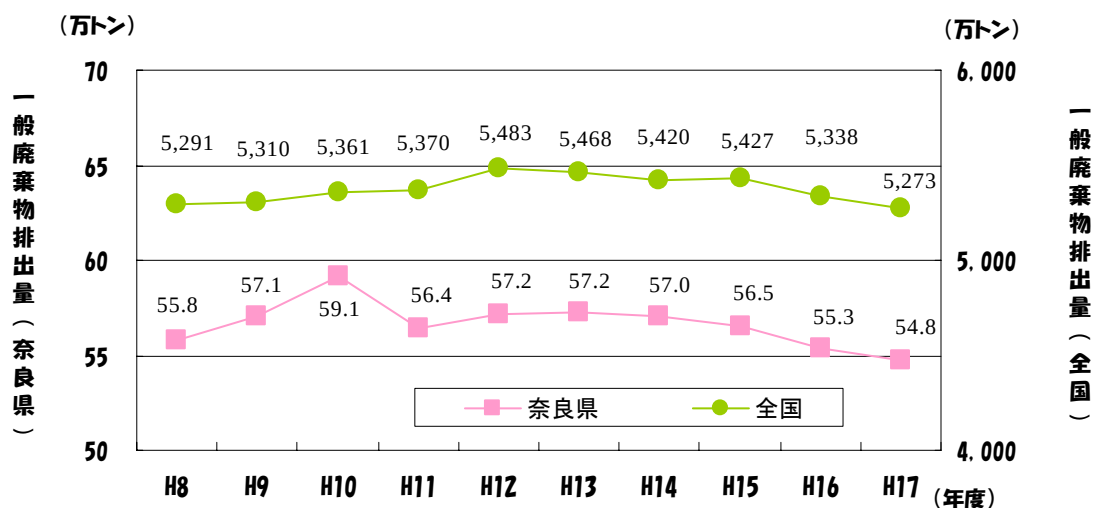


図 2-1 一般廃棄物排出量の推移（一般廃棄物処理事業実態調査）

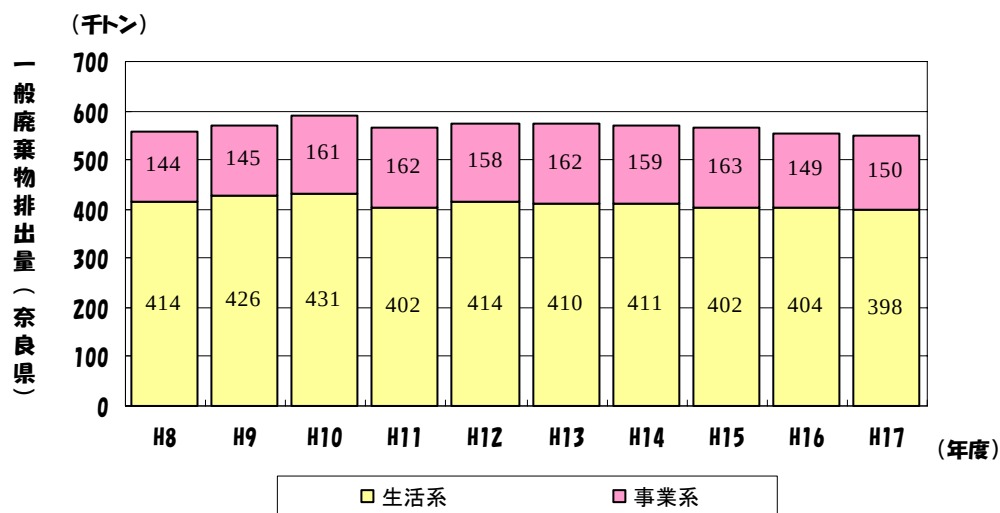


図 2-2 奈良県の一般廃棄物排出内訳の推移（一般廃棄物処理事業実態調査）

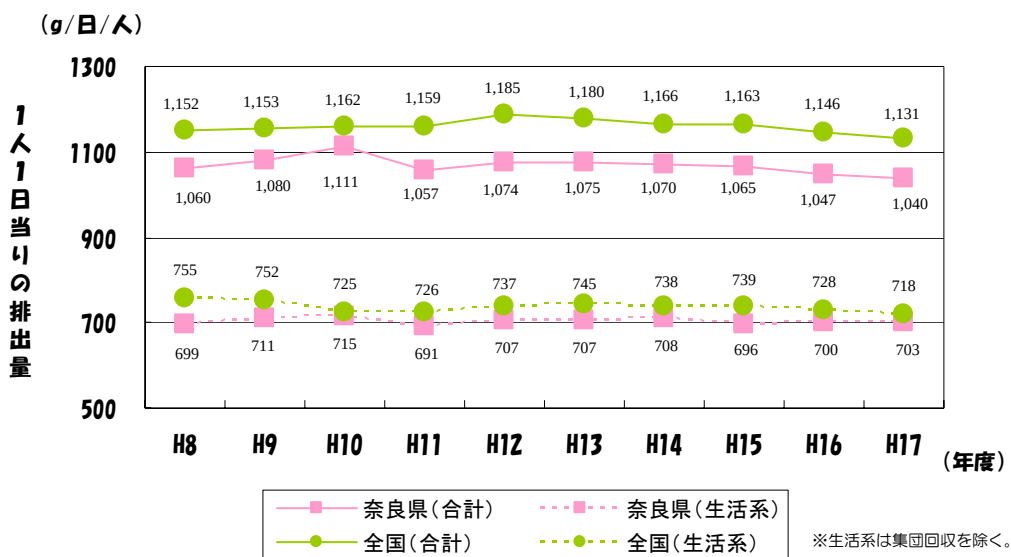


図 2-3 1人1日当りの排出量の推移（一般廃棄物処理事業実態調査）

②排出量の将来予測

排出量の将来予測では、自家処理量を含まず、生活系一般廃棄物と事業系一般廃棄物に分け、それぞれについて推計を行ないました。

一般廃棄物排出量の将来予測は、生活系では、排出原単位（1人1日当りの排出量）及び人口の減少にともない、また事業系では事業者の減量化等の取組みにより減少傾向となり、平成24年度には515千トン、平成29年度には495千トンと見込まれます。

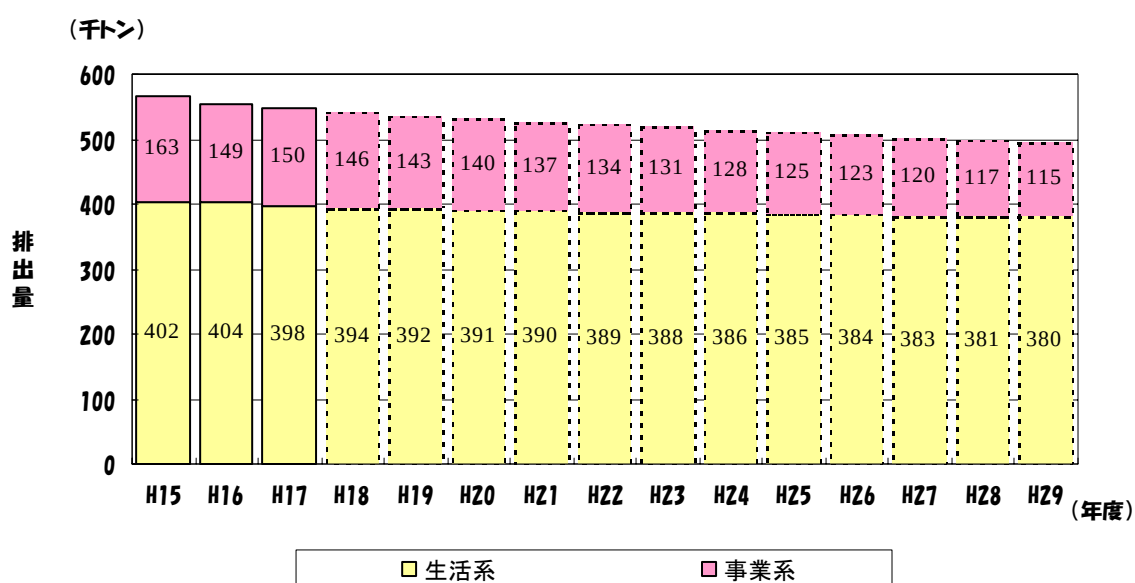


図 2-4 一般廃棄物排出量の将来予測

課題

1. 一般廃棄物の排出量は減少傾向にありますが、循環型社会の実現のためには、さらに一般廃棄物の排出を抑制することが必要です。

排出抑制については、以下の2つの視点からの取組みが必要です。

- ・発生抑制 … ごみになるものは受け取らない
- ・排出抑制 … 家庭や事業所での有効利用や再使用

2. 発生・排出抑制のため、排出者の意識の醸成が必要です。

(2) 再生利用

①再生利用量の状況

平成 17 年度の再生利用量は 83 千トン、再生利用率は 15.1%（全国：19.0%）となっており、ともに微増傾向にあります。特に、直接資源化量及び中間処理後資源化量が増加しています。

表 2-2 再生利用量の詳細及び経年変化

		H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
総排出量（千トン）		558	571	591	564	572	572	570	565	553	548
紙類	合計（トン/年）	45,523	49,520	51,004	34,365	41,131	41,666	42,182	43,562	46,902	41,582
	直接資源化	1,202	1,479	2,300	2,750	4,141	6,838	6,718	9,180	12,348	13,735
	中間処理後資源化			661	653	980	2,849	3,248	3,261	2,597	1,342
	集団回収	44,321	48,041	48,043	30,962	36,010	31,979	32,218	31,121	31,957	26,505
金属類	合計（トン/年）	19,296	17,501	14,522	18,634	19,136	16,054	16,707	15,342	14,623	14,973
	直接資源化	18,986	17,138	3,461	3,300	4,035	1,349	1,045	1,075	1,165	2,153
	中間処理後資源化			10,768	15,043	14,738	14,442	15,403	13,931	13,111	12,594
	集団回収	310	363	293	291	363	263	259	336	347	226
ガラス類	合計（トン/年）	5,819	6,036	6,329	9,149	11,090	8,463	8,067	8,353	8,111	8,735
	直接資源化	5,796	5,977	4,020	4,241	5,751	1,523	1,023	1,114	1,346	2,175
	中間処理後資源化			2,270	4,857	5,295	6,900	7,009	7,203	6,726	6,528
	集団回収	23	59	39	51	44	40	35	36	39	32
ペットボトル	合計（トン/年）			291	801	1,063	1,362	1,629	1,741	1,671	1,761
	直接資源化			114	303	450	388	521	478	273	476
	中間処理後資源化			177	498	585	972	1,071	1,263	1,398	1,284
	集団回収			0	0	28	2	37	0	0	1
プラスチック類	合計（トン/年）			1,080	1,063	3,688	7,467	7,308	7,814	7,672	10,302
	直接資源化			0	329	0	9	15	23	33	59
	中間処理後資源化			1,048	702	3,688	7,458	7,293	7,791	7,639	10,243
	集団回収			32	32	0	0	0	0	0	0
その他	合計（トン/年）	7,497	6,464	5,110	1,978	4,549	4,281	6,039	5,744	5,770	5,572
	直接資源化	5,985	4,813	601	264	522	362	323	411	509	600
	中間処理後資源化			2,653	262	2,512	2,267	4,276	5,813	3,823	3,686
	集団回収	1,512	1,651	1,856	1,452	1,515	1,652	1,440	1,386	1,438	1,286
合計	合計（トン/年）	78,135	79,521	78,336	65,990	80,657	79,293	81,862	84,422	84,749	82,935
	再生利用率（%）	(14.0)	(13.9)	(13.3)	(11.7)	(14.1)	(13.9)	(14.4)	(14.9)	(15.3)	(15.1)
	直接資源化	31,969	29,407	10,496	11,187	14,899	10,469	9,645	12,281	15,674	19,198
	中間処理後資源化			17,578	22,015	27,798	34,888	38,228	39,262	35,294	35,677
	集団回収	46,166	50,114	50,263	32,788	37,960	33,936	33,989	32,879	33,781	28,060

※集団回収については、市町村を介さなくなった団体があるため、一部その把握ができない。

※再生利用率：再生利用量/総排出量

※容器包装リサイクル法分別収集計画により再生利用されたものは、直接資源化又は中間処理後資源化に含まれる。

※「ペットボトル」「プラスチック類」については、平成 10 年度以降のデータ。

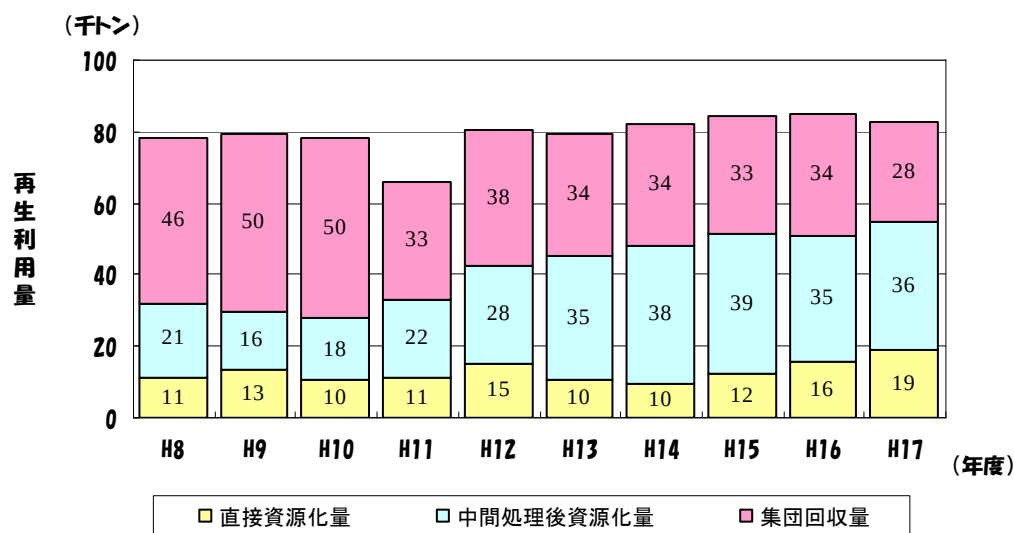


図 2-5 一般廃棄物の再生利用量の推移

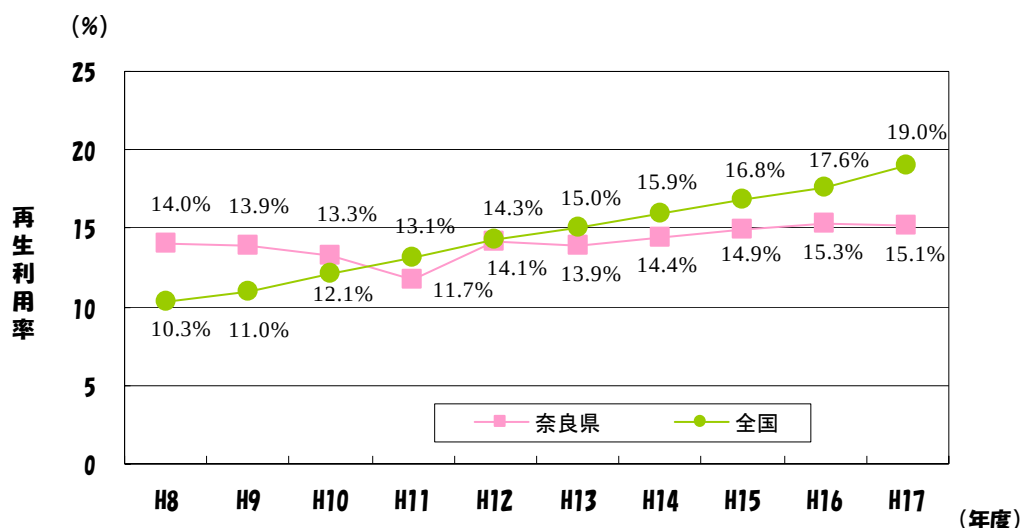
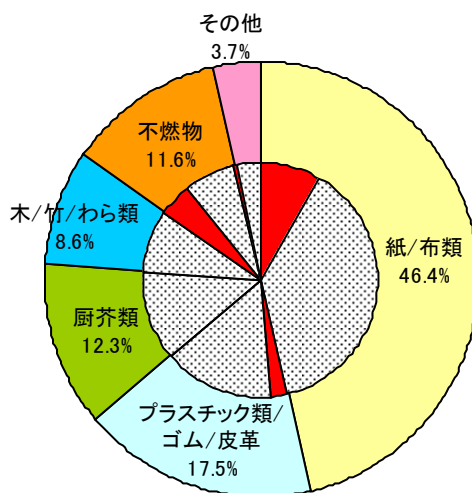


図 2-6 一般廃棄物の再生利用率の推移

a. ごみの組成

本県におけるごみの組成（直接埋立除く）は、紙/布類が最も多く 46.4%、プラスチック类等 17.5%、厨芥類（生ごみ）が 12.3%となっています。そのうち、紙/布類のうち 17.8%、プラスチック类等のうち 13.0%、不燃物のうち 38.7%しか再生利用されていません。



※組成割合は、全市町村の加重平均による。

※外円はごみ組成、内円の ■ はうち再生利用されたものを示す。

図 2-7 奈良県におけるごみ組成 (平成 17 年度一般廃棄物実態調査)

b. 分別数

平成 17 年度における県内各市町村の平均分別数は 7.3 で、増加傾向にありますが、全国平均 11.5 と比べ少ない状況です。都道府県データでみると、平均分別数が多いほど再生利用率が高くなる傾向がうかがえます。

表 2-3 平均分別収集数の推移

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
奈良県 (再生利用率)	6.4 (13.9%)	6.6 (14.4%)	6.6 (14.9%)	6.7 (15.3%)	7.3 (15.1%)
全国 (再生利用率)	9.7 (15.0%)	10.0 (15.9%)	10.4 (16.8%)	10.9 (17.6%)	11.5 (19.0%)

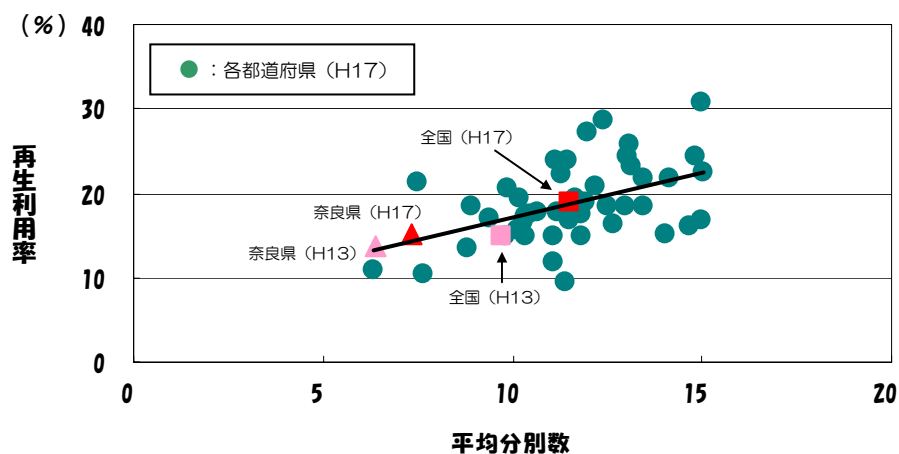


図 2-8 全国都道府県別平均分別数と再生利用率 (平成 17 年度一般廃棄物実態調査)

②再生利用量の将来予測

再生利用量の将来予測は、分別収集の進展により増加傾向となり、平成 24 年度には 101 千トン（再生利用率：19.5%）、平成 29 年度には 111 千トン（再生利用率：22.4%）と見込まれます。

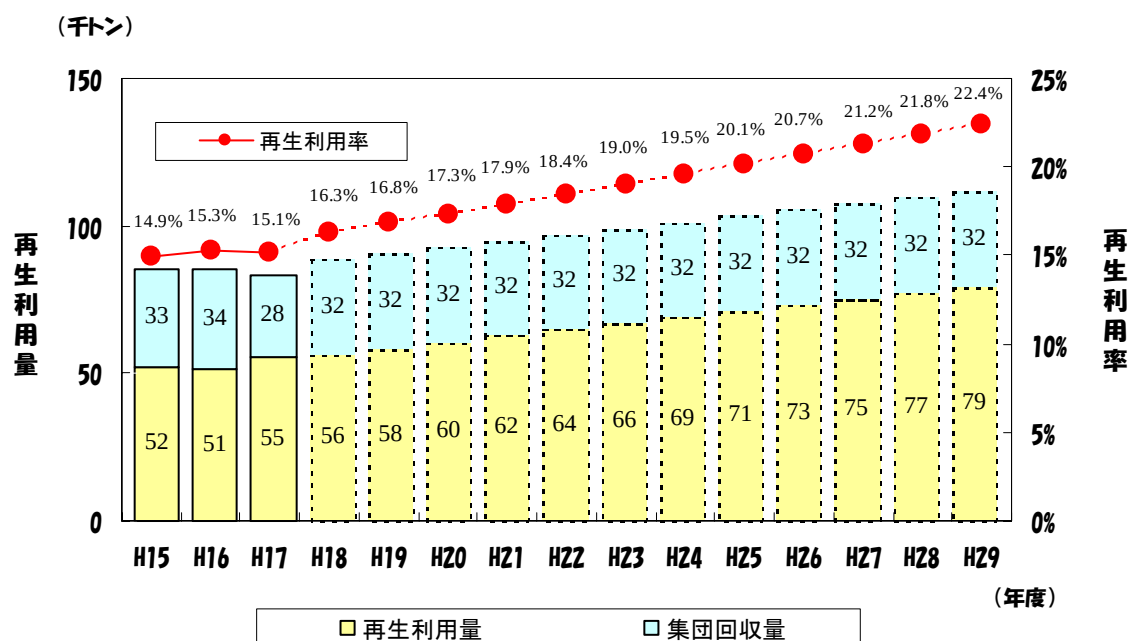


図 2-9 再生利用量の将来予測

課題

一般廃棄物の再生利用量は、ほぼ横ばい傾向にありますが、循環型社会の実現のためには、さらに一般廃棄物の再生利用を推進することが必要です。

再生利用の推進については、以下の3つの視点からの取組みが必要です。

1. 分別収集体制を整備し、また、地域と連携した仕組みをつくる。
2. 排出者の再生利用への意識を醸成し、分別を徹底する。
3. 再生利用のための中間処理施設の整備を推進する。

(3) 最終処分

①最終処分の状況

平成 17 年度の最終処分量は、78 千トン、最終処分率は 14.2%（全国：13.9%）となっており、ともに減少傾向にあります。分別の進展や中間処理施設における再生利用の効率化、直接最終処分量の減少が影響していると考えられます。

表 2-4 最終処分状況の推移

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
総排出量（千トン）	558	571	591	564	572	572	570	565	553	548
最終処分量（計）（千トン）	101	103	107	104	97	82	90	86	80	78
（最終処分率：％）	18.1	18.1	18.1	18.4	17.0	14.4	15.8	15.3	14.5	14.2
直接最終処分量	13	12	10	14	9	9	8	9	8	7
中間処理後最終処分量	15	14	19	12	15	11	11	10	9	7
焼却後最終処分量	73	77	78	79	74	62	70	68	63	64

※最終処分率：最終処分量/総排出量

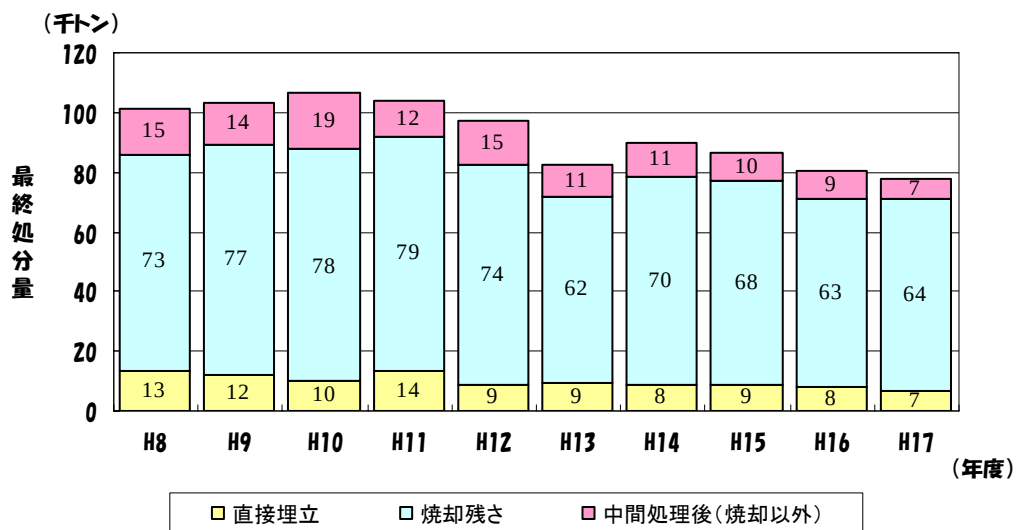


図 2-10 一般廃棄物の最終処分量の推移

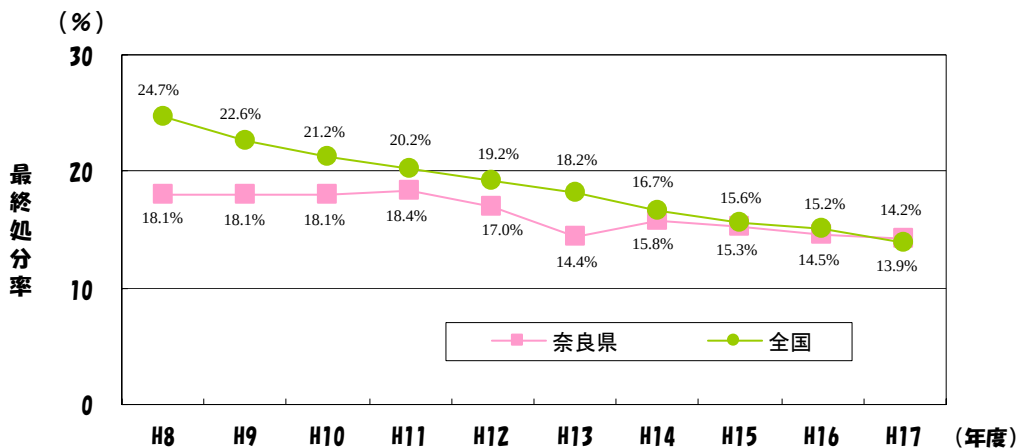


図 2-11 一般廃棄物の最終処分率の推移

②最終処分量の将来予測

最終処分量の将来予測は、排出抑制や再生利用の進展により減少傾向となり、平成 24 年度には 66 千トン（最終処分率：12.8%）、平成 29 年度には 59 千トン（最終処分率：12.0%）と見込まれます。

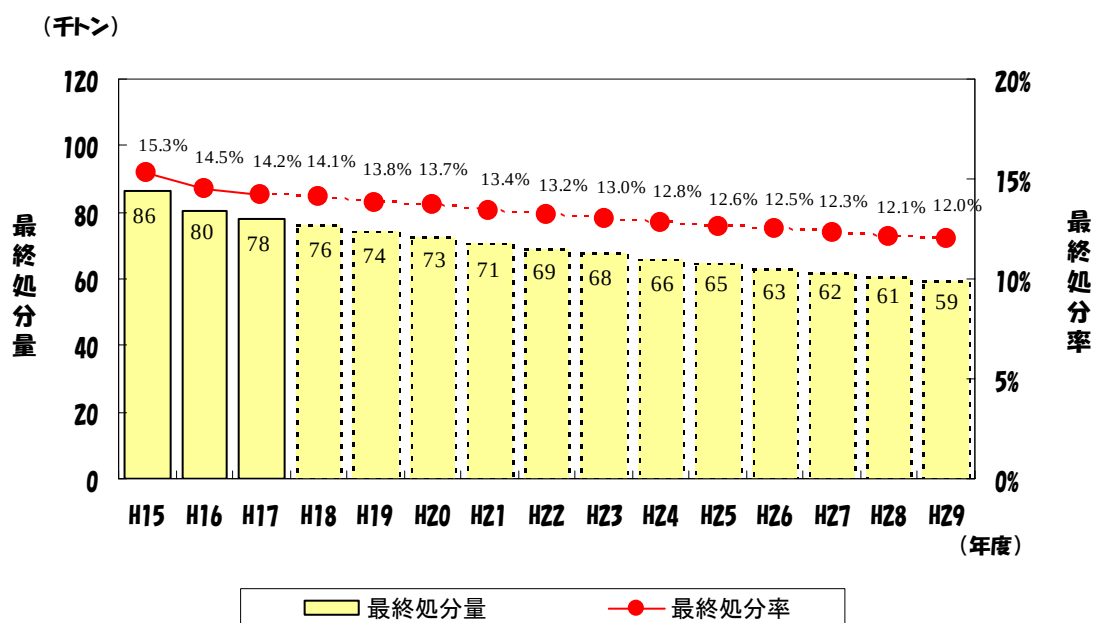


図 2-12 最終処分量の将来予測

課題

一般廃棄物の最終処分量は減少傾向にありますが、循環型社会の実現のためには、さらに一般廃棄物の減量化を推進することが必要です。今後は、分別の徹底、中間処理による減量化や資源回収、さらに溶融固化物※の使用方法の検討などにより、最終処分量を削減していく必要があります。

※溶融固化物は、「溶融スラグ」とも呼ばれ、ごみの焼却灰等を 1,200 度以上の高温で溶融して生成されるガラス状の固化物。土木建設資材として、一部有効利用できる。

(4) し尿等

①処理形態別人口の推移

本県におけるし尿の処理形態別人口は、下水道整備の促進や合併浄化槽の普及により、単独浄化槽人口及びし尿計画収集人口が減少傾向にあります。処理形態別人口の推移については、表 2-5 のとおりです。

表 2-5 処理形態別人口の推移

			平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
総人口			1,457,750	1,459,627	1,450,381	1,448,733	1,442,228
水洗化	汚水処理	公共下水道※ ¹	759,368	798,830	800,762	827,538	847,066
		コミュニティ・プラント	6,124	6,088	6,980	5,170	5,403
		合併浄化槽	150,553	180,638	174,388	151,130	147,761
非水洗化	汚水未処理	単独浄化槽	319,373	274,140	286,593	295,670	287,576
		し尿計画収集	219,507	197,621	179,620	167,019	153,519
		自家処理	2,825	2,310	2,038	2,206	903
水洗化率（％）※ ²			84.7 (84.7)	86.3 (86.0)	87.5 (87.1)	88.3 (88.1)	89.3 (88.9)
汚水衛生処理率（％）※ ²			62.8 (67.2)	67.5 (69.4)	67.7 (71.5)	67.9 (73.1)	69.4 (74.5)

(単位：人)

※「奈良県の一般廃棄物処理事業の概要」より。

※1) 公共下水道は、接続人口を示す。

※2) () 内は、全国値

②し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

本県におけるし尿及び浄化槽汚泥の排出状況については、下水道整備の促進や合併浄化槽の普及により、し尿排出量は減少傾向にあり、浄化槽汚泥は微増となっています。なお、し尿及び浄化槽汚泥の海洋投入は、平成 19 年 2 月から禁止され、県内でも全ての市町村が陸上処理をしています。

表 2-6 し尿等の排出状況

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
排出量（し尿）	146,407	138,892	135,977	128,480	116,394
排出量（浄化槽汚泥）	179,882	181,771	181,778	180,535	185,767
合計	326,289	320,663	317,755	309,015	302,161

※「奈良県の一般廃棄物処理事業の概要」より

(単位：kℓ/年)

③し尿等の将来予測

下水道整備の促進や合併浄化槽の普及によりし尿計画収集人口は減少しており、し尿収集量も減少していくと見込まれます。また、浄化槽汚泥についても、合併浄化槽の普及や単独浄化槽から合併浄化槽への設置替えに伴い増加傾向にありますが、長期的には下水道の普及により減少するものと見込まれます。

表 2-7 汚水処理人口の将来予測

		平成 17 年度（実績）	平成 24 年度（予測）	平成 29 年度（予測）
総人口		1,442	1,394	1,373
	下水道	847	971	1,026
	合併浄化槽	148	103	95
	単独浄化槽	288	242	207
	し尿計画収集	154	77	45
	自家処理	1	0	0

（単位：千人）

※総人口は、資料「2.（1）将来人口」参照

※「奈良県汚水処理総合基本構想」参照

※下水道の接続率を 90%とした。（「やまと 21 世紀ビジョン」より）

※推計については、千未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

表 2-8 し尿等排出量の将来予測

	平成 17 年度（実績）	平成 24 年度（予測）	平成 29 年度（予測）
し尿	116,394	55,000	32,000
浄化槽汚泥	185,767	136,000	120,000
合計	302,161	192,000	152,000

（単位：kℓ/年）

※排出原単位は、過去 5 年間の平均値（し尿：1.97 ℓ/人/日、浄化槽汚泥：1.08 ℓ/人/日）とする。

※推計については、千未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

2. 一般廃棄物処理施設等の整備状況及び課題

(1) 一般廃棄物処理施設の整備状況及び課題

①焼却施設

県内の一般廃棄物の焼却施設は、平成 17 年度末で 28 施設が稼働しており、その処理能力は 2,231t/日です。また、平成 14 年 12 月のダイオキシンの規制強化に対応するため、平成 10 年度から平成 14 年度までにすべての施設が対策を完了しています。

表 2-9 市町村の焼却施設の設置状況（平成 17 年度末）

	施設数					処理能力 (t/日)
	施設規模 (t/日)				合計	
	～10 未満	10～50 未満	50～100 未満	100～		
連続式				8	28	2,231
准連続式		2	3			
機械化バッチ式	2	12	1			

※連続式：1 日 24 時間連続稼働可能で、供給・移動・攪拌・排出が連続的に運転管理可能。排ガス等調整しやすい。

※准連続式：1 日 24 時間の連続運転体制がとりにくい場合、16 時間運転可能。間欠運転に必要な施設を保有。

※機械化バッチ式：1 日 8 時間稼働。火格子の一部又は全部が可動し、供給・移動・攪拌・排出が機械化されている。

②再生利用施設等

県内の一般廃棄物の再生利用施設等は、平成 17 年度末で、粗大ごみ処理施設 11 施設（処理能力：301t/日）、資源化施設 5 施設（処理能力：92.2 t/日）が稼働しています。

表 2-10 市町村の再生利用施設等の設置状況（平成 17 年度末）

	施設数					処理能力 (t/日)
	施設規模 (t/日)				合計	
	～10 未満	10～50 未満	50～100 未満	100～		
粗大ごみ処理施設	3	6	1	1	11	301
資源化施設	3	2			5	92.2

③最終処分場

県内の一般廃棄物の最終処分場は、平成 17 年度末で 10 施設が稼働しており、その全体埋立容量は 2,581,163m³で、残余容量は 1,563,510 m³となっています。また、県内市町村のうち 21 市町村が大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「大阪湾フェニックス」という。）に搬入しています。

表 2-11 最終処分場の設置状況（平成 17 年度末）

		施設数	埋立容量	残余容量
県内	市町村	9	1,706,313 m ³	994,153 m ³
	民間業者	1	874,850 m ³	569,357 m ³
大阪湾フェニックス （管理型）		4	75,555 千m ³ (44,555 千m ³)	29,531 千m ³ (23,404 千m ³)

課題

1. 処理施設の整備等（広域処理の推進）

排出抑制や再生利用等の進捗により、焼却量が減少する方向にあります。今後は、既存焼却施設の更新時期などを勘案し、効率的な処理を行うため、広域的な施設整備を推進する必要があります。また、再生利用の推進には、中間処理施設の整備が必要であり、その際にも、効率的・広域的に推進する必要があります。

2. 災害廃棄物の適正処理

地震や台風等の大規模な災害が発生した場合、一般的に大量の災害廃棄物が発生するなど、その処理が困難となることが予測されます。そのため、市町村において他の市町村と連携を図るとともに、県外応援も含めた協力体制の整備等を早急に構築する必要があります。

（2）し尿等処理施設の整備状況及び課題

平成 17 年度末における県内市町村のし尿処理施設の整備状況は以下のとおりです。

表 2-12 し尿処理施設の整備状況（平成 17 年度末）

種類	施設数	処理能力
し尿処理施設	14	862 kℓ/日

課題

施設の総処理能力からみると、現在、発生しているし尿等については、その処理は確保されており、将来的には、下水道の整備が進み、し尿等の発生量は減少すると考えられます。今後は、「奈良県汚水処理総合基本構想」に基づき、汚水処理施設の整備を促進するとともに、し尿等の処理については、既存施設の更新時期などを勘案し、効率的な処理を行うため、広域的な施設整備も推進していく必要があります。

3. 第1次奈良県廃棄物処理計画（平成15～19年度）の達成状況

第1次奈良県廃棄物処理計画では、一般廃棄物処理の中間目標年度である平成19年度における目標値を、排出量538千トン、再生利用量108千トン（再生利用率20%）、最終処分量81千トンとしています。

平成17年度実績値では、排出量548千トン、再生利用量83千トン（再生利用率15.1%）、最終処分量78千トンとなっており、最終処分量は平成19年度目標値を既に達成していますが、排出量及び再生利用量は、徐々に目標値に近づいてはいるものの、目標値に達していません。

表2-13 第1次奈良県廃棄物処理計画の達成状況（一般廃棄物）

	第1次奈良県廃棄物処理計画			平成17年度	
	平成9年度 (実績値)	平成19年度		(実績値)	平成19年度 目標値に対する 達成状況※
		予測値	目標値		
排出量	572,569	612,000	538,000	547,632	約2%超
再生利用量 (再生利用率)	79,521 (13.9%)	99,000 (16%)	108,000 (20%)	82,935 (15.1%)	さらなる再生利用が必要
減量化量 (減量化率)	390,006 (68.1%)	414,000 (68%)	349,000 (65%)	386,760 (70.6%)	—
最終処分量 (最終処分率)	103,042 (18.0%)	99,000 (16%)	81,000 (15%)	77,937 (14.2%)	目標達成

(単位：トン/年)

※実績値は、一般廃棄物処理事業実態調査による。

※目標値は、第1次奈良県廃棄物処理計画による。

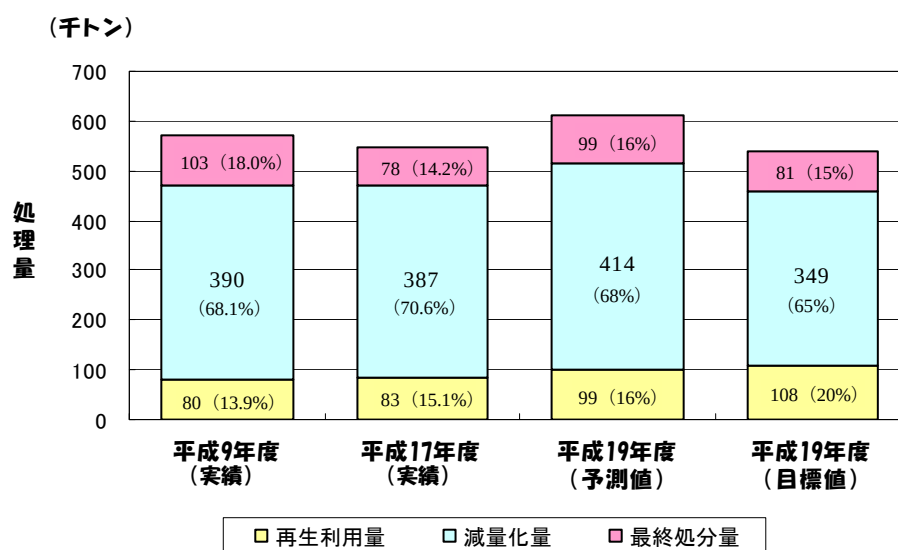


図2-13 第1次奈良県廃棄物処理計画の達成状況

第3章 産業廃棄物

1. 産業廃棄物の排出状況等、将来予測及び課題

(1) 排出量の推移

本県における平成 17 年度の産業廃棄物の発生量は 1,736 千トンで、このうち有償物量を除いた排出量は 1,696 千トンで、平成 13 年度推計（前回調査）の 1,508 千トンに比べ、増加傾向となっています。

表 3-1 産業廃棄物総排出量の推移

	平成 3 年度	平成 9 年度	平成 13 年度	平成 17 年度
発生量	1,530 (100)	1,492 (98)	1,546 (101)	1,736 (113)
有償物量	102 (100)	47 (46)	39 (38)	40 (39)
排出量	1,429 (100)	1,446 (97)	1,508 (101)	1,696 (114)

(単位：千トン/年)

※「奈良県産業廃棄物実態調査」参照。(特別管理産業廃棄物を含む。)

※()内は、平成 13 年度値を 100 とした指数

※四捨五入の関係で、合計と内訳が一致しない場合があります(以下本章で用いる表において同じ。)

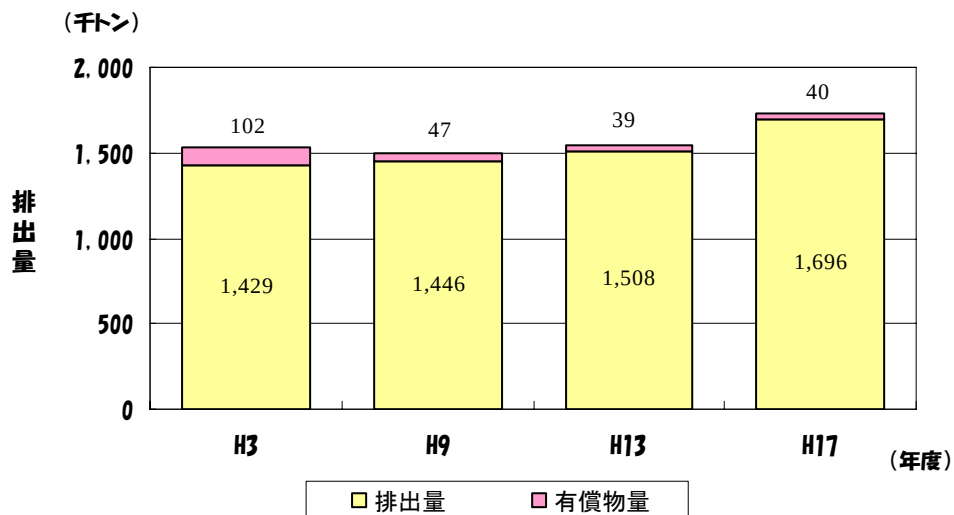


図 3-1 産業廃棄物排出量の推移

①業種別排出状況

平成 17 年度の排出量を業種別にみると電気・水道業が 660 千トン（38%）で最も多く、次いで建設業 558 千トン（33%）、製造業 250 千トン（15%）等となっており、この3業種で全体の約 87%を占めています。

前回調査（平成 13 年度）と比較すると、この3業種すべてで増加しています。

表 3-2 業種別排出量の推移

	平成 3 年度	平成 9 年度	平成 13 年度	平成 17 年度
農業	244 (17%)	271 (19%)	237 (16%)	203 (12%)
製造業	295 (21%)	263 (18%)	187 (12%)	250 (15%)
建設業	525 (37%)	342 (24%)	400 (27%)	558 (33%)
電気・水道業	330 (23%)	494 (34%)	604 (40%)	660 (39%)
その他	34 (2%)	76 (5%)	80 (5%)	26 (2%)
合計	1,429 (100%)	1,446 (100%)	1,508 (100%)	1,696 (100%)

（単位：千トン/年）

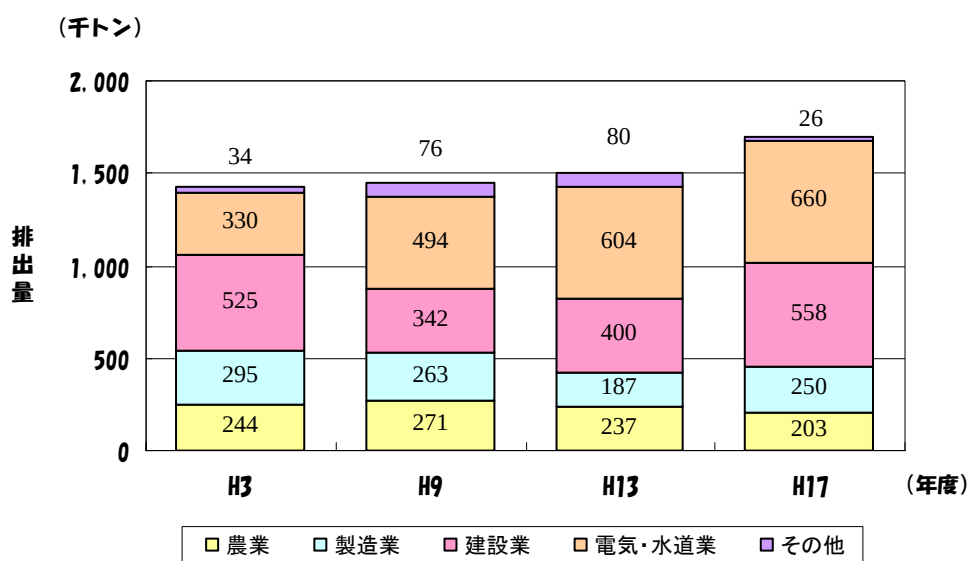


図 3-2 業種別産業廃棄物排出量の推移

②種類別排出状況

また、種類別にみると、汚泥が 793 千トン（47%）で最も多く、次いでがれき類 478 千トン（28%）、動物のふん尿 201 千トン（12%）、木くず 45 千トン（3%）、及び廃プラ 33 千トン（2%）等となっています。

前回調査（平成 13 年度）と比較すると、汚泥、がれき類及び木くずが増加しています。

表 3-3 種類別排出量の推移

	平成 3 年度	平成 9 年度	平成 13 年度	平成 17 年度
汚泥	561 (39%)	637 (44%)	723 (48%)	793 (47%)
がれき類	391 (27%)	245 (17%)	284 (19%)	478 (28%)
動物ふん尿	244 (17%)	269 (19%)	236 (16%)	201 (12%)
木くず	102 (7%)	36 (2%)	36 (2%)	45 (3%)
廃プラ	32 (2%)	67 (5%)	70 (4%)	33 (2%)
その他	99 (7%)	188 (13%)	159 (11%)	146 (9%)
合計	1,429 (100%)	1,446 (100%)	1,508 (100%)	1,696 (100%)

(単位：千トン/年)

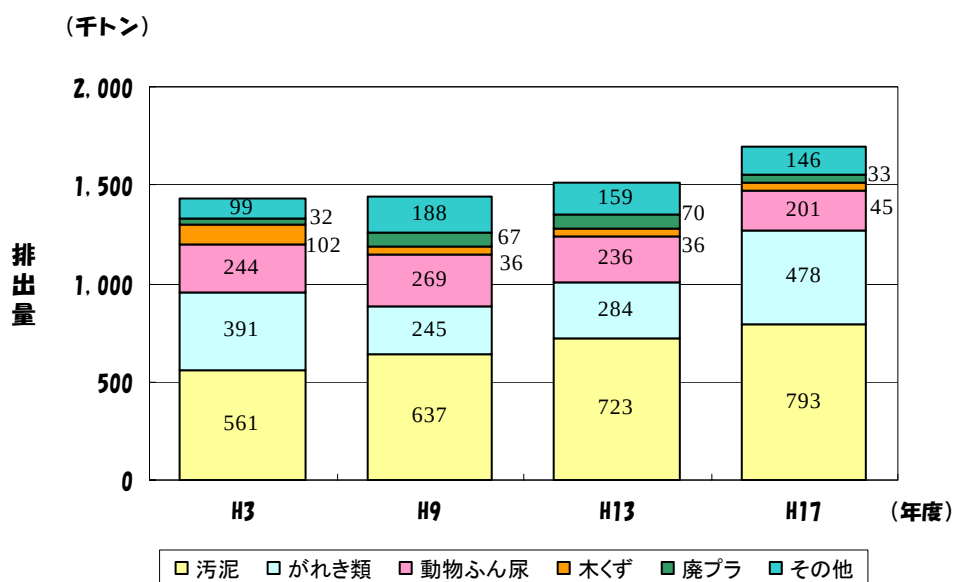


図 3-3 種類別産業廃棄物排出量の推移

③排出量の将来予測

将来予測の結果、産業廃棄物の排出量は、平成 19 年度が 1,708 千トン（平成 17 年度の 1.01 倍）、平成 24 年度が 1,739 千トン（平成 17 年度の 1.03 倍）、平成 29 年度が 1,784 千トン（平成 17 年度の 1.05 倍）に増加すると予測されます。

産業廃棄物排出量の将来予測を業種別にみると、景気上昇や下水道の進捗等の理由により、製造業と電気・水道業で増加し、元請完成工事高の減少により建設業は減少しています。また、種類別にみると、製造業、電気・水道業による汚泥が増加し、建設業からのがれき類と木くずは減少しています。

表 3-4 業種別排出量の将来予測

	推計		将来予測	
	平成 13 年度	平成 17 年度	平成 24 年度	平成 29 年度
農業	237	203	203	203
建設業	400	558	466	427
製造業	187	250	256	256
電気・水道業	604	660	790	872
その他	80	25	24	26
合計	1,508	1,696	1,739	1,784

(単位：千トン)

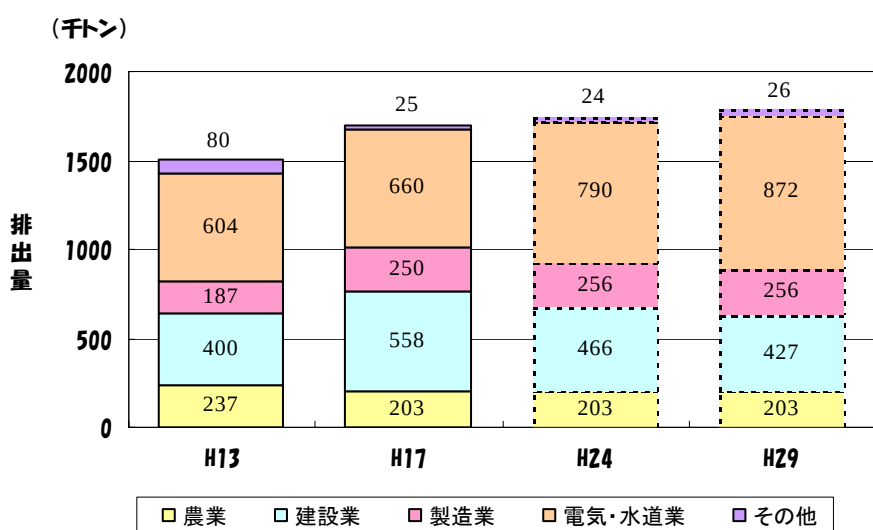


図 3-4 業種別排出量の将来予測

表 3-5 種類別排出量の将来予測

	推計		将来予測	
	平成 13 年度	平成 17 年度	平成 24 年度	平成 29 年度
汚泥	723	793	920	1,000
がれき類	284	478	399	366
動物のふん尿	236	201	201	201
木くず	36	45	39	36
廃プラ	70	33	31	30
その他	159	146	149	151
合計	1,508	1,696	1,739	1,784

(単位：千トン)

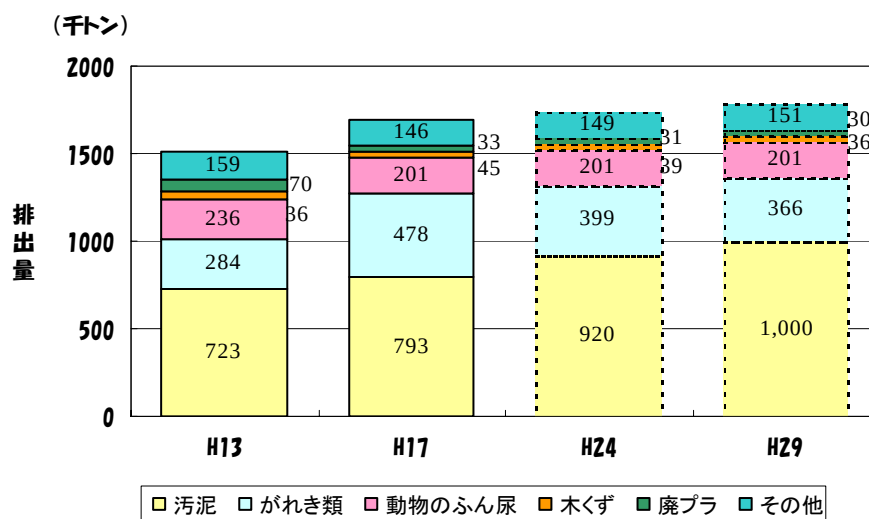


図 3-5 種類別排出量の将来予測

課題

産業廃棄物の排出量は、各業種の景気動向等により増加傾向にあります。今後は、できる限り産業廃棄物の排出を抑制することが必要です。特に、製造業等においては、製品製造に係る工程の改善、原材料の見直しや過剰包装等の削減などによる排出抑制が可能と考えられ、より一層の産業廃棄物の排出抑制への取組みが求められます。

(2) 処理・処分状況（再生利用、中間処理による減量化、最終処分）

平成 17 年度における産業廃棄物の処理状況は、排出量 1,696 千トンに対し、再生利用量 822 千トン（48%）、減量化量 773 千トン（46%）、最終処分量 99 千トン（6%）となっています。

前回調査と比較すると、排出量の増加を大きく上回って、再生利用量と中間処理による減量化量が増加し、最終処分量が大きく減少しています。

表 3-6 産業廃棄物処理状況の推移

	平成 3 年度	平成 9 年度	平成 13 年度	平成 17 年度
排出量	1,429 (100%)	1,446 (100%)	1,508 (100%)	1,696 (100%)
再生利用量	546 (38%)	553 (38%)	634 (42%)	822 (48%)
中間処理による減量化量	465 (33%)	617 (43%)	691 (46%)	773 (46%)
最終処分量	420 (29%)	276 (19%)	184 (12%)	99 (6%)

(単位：千トン/年)

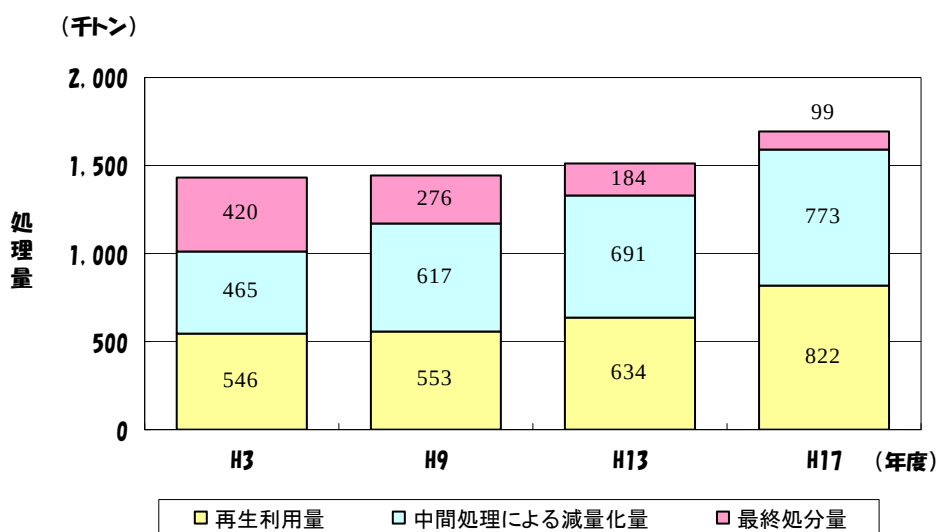


図 3-6 産業廃棄物処理状況の推移

①業種別処理状況

再生利用・中間処理による減量化・最終処分率について見ると、再生利用率では、農業（99%）、建設業（90%）が高く、減量化率では電気水道業（94%）が高くなっています。その結果、最終処分率は、農業（1%）、電気水道業（4%）で低くなっています。

表 3-7 業種別処理状況の推移（平成 13 年度 vs.平成 17 年度）

	排出量		再生利用量		中間処理による減量化量		最終処分量	
	H13	H17	H13	H17	H13	H17	H13	H17
農業	237 (100%)	203 (100%)	236 (100%)	201 (99%)	— (0%)	0 (0%)	1 (0%)	1 (1%)
鉱業	0 (100%)	4 (100%)	— (0%)	4 (100%)	0 (55%)	0 (0%)	0 (45%)	0 (0%)
建設業	400 (100%)	558 (100%)	316 (79%)	502 (90%)	6 (2%)	14 (3%)	78 (19%)	42 (7%)
製造業	187 (100%)	250 (100%)	69 (37%)	94 (38%)	59 (31%)	131 (52%)	59 (31%)	25 (10%)
電気・水道業	604 (100%)	660 (100%)	3 (1%)	10 (2%)	588 (97%)	620 (94%)	13 (2%)	28 (4%)
情報通信業	42 (100%)	0 (100%)	2 (4%)	0 (34%)	31 (73%)	0 (59%)	10 (23%)	0 (7%)
運輸業		1 (100%)		0 (32%)		0 (43%)		0 (25%)
卸・小売業	19 (100%)	13 (100%)	4 (23%)	7 (58%)	6 (32%)	3 (25%)	9 (44%)	2 (17%)
医療・福祉業	19 (100%)	4 (100%)	4 (20%)	0 (6%)	1 (6%)	2 (69%)	14 (75%)	1 (25%)
サービス業		4 (100%)		2 (50%)		1 (27%)		1 (24%)
合計	1,508 (100%)	1,696 (100%)	634 (42%)	822 (48%)	691 (46%)	773 (46%)	184 (12%)	99 (6%)

（単位：千トン/年）

※H17 の電気水道業の排出量と処理量（再生利用量＋中間処理による減量化量＋最終処分量）の合計が合わないのは、保管量があるため。

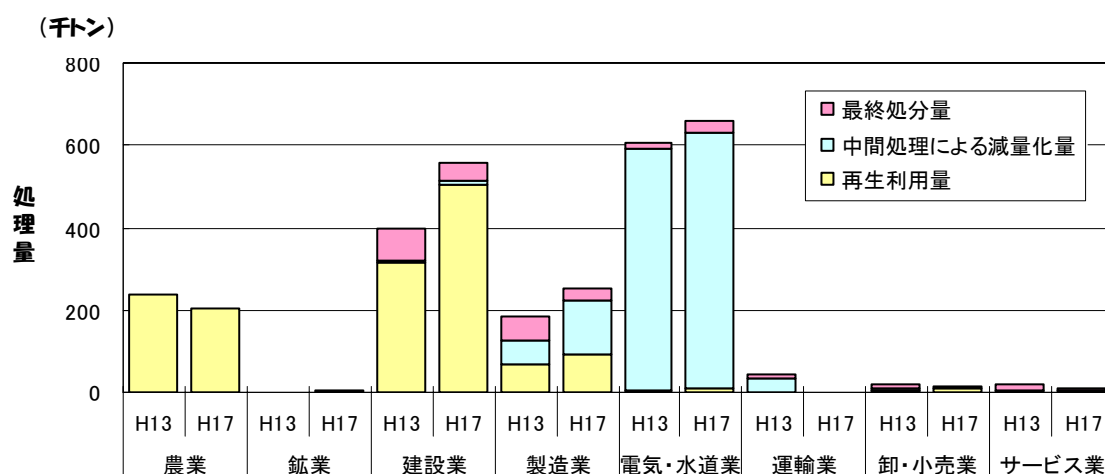


図 3-7 業種別処理状況（処理量）

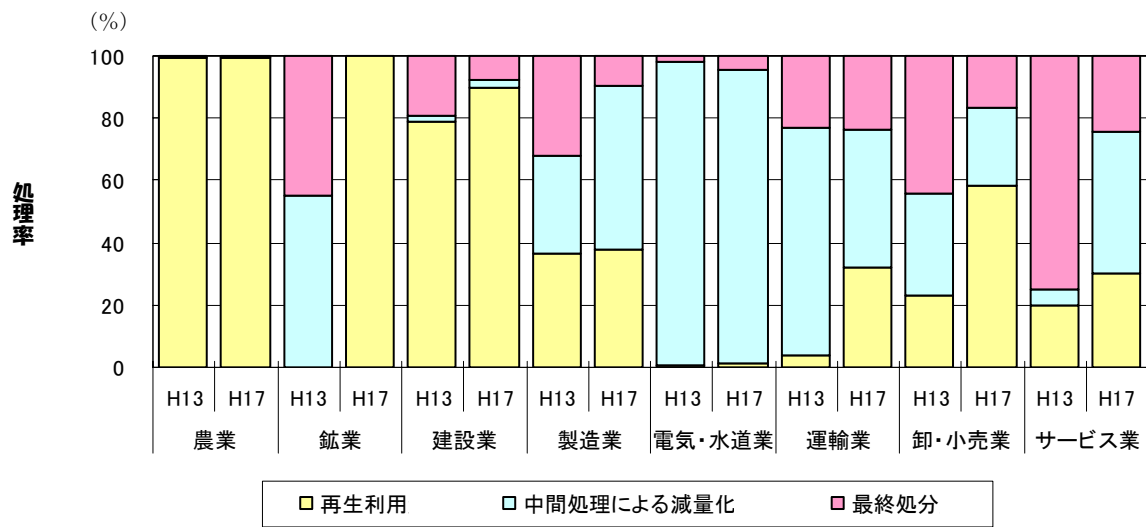


図 3-8 業種別処理状況（処理率）

②種類別処理状況

再生利用・中間処理による減量化・最終処分率について見ると、再生利用率では、動物のふん尿（100%）、紙くず（約97%）、金属くず（約95%）、がれき類（約94%）が高く、減量化率では汚泥（約89%）が高くなっています。最終処分率は、ばいじん、鉱さい及び燃え殻が高く、続いてガラス陶磁器くず（約43%）、廃プラスチック類（約31%）となっています。

表 3-8 種類別処理状況の推移（平成 13 年度 vs.平成 17 年度）

	排出量		再生利用量		中間処理による減量化量		最終処分量	
	H13	H17	H13	H17	H13	H17	H13	H17
燃え殻	2 (100%)	0 (100%)	0 (6%)	0 (21%)	0 (11%)	0 (0%)	2 (83%)	0 (80%)
汚泥	723 (100%)	793 (100%)	53 (7%)	43 (5%)	633 (88%)	709 (89%)	36 (5%)	39 (5%)
廃油	38 (100%)	27 (100%)	6 (16%)	13 (48%)	30 (79%)	14 (51%)	2 (5%)	0 (1%)
廃酸	3 (100%)	3 (100%)	2 (46%)	0 (7%)	1 (23%)	2 (79%)	1 (31%)	0 (14%)
廃アルカリ	1 (100%)	24 (100%)	0 (8%)	1 (5%)	0 (32%)	22 (94%)	1 (60%)	0 (0%)
廃プラ	70 (100%)	33 (100%)	8 (12%)	15 (45%)	13 (19%)	8 (24%)	48 (69%)	10 (31%)
紙くず	16 (100%)	14 (100%)	13 (81%)	13 (97%)	1 (6%)	0 (3%)	2 (13%)	0 (0%)
木くず	36 (100%)	45 (100%)	20 (57%)	32 (71%)	9 (25%)	12 (26%)	7 (18%)	1 (3%)
繊維くず	0 (100%)	1 (100%)	0 (71%)	0 (18%)	0 (20%)	0 (64%)	0 (9%)	0 (18%)
動植物性残さ	7 (100%)	16 (100%)	4 (57%)	12 (80%)	1 (23%)	2 (11%)	1 (21%)	1 (9%)
ゴムくず	1 (100%)	1 (100%)	0 (0%)	0 (2%)	— (0%)	1 (86%)	0 (100%)	0 (12%)
金属くず	43 (100%)	26 (100%)	26 (60%)	24 (95%)	0 (0%)	— (0%)	17 (40%)	1 (5%)
ガラス陶磁器くず	38 (100%)	22 (100%)	2 (5%)	13 (57%)	0 (1%)	— (0%)	36 (94%)	10 (43%)
鉱さい	10 (100%)	3 (100%)	5 (55%)	0 (13%)	— (0%)	— (0%)	4 (45%)	2 (87%)
がれき類	284 (100%)	478 (100%)	257 (90%)	450 (94%)	1 (0%)	0 (0%)	27 (9%)	28 (6%)
ばいじん	0 (100%)	0 (100%)	— (0%)	— (0%)	— (0%)	— (0%)	0 (100%)	0 (100%)
動物ふん尿	236 (100%)	201 (100%)	236 (100%)	201 (100%)	— (0%)	— (0%)	— (0%)	— (0%)
その他	— (100%)	10 (100%)	— (100%)	2 (24%)	— (100%)	2 (21%)	— (100%)	6 (55%)
合計	1,508 (100%)	1,696 (100%)	634 (42%)	822 (48%)	691 (46%)	773 (46%)	184 (12%)	99 (6%)

（単位：千トン/年）

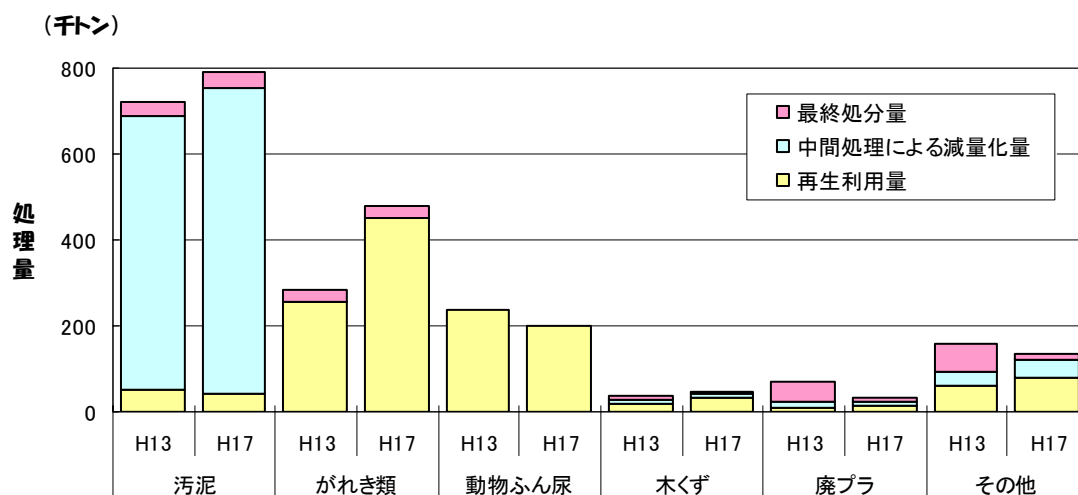


図 3-9 種類別処理状況（処理量）

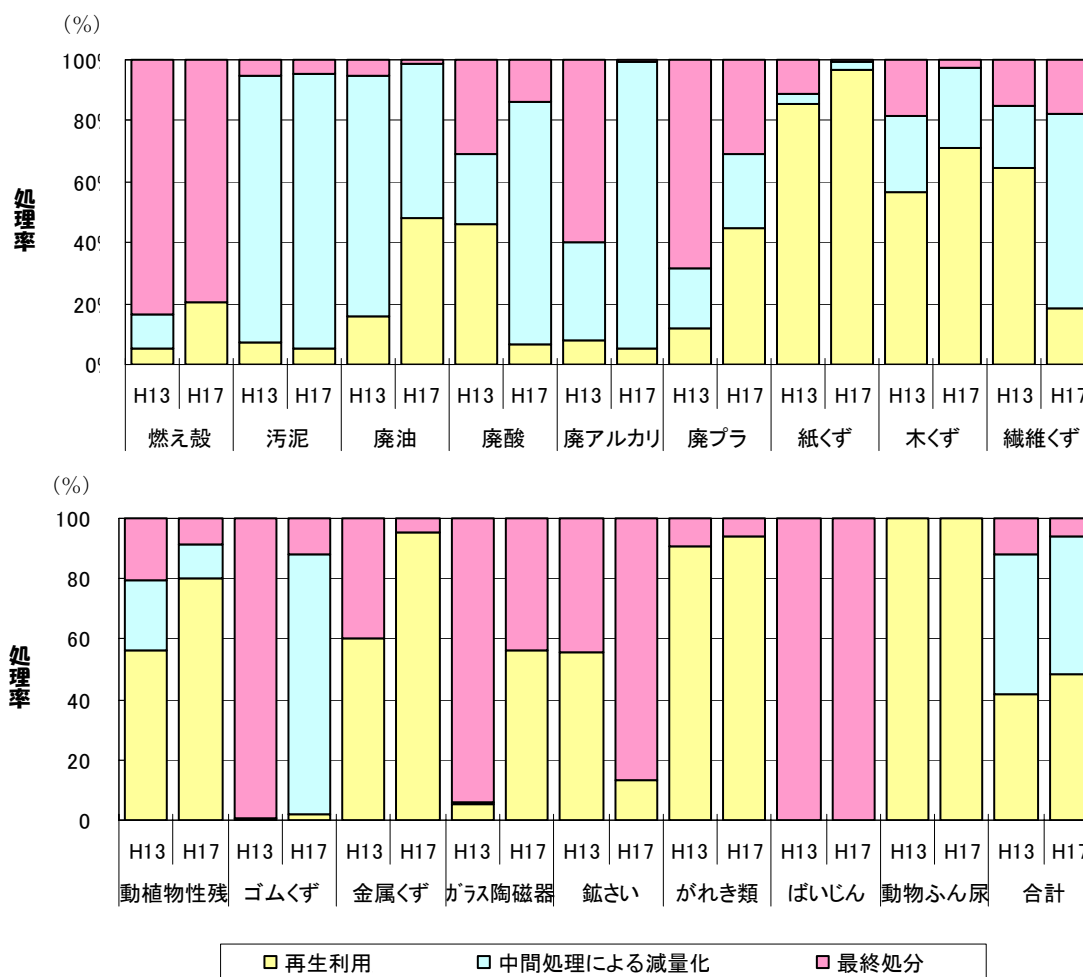


図 3-10 種類別処理状況（処理率）

③処理・処分量の将来予測

処理・処分量の将来予測をみると、再生利用量は減少傾向にあります。中間処理による減量化量及び最終処分量が増加傾向と予測されます。これは、再生利用率の高いがれき類、木くずが減少し、再生利用率は低い減量化率の高い汚泥が増加することが要因と考えられます。

表 3-9 処理・処分量の将来予測

	推計		将来予測	
	平成 13 年度	平成 17 年度	平成 24 年度	平成 29 年度
排出量	1,508 (100)	1,696 (100)	1,739 (100)	1,784 (100)
再生利用量	634 (42)	822 (48)	740 (43)	704 (39)
中間処理による減量化量	691 (46)	773 (46)	896 (52)	975 (55)
その他量	0 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
最終処分量	184 (12)	99 (6)	101 (6)	103 (6)

(単位：千トン)

※ () 内は、各年度における構成比。

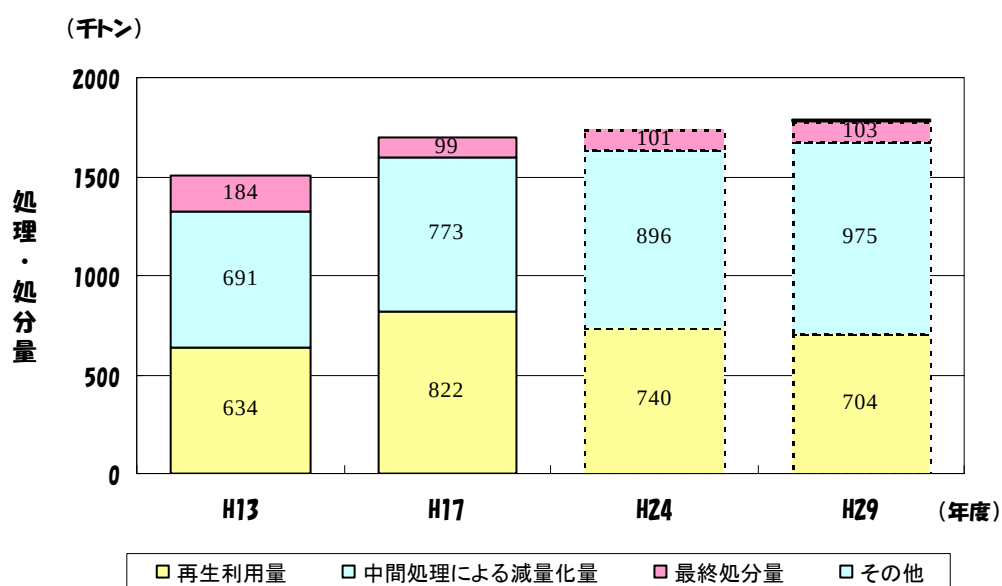


図 3-11 処理・処分量の将来予測

課題

1. 各種リサイクル法や指針等に基づき、さらに再生利用を促進する必要があります。
2. 排出事業者は、自らが排出する廃棄物の再使用及び再生利用方法を検討・研究するとともに、再生利用等ができない廃棄物については、分別を徹底し、再生利用に努める必要があります。

(3) 特別管理産業廃棄物

平成 17 年度における特別管理産業廃棄物を種類別にみると、排出量では、廃アルカリが 20.6 千トンと最も多く、次いで廃油が 3.2 千トン、廃酸が 2.6 千トンとなっています。最終処分量では、焼却等の中間処理により特別管理産業廃棄物ではなくなった産業廃棄物が 0.6 千トン、特定有害産業廃棄物（廃石綿）が 0.2 千トンとなっています。

また、業種別にみると、排出量では、製造業が 26.5 千トンと最も多く、次いで医療・福祉が 2.3 千トン、建設業が 0.2 千トンとなっています。最終処分量では、製造業が 0.4 千トンと最も多く、次いで建設業が 0.2 千トン、医療・福祉が 0.2 千トンとなっています。

表 3-10 種類別の排出量、再生利用量、最終処分量（平成 17 年度）

	廃油	廃酸	廃アルカリ	感染性 廃棄物	特定有害 廃棄物	非特別管 理廃棄物	合計
排出量	3.2	2.6	20.6	2.3	0.4		29.1
再生利用量	1.8		0.0		0.0	1.1	2.9
中間処理による減量化量	1.4	1.2	20.6	2.0	0.2		25.4
最終処分量					0.2	0.6	0.8

（単位：千トン/年）

※非特別管理廃棄物とは、焼却等の中間処理により特別管理産業廃棄物ではなくなった産業廃棄物。

表 3-11 業種別の排出量、再生利用量、最終処分量（平成 17 年度）

	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・ 水道業	情報 通信業	運輸業	卸・小 売業	医療・ 福祉業	サービス 業	合計
排出量			0.2	26.5				0.0	2.3	0.1	29.1
再生利用量				2.8					0.1		2.9
中間処理によ る減量化量				23.3				0.0	2.0		25.4
最終処分量			0.2	0.4					0.2	0.0	0.8

（単位：千トン/年）

2. 産業廃棄物処理施設の状況

(1) 産業廃棄物処理業の許可状況

平成 19 年 3 月末現在における廃棄物処理法第 14 条第 1 項の規定による産業廃棄物収集運搬業、同条第 4 項の規定による産業廃棄物処分業、同法第 14 条の 4 第 1 項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業及び同条第 4 項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可状況は表 3-8 のとおりです。

産業廃棄物処理業者の許可総数は、収集運搬業 3,387 件（奈良県：2,091 件、奈良市：1,296 件）、処分業 79 件（奈良県：68 件、奈良市：11 件）となっています。

表 3-12 産業廃棄物処理業者の許可件数（平成 19 年 3 月現在）

区分			奈良県			奈良市		
			県内	県外	計	市内	市外	計
産業廃棄物	収集運搬業		795 (660)	1,142 (912)	1,937 (1,572)	212 (110)	983 (1,510)	1,195 (1,620)
	処分業	中間処理	57 (38)	4 (6)	61 (44)	5 (5)	5 (0)	10 (5)
		最終処分	6 (7)	0 (0)	6 (7)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
	小計		858 (698)	1,146 (925)	2,004 (1,623)	218 (116)	988 (1,510)	1,206 (1,626)
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業		23 (22)	131 (99)	154 (121)	7 (7)	94 (115)	101 (122)
	処分業	中間処理	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		最終処分	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小計		24 (24)	131 (99)	155 (123)	7 (7)	94 (115)	101 (122)
計			882 (722)	1,277 (1,024)	2,159 (1,746)	225 (123)	1,082 (1,625)	1,307 (1,748)

(単位：件)

※ () 内は、平成 14 年 11 月末現在

(2) 中間処理施設の設置許可状況

平成 19 年 3 月末現在で運営している産業廃棄物の処理施設（廃棄物処理法の許可対象施設）は、全体で 87 施設となっています。施設数が平成 14 年度と比較して大きく減少しているのは、平成 14 年 12 月から廃棄物処理法に基づく焼却炉の構造基準が強化され、それに適合しない焼却施設が廃止されたことによります。

表 3-13 産業廃棄物処理施設の設置状況（平成 19 年 3 月末現在）

施設内容	奈良県		奈良市	
	施設数	処理能力	施設数	処理能力
汚泥の脱水施設	9 (10)	829 (m³/日)	1	43 (m³/日)
汚泥の焼却施設	1 (3)	0.96 (t/日)		
廃油の焼却施設	1 (2)	0.96 (t/日)		
廃酸・廃アルカリの中和施設	1 (4)	700 (m³/日)		
廃プラスチック類の焼却施設	5 (11)	8.16 (t/日)		
廃プラスチック類、木くずの破碎施設	18 (20)	988 (t/日)	1	111 (t/日)
がれき類等の破碎施設	25 (20)	9,201 (t/日)	6	1,240 (t/日)
焼却施設（汚泥、廃油、廃プラ類を除く）	17 (66)	51.9 (t/日)		
その他の施設	— (10)	—		
計	77 (146)	—	8	—

※（ ）内は、平成 14 年 11 月末現在。ただし奈良市分含む。

※法第 15 条許可対象施設であり、同一施設であって複数に該当する場合は、各々の施設数を 1 とする。

※処理能力は、設置許可証に基づいた処理能力の合計とする。

（3）最終処分場の設置許可状況

平成 19 年 3 月末現在で設置許可のある産業廃棄物の最終処分場は、全体で 9 施設となっており、このうち稼働している施設は、安定型処分場 6 施設、管理型処分場が 2 施設となっています。残余容量は、平成 18 年 3 月末現在で、約 1,154 千 m³ となっており、このうち安定型処分場が約 596 千 m³、管理型処分場が約 557 千 m³ となっています。

表 3-14 産業廃棄物最終処分場の設置許可状況（平成 19 年 3 月末現在）

		奈良県			奈良市		
		自社	処理業	計	自社	処理業	計
安定型	施設数	1	5	6	0	(1)	(1)
	残余容量 (千 m³)	235	361	596		0	0
管理型	施設数	0	1	1	0	1	1
	残余容量 (千 m³)		556	556		1	1

※大阪湾フェニックスを除く。（ ）内は、稼働していない施設。

※特定産業廃棄物最終処分場状況報告書等より。

※残余容量は、平成 18 年 3 月末現在の数値。

※千 m³ 未満を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

(参考)

大阪湾フェニックス埋立処分場の状況（平成 19 年 3 月末現在）

処分場名	区分	計画量（千m ³ ）	埋立量（千m ³ ）	進捗率（％）
泉大津沖	管理型	10,800	9,929	91.9
	安定型	20,000	14,368	71.8
尼崎沖	管理型	4,780	4,606	96.4
	安定型	11,000	10,505	95.5
神戸沖	管理型	15,000	6,616	44.1
大阪沖	管理型	13,975	0	0.0
合計	管理型	44,555	21,151	47.5
	安定型	31,000	24,873	80.2
	全体	75,555	46,024	60.9

3. 第 1 次奈良県廃棄物処理計画（平成 15～19 年度）の達成状況

第 1 次奈良県廃棄物処理計画では、産業廃棄物処理の中間目標年度である平成 19 年度における目標値を、排出量 1,530 千トン、再生利用量 720 千トン（再生利用率 47%）、最終処分量 140 千トンとしています。

本県における産業廃棄物実態調査における平成 17 年度推計値では、排出量 1,696 千トン、再生利用量 822 千トン（再生利用率 48%）、最終処分量 99 千トンとなっており、再生利用量及び最終処分量については、目標値を既に達成していますが、排出量は増加傾向にあります。

表 3-15 産業廃棄物の排出量等推計値及び目標値

	第 1 次奈良県廃棄物処理計画			平成 17 年度	
	平成 9 年度 （推計値）	平成 19 年度		（推計値）	平成 19 年度 目標値に対する 達成状況※
		予測値	目標値		
排出量	1,446	1,540	1,530	1,696	約 10%超
再生利用量 （再生利用率）	553 (38%)	613 (40%)	720 (47%)	822 (48%)	目標達成
中間処理による減量化量 （減量化率）	617 (43%)	749 (49%)	670 (44%)	773 (46%)	—
最終処分量 （最終処分率）	276 (19%)	178 (12%)	140 (9%)	99 (6%)	目標達成

（単位：千トン/年）

※平成 9,17 年度推計値は、本県における産業廃棄物実態調査による。

※平成 19,24 年度目標値は、第 1 次奈良県廃棄物処理計画による。

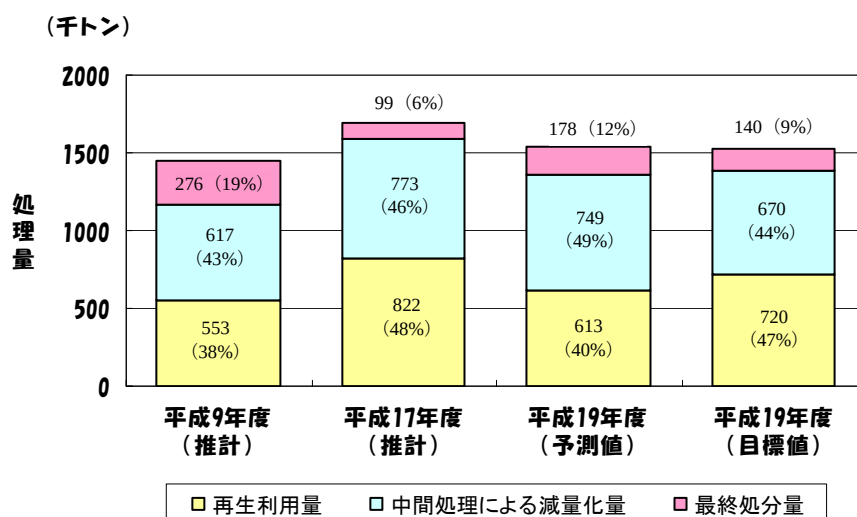


図 3-12 第1次奈良県廃棄物処理計画の達成状況

4. 不適正処理の状況

(1) 不法投棄等の件数

不法投棄等の件数は、平成13年度には169件であったものが、平成17年度には103件（うち奈良市21件）に減少しています。

表 3-16 不法投棄等件数の推移

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
不法投棄	小計	44	84	66	50	46
	奈良県	44	60	54	33	28
	奈良市	—	24	12	17	18
不適正保管	小計	125	74	52	56	57
	奈良県	125	71	48	49	54
	奈良市	—	3	4	7	3
合計	小計	169	158	118	106	103
	奈良県	169	131	102	82	82
	奈良市	—	27	16	24	21

(単位：件)

※産業廃棄物監視センター業務実績参照。不法投棄件数には、従来からの継続事案も含んでいます。

※奈良市産業廃棄物対策課業務実績参照。

(2) 監視・指導等の状況

県では、産業廃棄物監視センターや各保健所における監視・指導とともに、市町村等関係者と連携し、監視網の強化を図ることにより、不法投棄など不適正処理の未然防止や早期発見に努めています。

1. 適正処理の確保

①排出事業者責任の徹底

産業廃棄物の処理責任は、排出事業者が負わなければなりません。そのため、事業者は、廃棄物処理法やその改正事項等の正しい知識の習得及び適正処理への意識を高めることが必要です。

②優良な産業廃棄物処理事業者の育成

産業廃棄物処理事業者は、産業廃棄物処理に対する不安感や不信感を払拭し、適正処理を推進するため、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度における適合基準である「遵法性・情報公開・環境保全対策」に積極的に取り組むことが必要です。

③不法投棄等対策

不法投棄の未然防止のため、「県民総監視」により不法投棄されない環境を作るなど、引き続き監視の強化及び関係者の連携が必要です。

2. 産業廃棄物処理施設の確保

循環型社会の構築のためには、最終処分場の確保や中間処理施設の確保が必要です。

第4章 基本目標の設定及び施策の方針

本章では、前章で整理した廃棄物を取り巻く現状と課題を踏まえ、平成15年3月に策定した「奈良県循環型社会構築構想」で示した本県がめざす循環型社会の構築、及び新奈良県環境総合計画の目標を達成するための基本的な施策の方針を示します。

1. 基本目標（奈良県循環型社会構築構想）

現在の豊かな生活をもたらした大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、資源を浪費し、地球環境や地域環境への負荷を増大させてきました。今後は、この従来型であるワンウェイ型の社会を見直し、新たに循環を基調とした持続可能な循環型社会を構築し、将来の世代に安全で安心な社会を引き継がなければなりません。そのため、本県では、「奈良県循環型社会構築構想」において、本県の特性を活かした4つの視点を踏まえた本県における循環型社会のあるべき姿及び基本目標を明確にし、その達成に向けた取組みを推進しています。

（基本目標）

県民・事業者・行政の連携でごみゼロ奈良へ！！

- （1）6つの「R」※の推進
- （2）都市と農山村の交流を通じた循環型社会の構築
- （3）地場産業の振興とともに進めるゼロエミッション
- （4）世界に誇る歴史・文化遺産と豊かな自然環境の保全

本県の特性を活かした4つの視点を踏まえ、県民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、その上で互いに連携を図りながら、究極的に「ごみゼロ」の奈良県をめざします。

※6つの「R」

Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）
Refuse（過剰包装等の拒否）、Repair（修理）、Rental（レンタル）

2. 施策の方針

本県のめざす循環型社会の構築のためには、まず、できる限り廃棄物等の排出を抑制し、再使用、再生利用及び熱回収などにより資源の循環的な利用を促進することが必要です。また、やむを得ず廃棄物として処分する場合には、適正に処理しなければなりません。今後も、第1次廃棄物処理計画に引き続き、次の4つの事項を施策の基本的な方針とし、取り組んでいくこととします。

(1) 廃棄物の発生・排出抑制、減量化、再生利用の推進

循環型社会の構築のためには、まず、廃棄物を発生させない生活スタイルや事業形態に転換することが大切です。次に、再使用など排出抑制や減量化をする必要があります。それでも排出される廃棄物については、徹底的に分別等により、再生利用（熱回収含む）を促進しなければなりません。そして、忘れてはならないことは、分別してごみを排出したことで再生利用が成り立つのではなく、分別したごみを使って製造された製品を使用してはじめて再生利用が成り立つということです。再生製品を優先的に使用することが必要です。

(2) 適正で環境に安全な廃棄物処理の推進

排出抑制及び再生利用等を徹底した上で、なお廃棄しなければならないものについては、廃棄物処理法を遵守し、適正に処理しなければなりません。

廃棄物の不法投棄や野焼きなどの不適正処理については、生活環境保全上の支障が生じることを未然に防止するため、市町村及び県において監視指導の充実・強化、及び警察との連携を図ります。

(3) 循環型社会の構築のためのネットワークづくり

循環型社会の構築のためには、まず、県民・事業者・行政がそれぞれ主体的に取り組むことが必要ですが、それぞれの主体が連携し、情報を共有し、ともに考え、ともに取り組むことで様々な相乗効果を上げることが可能です。

奈良県民、県内事業者、県内市町村、奈良県は「連携」を主とした「ごみゼロ奈良」の目標達成のために、それぞれの主体間のネットワークを築きます。

(4) 廃棄物処理施設の確保

今日、廃棄物処理施設の確保は、廃棄物処理に対する不信感も含め、環境に対する住民意識の高まり等により、本県及び全国的に困難になっています。

一般廃棄物処理施設については、市町村の「一般廃棄物処理計画」及び「奈良県ごみ処理広域化計画」等に基づき、効率的な施設整備の推進を図ります。

産業廃棄物処理施設については、基本的に民間を主体とし、処理施設を確保することが必要です。

3. 廃棄物の減量化の目標値の設定

(1) 本県の減量化の目標値

本県の廃棄物の現状、前計画の達成状況、将来予測及び国の基本計画を踏まえ、本計画において、県民等が実施しやすく、また達成でき得る具体的な削減目標値を新たに設定します。

①一般廃棄物の減量等の目標値

[排出抑制の目標値]

生活系一般廃棄物（集団回収を除く。）については、

平成 24 年度における 1 人 1 日当たりの排出量を 650g とし、総排出量を 330 千トン/年とします。

※総排出量（目標値）＝1 人 1 日当たりの排出量（目標値）×将来人口×365 日

本県における一般廃棄物の排出量は、人口の減少もあり、このままでも第 1 次奈良県廃棄物処理計画の平成 19 年度の目標値を達成されることが見込まれますが、「ごみゼロ奈良」の達成のために、平成 24 年度には、1 人 1 日当たりの排出量（集団回収量を除く。）を平成 17 年度の実績（702.9g）からさらに約 50g を削減し、総排出量を 330 千トン/年を目標とします。

事業系一般廃棄物については、

平成 24 年度における排出量を 115 千トン/年とします。

事業系一般廃棄物の排出量については、平成 17 年度実績で約 150 千トン/年となっており、減少傾向にあります。今後も事業者の取組み等により減少すると見込まれますが、さらに将来予測値 128 千トンに対し、10%程度を抑制することを目標とします。

[再生利用の目標値]

平成 24 年度における再生利用率を 25%とします。

本県における平成 17 年度の再生利用率は約 15.1%で、第 1 次奈良県廃棄物処理計画の平成 19 年度の目標値を達成しない見込みです。今後も引き続き、第 1 次奈良県廃棄物処理計画の考え方を継続し、国の目標値にあわせ、平成 24 年度に再生利用率を 25%とすることを目標とします。

[最終処分の目標値]

平成 24 年度における最終処分量を 58 千トン/年とします。

排出量及び再生利用量の目標値より算出し、最終処分量の目標を 58 千トン/年とします。平成 17 年度実績に対して、20 千トンの削減となります。

※最終処分量（目標値）＝（排出量－再生利用量－焼却しないで最終処分される量）×焼却灰生成率＋
焼却しないで最終処分される量

※焼却灰生成率（焼却灰量/焼却量）は、大きな変動はないとして過去 5 年間の平均値（14.3%）とした。

※焼却しないで最終処分される量（直接最終処分量と中間処理後に焼却しないで最終処分されるもの）
の合計を 8 千トン/年とする。（過去 5 ヶ年のトレンドより推計）

表 4-1 一般廃棄物排出量等の目標値

	平成 9 年度 (実績値)	平成 17 年度 (実績値)	平成 24 年度	
			(予測値)	(目標値)
排出量	571 (100%)	548 (100%)	515 (100%)	477 (100%)
生活系 (1 人 1 日当り)	376 (711g)	370 (703g)	353 (697g)	330 (650g)
事業系	145	150	128	115
集団回収	50	28	32	32
再生利用量 (再生利用率)	80 (13.9%)	83 (15.1%)	101 (19.6%)	119 (25%)
再生利用	29	55	69	87
集団回収	50	28	32	32
中間処理による減量化量 (減量化率)	388 (68.0%)	387 (70.6%)	348 (67.5%)	300 (62.9%)
最終処分量 (最終処分率)	103 (18.0%)	78 (14.2%)	66 (12.8%)	58 (12.2%)

(単位：千トン)

※平成 24 年度の集団回収量は、予測値と同様に 32 千トン/年とする。

②産業廃棄物の減量化の目標値

[排出抑制の目標値]

平成 24 年度における排出量を 1,700 千トン/年とします。

産業廃棄物の排出量については、景気の回復により増加傾向にあり、第 1 次奈良県廃棄物処理計画の平成 19 年度の目標値を達成されないことが見込まれます。

特に、下水道の普及に伴う汚泥や建築物等の解体に伴うがれき類や木くずについては、排出抑制が困難であるため、再生利用を促進させ、その他の業種からの産業廃棄物については、排出抑制に努めることとします。そこで、本県の排出抑制の目標は、景気回復基調にあるものの、今後の施策や事業者の取組の推進等を前提に、産業廃棄物の排出状況や将来予測から、平成 24 年度には平成 17 年度推計値程度に維持することを目標とします。

[再生利用の目標値]

平成 24 年度における再生利用率を 48%とします。

本県における平成 17 年度の再生利用率は約 48%で、第 1 次奈良県廃棄物処理計画の平成 19 年度の目標値を達成する見込みです。しかし、今後は、再生利用率の高いがれき類の排出量が減少し、再生利用率が低く、中間処理による減量化率の高い汚泥の排出量が増加することが予測されるため、全体として再生利用率は減少することが見込まれます。そのため、再生利用率の低下も十分予想されるところですが、さらに産業廃棄物の再生利用を推進することとし、平成 24 年度の再生利用率を平成 17 年度推計値と同じ 48%とすることを目標とします。

[最終処分の目標値]

平成 24 年度における最終処分量を 80 千トン/年とします。

本県における平成 17 年度最終処分量は約 6%で、第 1 次奈良県廃棄物処理計画の平成 19 年度の目標値を達成することが見込まれることから、平成 24 年度最終処分量の目標値は、平成 9 年度の 30%程度（80 千トン/年）とすることとします。

表 4-2 産業廃棄物排出量等の目標値

	平成 9 年度 (推計値)	平成 17 年度 (推計値)	平成 24 年度	
			(予測値)	(目標値)
排出量	1,446 (100%)	1,696 (100%)	1,739 (100%)	1,700 (100%)
再生利用量	550 (38%)	822 (48%)	740 (43%)	820 (48%)
中間処理による減量化量	617 (43%)	773 (46%)	896 (52%)	800 (47%)
最終処分量	278 (19%)	99 (6%)	101 (6%)	80 (5%)

(単位：千トン)

(2) 国の基本方針における減量化の目標量

廃棄物処理計画は、国の基本方針を踏まえ、策定することとされています。国の基本方針は、平成 17 年 5 月に改正されましたが、「廃棄物の減量化の目標量」については変更なく、引き続き平成 22 年度を目標年度として進めていくこととされました。一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化の目標量は以下のとおりです。

①一般廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物については、現状（平成9年度）に対し、平成 22 年度において、排出量を約5%削減し、再生利用量を約 11%から約 24%に増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減する。

(参考)

一般廃棄物の減量化の目標量（単位：百万トン/年）

	平成 9 年度	平成 17 年度	平成 22 年度
排出量	53	51	49
再生利用量	5.9 (11%)	10 (20%)	12 (24%)
中間処理による減量化量	35 (66%)	34 (67%)	31 (63%)
最終処分量	12 (23%)	7.7 (15%)	6.4 (13%)

(注) 1. 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

2. () 内は、各年度の排出量を 100 としたときの割合である。

②産業廃棄物の減量化の目標量

産業廃棄物については、現状（平成9年度）に対し、平成 22 年度において、排出量の増加を約 12%に抑制し、再生利用量を約 41%から約 47%に増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減する。

(参考)

産業廃棄物減量化の目標量（単位：百万トン/年）

	平成 9 年度	平成 17 年度	平成 22 年度
排出量	410	439	458
再生利用量	168 (41%)	205 (47%)	217 (47%)
中間処理による減量化量	175 (43%)	197 (45%)	211 (46%)
最終処分量	66 (16%)	36 (8%)	30 (7%)

(注) 1. 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

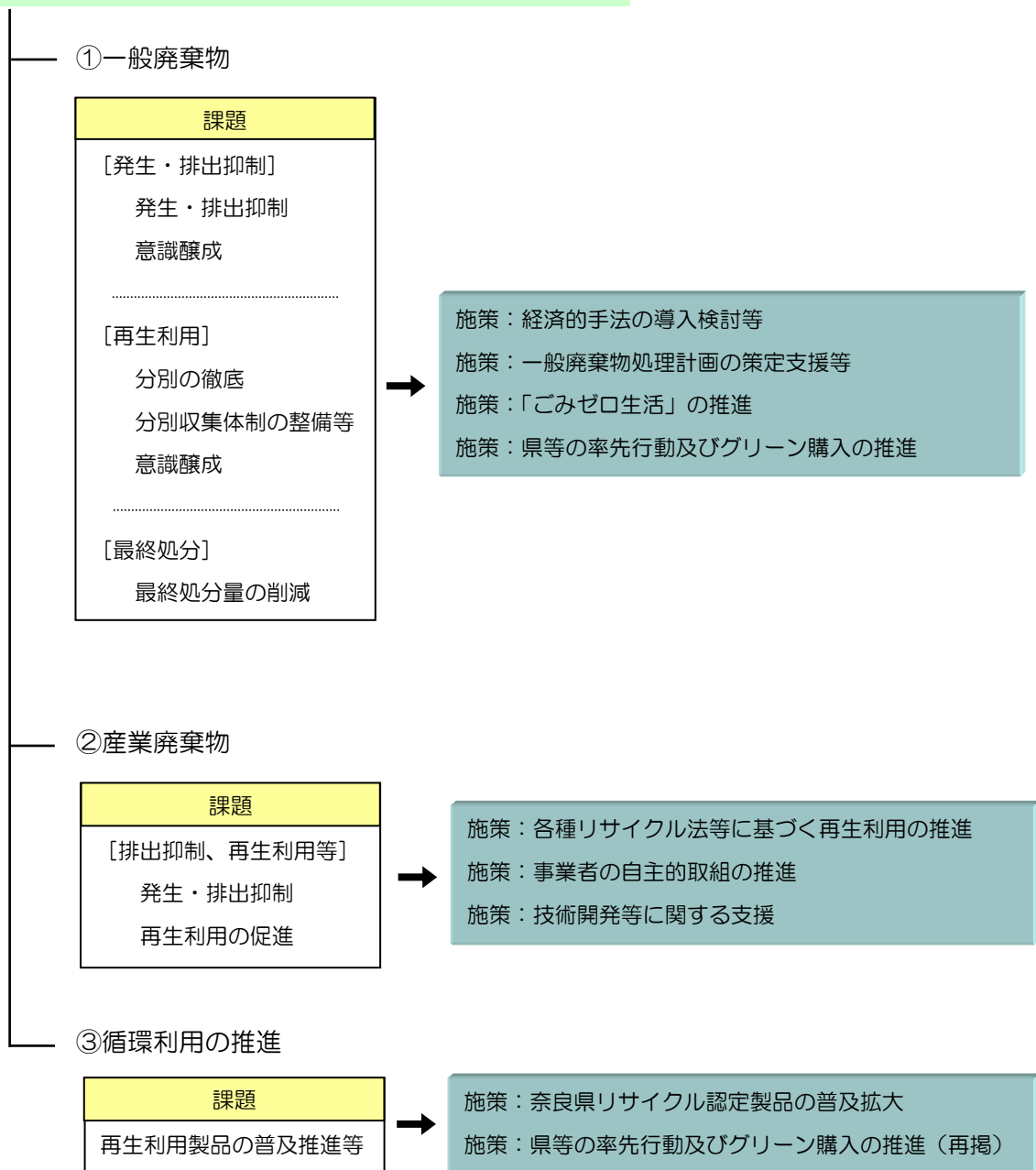
2. () 内は、各年度の排出量を 100 としたときの割合である。

第5章 減量化等目標達成のための施策の概要

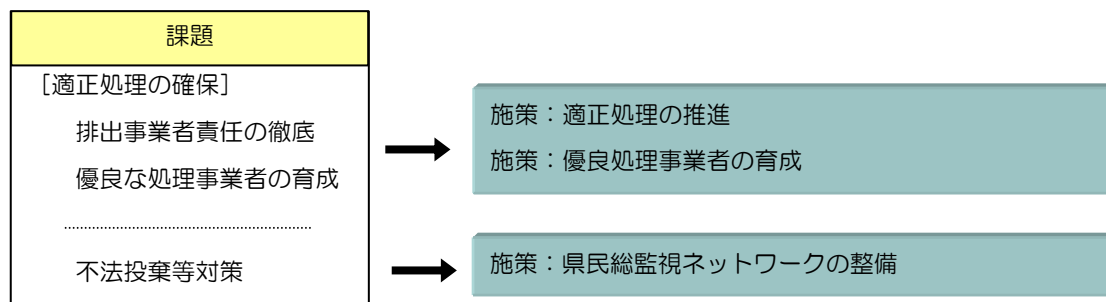
前章で掲げた ①廃棄物の発生・排出抑制、減量化、再生利用の推進、②適正で環境に安全な廃棄物処理の推進、③循環型社会の構築のためのネットワークづくり、④廃棄物処理施設の確保、の4つの基本方針の下、目標達成のために取組む施策の体系を示します。

1. 施策の体系

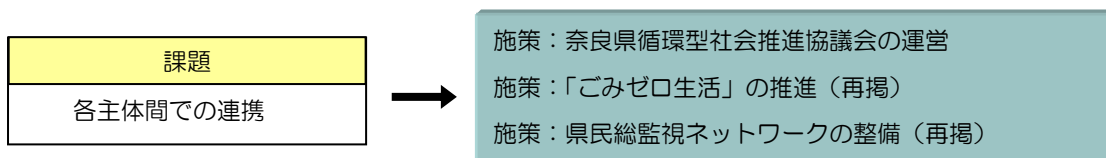
(1) 廃棄物の発生・排出抑制、減量化、再生利用の推進



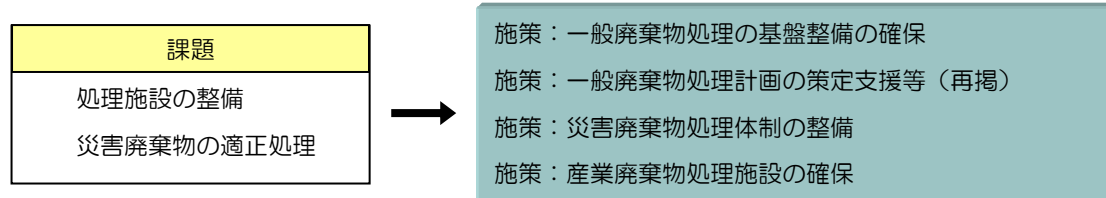
(2) 適正で環境に安全な廃棄物処理の推進



(3) 循環型社会の構築のためのネットワークづくり



(4) 廃棄物処理施設の確保



2. 施策の概要

(1) 廃棄物の発生・排出抑制、減量化、再生利用の推進

①一般廃棄物

課題	[一般廃棄物の発生・排出抑制]（発生・排出抑制）
施策	経済的手法の導入検討等
①ごみ処理有料化の検討 ごみ処理の有料化は、ごみの排出量に応じた負担の公平化が図られること、住民の排出抑制への意識改革につながることから有効な手段の一つです。市町村においては、他の施策の進捗を勘案しながら、国が示した「一般廃棄物処理有料化の手引き」に基づき、有料化の効果や課題を検討し、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じた有料化制度の構築を図ります。県は、市町村の実施状況を把握し、有料化の方法等の情報提供を行うなど、検討の支援をします。 ②処理コスト分析の導入 市町村は、平成 19 年 6 月に国が示した「一般廃棄物会計基準」「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を用いて、コスト分析等の結果を様々な角度から検討すること等により、循環型社会の形成に向けた最適な処理システムの構築を図ります。県は、市町村が処理システムを構築するにあたって、協力をします。	

課題	[一般廃棄物の再生利用]（分別の徹底、分別収集体制の整備）
施策	一般廃棄物処理計画の策定支援等
①一般廃棄物処理計画等の策定 本県がめざす循環型社会の構築に向け、一般廃棄物の発生・排出抑制、再使用、再生利用等を総合的に推進し、地域の状況に応じた処理体制及び施設の整備を行なうため、市町村は一般廃棄物処理計画を策定しなければなりません。県は、市町村と定期的に意見・情報交換等を行ない、市町村の計画策定を支援します。 ②各種リサイクル法に基づく再生利用の推進 県及び市町村は、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法及び自動車リサイクル法の法律のしくみや法規制について、パンフレット等により県民や事業者に対し周知を図るとともに、関係事業者に対しては、法律が遵守されるよう指導します。 特に、一般廃棄物の容積比で約 6 割を占める容器包装廃棄物については、市町村分別収集計画や奈良県分別収集促進計画を公表するとともに、さらに、その進捗状況について情報提供することなどにより、県民の分別への意識を醸成し、回収率を高めるとともに、収集品目が拡大されるように努めます。 ③一般廃棄物の多量排出事業者への指導 市町村は、必要に応じて、一般廃棄物の多量排出事業者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画を作成させるなど、事業者の指導に取組みます。また、県は、事業者の環境マネジメントシステムの導入等自主的な取組みを促進します。	

課題	〔一般廃棄物の発生・排出抑制、再生利用〕（意識醸成）
施策	「ごみゼロ生活」の推進
①「環境にやさしい買い物キャンペーン」の推進 買い物の段階でごみの減量に配慮するなど、環境にやさしい消費行動を通じて、消費者の環境配慮行動を促進するため、事業者（県内協力店 744 店舗（平成 19 年度））、奈良県環境県民フォーラム及び県が一体となって、毎年 10 月に「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施しています。キャンペーンでは、「環境配慮型商品の購入」「簡易包装への協力」や「買い物袋の持参（マイバッグ）」などの取組みを呼びかけております。この活動が拡大・浸透されるよう取組みます。 ②台所からごみを出さない取組みの推進 循環型社会の形成の一環として、「食べ物を大切にすること」という意識を醸成するとともに、生ごみの排出を抑制します。そのため、県は、適量購入、適量調理、消費・賞味期限切れの防止や食べ残しをなくすなどの啓発とともに、健康、食育など各方面から学校給食関係者等を対象とした研修会や施設の指導を行ないます。 ③地域での取組みの推進 再生利用の推進や分別等への意識を醸成するため、自治会、子供会や NPO などが行なう古紙や空き缶など集団回収等への取組みを推進します。市町村は、このような取組みが活発となるよう努めます。また、県は、各主体の取組みを推進するため、積極的に情報提供や情報発信などに努めます。 ④環境情報の提供 廃棄する前にもう一度使用できるか又は別の用途がないかを考えることが必要です。また、フリーマーケットなどを利用することも有効であるため、県は、環境イベント等の情報を収集し、情報を発信することにより啓発に努めます。また、廃棄物の減量等に対する社会全体での意識を醸成するため、リサイクルハンドブックの作成、各種調査結果や各主体の自主的な取組みなどの廃棄物に関する情報を県ホームページに掲載するなど情報の提供に努め、環境に配慮した生活への転換を啓発します。 ⑤環境教育・学習の推進 循環型社会の構築に向けた 6R への理解を深めるため、環境教育・学習への取組みを推進します。また、各学校での環境教育への取組みを促進し、子どもの頃から環境に配慮した生活が定着できるように努めます。さらに、県政出前トークや環境に関するアドバイザー制度などにより、廃棄物や環境についての学習機会を提供します。 ⑥ストップ温暖化県民運動の推進 ならストップ温暖化アクションプランやエコな～ら大作戦を実践する県民運動を展開し、各家庭でのごみ削減等の取組みの推進に努めます。	

課題	〔一般廃棄物の再生利用/最終処分〕〔再生利用製品の普及推進等〕
施策	県等の率先行動及びグリーン購入の促進
①排出事業者としての県の取組み 県も廃棄物を排出する事業者として、県ストップ温暖化実行計画の推進により、庁舎内での廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用を図り、マネジメントシステムによる環境配慮の率先実行を行ないます。 ②グリーン購入の率先実践 県が調達する物品等については、「奈良県庁グリーン購入調達方針」に基づき、できる限り環境負荷の低減を考慮したものを選択し、グリーン購入に率先して取組みます。さらに、市町村や事業者のグリーン購入の取組みが促進されるよう必要な情報を提供します。	

②産業廃棄物

課題	[産業廃棄物の排出抑制、再生利用等]（発生抑・排出制、再生利用の促進）
施策	各種リサイクル法等に基づく再生利用の推進（一部再掲）
①食品リサイクル法（再掲） 食品リサイクル法のしくみや法規制について、パンフレット等により食品廃棄物を排出する事業者に対し周知を図ります。 ②建設リサイクル法 県は、建設リサイクル法のしくみや法規制について、パンフレットやホームページ等により県民や事業者に対し周知を図ります。また、さらに建設廃材の再生利用を推進するため、分別の徹底等について指導するとともに、関係機関と協力のうえ、不法投棄など不適正な処理が行われないような体制づくりに努めます。	

課題	[産業廃棄物の排出抑制、再生利用等]（発生抑・排出制、再生利用の促進）
施策	事業者の自主的取組の推進
①「廃棄物循環利用と適正処理のための手引書」による技術的支援 排出する廃棄物が少量である事業者を主な対象とし、減量化等に先進的に取組んでいる県内事業者などの工夫事例を業種別に紹介することで、各事業者の廃棄物の発生抑制等に対する積極的な取組みを促進します。また、廃棄物処理法に関する遵守事項についても取りまとめており、事業者の廃棄物処理法の遵守状況についても簡単に確認できます。 ②「廃棄物減量化自己評価ガイドライン」「廃棄物減量化マニュアル」による技術的支援 排出事業者が排出事業者処理責任のもと、廃棄物の適正処理が十分になされているか、また、発生抑制・減量化・再生利用が十分になされているかを自ら評価し、また、改善するためのガイドラインとして作成した「廃棄物減量化自己評価ガイドライン」を活用して、排出事業者の減量化・リサイクルの推進を支援します。 また、主として廃棄物を多量に排出する事業者を対象とした「廃棄物減量化マニュアル」を作成し、ISO14001を取得している全国の主要な製造業者の減量化・リサイクル実践事例を紹介することで、各事業者の廃棄物の発生抑制等に対する積極的な取組みを促進します。 ③「産業廃棄物有効利用情報交換制度」の活用促進 インターネットを活用した「奈良県産業廃棄物有効利用情報交換制度」の利便性を高め、排出事業者・処理業者による産業廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルの取組みを支援します。	

課題	[産業廃棄物の排出抑制、再生利用等]（発生抑・排出制、再生利用の促進）
施策	技術開発等に関する支援
①技術開発等に関する助成 ・環境カウンセラーの派遣、環境コンサルタント活用に係る支援等 環境省で登録された環境カウンセラーを派遣し、豊富な知識・経験に基づき、事業者が行う産業廃棄物の排出抑制等の取組みに対する助言や産業廃棄物処理に関する社員研修などを行います。情報提供、排出抑制等や適正処理に関する助言により、事業者を支援します。 また、環境技術に関する専門的資格を有する者（「環境コンサルタント」といいます。）を活用し、事業活動から発生する産業廃棄物の排出の抑制、再生利用及び減量等によりゼロエミッションの推進に取組む改善案を策定するための費用の一部を助成します。経済的な負担を軽減することにより、事業者を支援します。 ・研究開発に係る助成 産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量などに関する技術や廃棄物等の循環資源を使用した再生利用製品の研究開発に対して補助を行います。事業者の研究開発に係るリスクを軽減します。 ②公設試験研究所などにおける技術開発の推進 県公設試験研究所などが実施する廃棄物の減量化や再生利用に関する技術開発を推進します。また、家畜排せつ物や製材工場残廃材など、バイオマス資源の有効活用を積極的に推進するために策定した「奈良県バイオマス総合利活用マスタープラン」に基づき、バイオマス利活用に関する技術開発を促進します。	

③循環利用の推進

課題	[再生利用製品の普及推進等]
施策	奈良県リサイクル認定製品の普及拡大
①奈良県リサイクル認定制度 県内において製造加工されるリサイクル製品を認定し、その普及啓発を実施することにより、リサイクル製品の普及及びリサイクル産業の育成を推進します。また、奈良県リサイクル認定製品の普及拡大を図るため、市町村等への情報提供等や環境フェスティバル、環境フェアなど各種イベントにおいてパネル等を展示するなどその普及に努め、「奈良県庁グリーン購入調達方針」に基づき、できる限り使用することに努めます。	

(2) 適正で環境に安全な廃棄物処理の推進

課題	〔適正処理の確保〕（排出事業者責任の徹底）
施策	適正処理の推進
① マニフェスト制度及び委託処理の適正化指導 廃棄物処理法に定められたマニフェスト制度により、排出事業者は、自分が処理を委託した産業廃棄物が適正に運搬または処理・処分されていることを確認するとともに、その報告が義務づけられています。排出事業者への立入検査を実施し、マニフェスト制度の励行と委託処理の適正化を指導するとともに、不適正な処理がされている場合には、罰則の適用などを含めた指導を行います。また、適正処理の推進や業務の効率化のため、電子マニフェストの普及に努めます。 ② 産業廃棄物多量排出事業者処理計画作成指導等 「廃棄物処理法」及び「奈良県産業廃棄物処理計画作成指導要綱」に基づき、多量排出事業者（①年間 500 トン以上の産業廃棄物を発生させる事業所を有する事業者、②資本金 4,000 万円以上の建設業者で県内で工事を行う者、③年間 50 トン以上の特別管理産業廃棄物を発生させる事業所を有する事業者、④許可病床数 150 床以上の病院。）に産業廃棄物減量化のための処理計画書の作成等を指導します。また、事業所への立入調査等により処理計画の実行状況を確認するとともに、廃棄物処理法の遵守を指導します。 しかし、本県には、中小・零細な企業から多様な廃棄物が少量ずつ排出されていることから、これらの事業者に対しても廃棄物の発生・排出抑制、減量化、再生利用を促していく必要があります。 ③ 研修の実施 産業廃棄物処理の最終責任は排出事業者自らにあることから、事業場の管理責任者を対象とした意識改革・啓発及び適正処理の手続き等についての研修を実施することにより、産業廃棄物の適正処理の推進を図ります。 ④ その他廃棄物の適正処理 ・ アスベスト廃棄物の適正処理 アスベスト廃棄物については、廃棄物処理法及び「廃石綿等処理マニュアル」等に基づき、立入検査を行なうなど、適正な処理が行なわれるよう指導します。 ・ PCB 廃棄物の適正処理 PCB 等の有害廃棄物について、関係諸法令に基づき、保管している事業者等に対し、立入検査等を通し、届出及び適正な管理の徹底を指導します。また、「奈良県 PCB 廃棄物処理計画」に基づき、円滑に処理されるよう体制を整備し、関係者との調整を図ります。 中小事業者の適正処理に助成するため、環境事業団法に基づき環境事業団が設置した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」に引き続き拠出します。 ・ 感染性廃棄物の適正処理 病院や診療所等から排出される感染性廃棄物の処理については、廃棄物処理法及び「感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき、立入検査を行なうなど、適正な処理が行なわれるよう指導します。 ・ ダイオキシン類処理対策 平成 9 年の廃棄物処理法の改正により、許可対象となる廃棄物焼却施設の範囲が拡大されるとともに構造基準・維持管理基準が強化され、ダイオキシン類排出濃度基準が設けられ、平成 14 年 12 月より完全適用されました。強化された構造基準・維持管理基準に基づき、処理施設の運営が適正に行なわれるよう指導します。	

課題	〔適正処理の確保〕（優良な処理事業者の育成）
施策	優良処理事業者の育成
①優良処理事業者評価制度の普及・浸透 遵法性・情報公開・環境保全の取組の観点から産業廃棄物処理業者を評価し、公表することで、優良な処理業者の育成及び産業廃棄物の排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」の普及・浸透を図ります。 ②研修の実施 産業廃棄物の適正な処理を確実に実施する能力を有する優良な処理業者を育成するため、法的、技術的な観点から研修を実施します。	

課題	〔適正処理の確保〕（不法投棄等対策）
施策	県民総監視ネットワークの整備
①産業廃棄物監視センターの監視・指導強化 平成 13 年 4 月に設置した奈良県産業廃棄物監視センターを核にして、関係機関や市町村との連携や県民からの協力を得つつ、不法投棄等の不適正処理の未然防止、早期発見のため、年間切れ目のない監視を引き続き実施します。また、監視カメラを設置し、監視の強化を図ります。 ②警察当局との連携 産業廃棄物収集運搬車の検問や県警ヘリコプターによる空からの監視を行い、悪質な事案については、警察当局との連絡を密にし、厳正に対処します。 ③「地域環境保全推進員」や市町村との連携 地域での不適正処理の未然防止や早期発見のために県内各市町村の推薦により任命しているボランティアである地域環境保全推進員の任命を引き続き行い、県内市町村とも連携し、地域における監視や情報収集に努めます。 ④通報体制の整備 産業廃棄物監視センター内に設置している不法投棄ホットダイヤルにより、県民等からの通報や情報収集に努めます。また、不法投棄等発見通報マニュアルを作成するとともに、「不法投棄見張り番」協力事業所や不法投棄撲滅推進事業所を設定し、協力を求めています。 ⑤環境破壊を許さない機運の醸成 廃棄物の不法投棄撲滅のためのキャンペーン、地域美化活動などを実施することで、地域の環境は自らが守るという意識をもち、環境破壊を許さない機運の醸成を図ります。	

(3) 循環型社会の構築のためのネットワークづくり

課題	各主体間での連携
施策	奈良県循環型社会推進協議会の運営
①奈良県循環型社会推進協議会の運営 奈良県循環型社会構築構想に基づき設置された奈良県循環型社会推進協議会を母体として、各種の施策を推進します。また、この協議会は、有識者、関係団体、行政及び公募により選ばれた県民で構成され、廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用を推進するため、県民・事業者・行政が連携して取組むためのきっかけづくりについて検討を行います。	

(4) 廃棄物処理施設の確保

課題	処理施設の整備
施策	一般廃棄物処理の基盤整備の確保
①効率的な施設の整備 市町村は、減量化の施策に取組むほか、一般廃棄物処理施設の整備に当たっては、一般廃棄物処理計画に従い、再生資源化施設や発電等の余熱利用による熱回収も含め、より効率的な施設の整備に努めます。県は、その整備が円滑に行なわれるよう情報提供等に努めます。 また、平成 11 年 3 月に作成した「奈良県ごみ処理広域化計画」の推進を図ってきましたが、今後も、施設の更新時期、維持管理の効率化、市町村合併や国の交付金制度の要件等を再度考慮し、広域的かつ総合的に一般廃棄物処理施設の整備を促進します。また、県は市町村と意見・情報交換を行うとともに、市町村間の連携及び協働した取組みについて、必要な調整を行ないます。 ②施設の補修時等における協力体制の整備 市町村は、市町村等の施設が突発的な故障等により補修等が必要な場合、その補修等が完了するまでの間、処理に支障をきたさないよう相互協力体制の整備に努め、県はその整備が促進されるよう必要な調整を行ないます。	

課題	災害廃棄物の適正処理
施策	災害廃棄物処理体制の整備
①災害廃棄物処理体制の整備 地震や台風等の大規模な災害が発生した場合、大量の災害廃棄物が発生し、その処理が困難となるだけでなく、衛生面での影響が懸念されます。そのため、廃棄物やし尿処理の体制を整備することが急務です。市町村においては、他の市町村とのストックヤードの確保など協力体制の整備を促進します。また、県は、市町村及び関係団体との連携を図り、災害時の処理体制を整備します。さらに、県内だけでは対応できない事態が発生した場合には、必要に応じて、他都道府県に応援を要請します。	

課題	処理施設の整備
施策	産業廃棄物処理施設の確保
①民間処理施設の施設設置手続に対する円滑な対応 廃棄物処理施設の設置許可申請等に対しては、廃棄物処理法、奈良県環境影響評価条例、及び奈良県産業廃棄物処理指導要綱に基づき、適切な対応を行います。 ②公共関与による産業廃棄物処理施設の整備 公共関与による産業廃棄物処理施設の整備については、県内廃棄物の実態及び民間処理施設の設置状況を考慮し、中長期的な課題として、情報収集に努めます。 また、近畿圏の広域的公共関与事業である大阪湾フェニックス計画へ引き続き参画するとともに、次期計画の実現に向け、他の地方公共団体等と協働していきます。	

3. 施策目標の設定

第4章で基本目標及び廃棄物の減量化の目標値を設定し、その目標を達成するために本章で取組む施策を示しました。そこで、施策の進捗を確認するため、特に、「廃棄物の発生・排出抑制、減量化、再生利用の推進」及び「適正で環境に安全な廃棄物処理の推進」に対し、指標を設定し、施策目標を以下のとおり定めます。

(1) 減量化の目標値

	一般廃棄物		産業廃棄物	
	平成17年度 (実績値)	平成24年度 (目標値)	平成17年度 (推計値)	平成24年度 (目標値)
排出量	548 (100%)	477 (100%)	1,696 (100%)	1,700 (100%)
再生利用量	83 (15.1%)	119 (25%)	822 (48%)	820 (48%)
中間処理による減量化	387 (70.6%)	300 (62.9%)	773 (46%)	800 (47%)
最終処分量	78 (14.2%)	58 (12.2%)	99 (6%)	80 (5%)

(単位：千トン/年)

(2) 施策の目標値

①廃棄物の発生・排出抑制、減量化、再生利用の推進

一般廃棄物

施策	指標	基準値（年度）	目標値（年度）
一般廃棄物処理計画の策定支援等			
一般廃棄物処理計画の策定	策定済み市町村数	30（H18）	全市町村
各種リサイクル法に基づく再生利用の推進	プラスチック類分別収集率（ペットボトル含む）	11%（H18）	20%（H24）
「ごみゼロ生活」の推進			
「環境にやさしい買い物キャンペーン」の推進	キャンペーン参加店舗数	744（H19）	1,000（H27）
台所からごみを出さない取組みの推進	県民1人1日当りの厨芥類の量	150g（H15）	130g（H22）
県等の率先行動及びグリーン購入の促進			
排出事業者としての県の取組み	ごみの排出量の削減	－（H16）	4%減（H22）
グリーン購入の率行的実践	グリーン購入調達実績	47～100%（H18）	全分野 100%

産業廃棄物

施策	指標	基準値（年度）	目標値（年度）
各種リサイクル法に基づく再生利用の推進			
建設リサイクル法	再生利用率	93.9%（H17）	95%（H22）
技術開発等に関する支援			
技術開発等に係る助成	実施延べ件数（H17～）	11件（H19）	50件（H22）
公設試験研究所などにおける技術開発の推進		14件（H19）	

②適正で環境に安全な廃棄物処理の推進

施策	指標	基準値（年度）	目標値（年度）
適正処理の推進/優良処理事業者の育成			
研修	年間参加者数	357人（H18）	500人（H22）
県民総監視ネットワークの整備			
産業廃棄物監視センターの監視、指導強化	認知不法投棄箇所	18箇所（H18）	15箇所（H22）

4. 廃棄物の種類ごとの対策

廃棄物の発生・排出抑制、減量化、再生利用を効果的に推進していくためには、すべての廃棄物に共通した基本的な対応に加え、それぞれの廃棄物の特性に応じた個別の取組みを行なうことが必要です。以下では、発生量が多い廃棄物、最終処分場への負荷が高い廃棄物、生活環境等への影響が大きい廃棄物及び主に地場産業から生じる廃棄物についての対策を示します。

(1) 一般廃棄物

①容器包装廃棄物（紙類、プラスチック類）

排出抑制のため、簡易包装の励行やマイバッグの持参、詰め替え製品の積極的な使用などを心がけます。リサイクルを促進するため、容器包装リサイクル法では、スチール缶、アルミ缶、ガラスびん（無色、茶色、その他）、ペットボトル、紙パック、その他プラスチック、その他紙及び段ボールに区分され、県内全市町村において「分別収集計画」が策定され分別収集が行われています。今後は、排出される際の分別を徹底するとともに、分別収集体制をさらに充実していく必要があります。

②紙類

新聞、雑誌、段ボール、飲料用パック及び容器包装廃棄物以外の古紙（投げ込みチラシ、パンフレット、封筒など）を分別回収し、再生利用を推進する必要があります。自治会や子供会等での集団回収の活性化を図るとともに、分別収集体制を整備する必要があります。

③厨芥類

適量購入、適量調理、消費・賞味期限切れの防止や食べ残しをなくすなどにより、発生・排出抑制に取り組む必要があります。また、各家庭で、堆肥にし、植木や菜園などで使用するなど、有効利用に取り組むことも必要です。

また、食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき、再生利用を促進する必要があります。

④廃家電等

「家電リサイクル法」により、エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機については、消費者がリサイクル費用を負担し、小売店及び製造業者等により引き取り及び再商品化等が行われています（今後、薄型テレビ、乾燥機が追加される予定）。また、パソコン等については「資源有効利用促進法」により、環境に配慮した製品の開発や回収ルートの確立、再利用、再資源化などの取組みが行われています。

廃家電等については、修理・修繕により長期的に使用するなど排出抑制に努めるとともに、これらの法律を遵守し適正に処理します。

⑤有害ごみ

乾電池や蛍光灯など有害物質を含む廃棄物については、販売店の使用済み製品の回収箱を活用するほか、市町村の回収にあたっては分別を徹底するとともに、環境に対して安全な方法で処理する必要があります。

(2) 産業廃棄物

①建設資材廃棄物

産業廃棄物の3割程度を占めるがれき類は、コンクリート及びアスファルトならびに木くずが大部分を占めており、建設リサイクル法の施行により再資源化等は平成 17 年度で 94%に達しており、この再資源率を維持していきます。また、再資源化された資材を積極的に使用することにより、リサイクルの推進を図ります。

がれき類以外の廃棄物についても、再資源化を図るため、現場での分別・選別を徹底します。

②汚泥

平成 17 年度における排出量は約 793 千トンで総排出量の 47%を占めています。このうち、脱水・焼却による減量化が約 709 千トン（排出量の 89%）と大部分を占めていますが、絶対量が多いため、最終処分量に占める割合も大きくなっています（総最終処分量の 39%）。特に、汚泥の大部分を占める下水汚泥については、今後、下水道の普及に伴い、さらに発生量の増加が見込まれるので、現在主に行われている脱水・焼却処理を今後も継続しつつ、より一層の再資源化を進めます。また、建設汚泥や上水処理汚泥などの無機性汚泥については、脱水による減量化を行った上で、建設資材、セメント原料等としての再生利用を推進します。

③廃プラスチック類

平成 17 年度における排出量は約 33 千トンであり、産業廃棄物の排出量の 2%を占めています。このうち、再生利用量が約 15 千トン（排出量の 45%）、減量化量が約 8 千トン（同 24%）で、最終処分されるのは 10 千トン（同 31%）です。平成 13 年に比べると再生利用が進んでいます。

今後は、更に再生利用を進めるため、製造工程を見直し、リサイクルしやすい素材を使用した製品の開発を奨励するとともに、分別を徹底し、事業者間での連携によるリサイクルの推進に努めます。リサイクルに当たってはマテリアルリサイクルを優先しますが、環境への負荷が大きい場合には熱源としての利用を検討します。

④ガラスくず等

平成 17 年度における排出量は約 22 千トンであり、産業廃棄物の排出量の 2% を占めているにすぎませんが、再生利用量が約 1/2 で最終処分量も約 1/2 で、平成 13 年に比べると再生利用が進んでいます。引き続き、分別を行い、カレットにして再生利用するなど有効利用を推進します。

⑤木くず

木くずには、建設業から発生するものと木材または木製品製造業から発生するものがあります。平成 13 年度における排出量は約 37 千トンであり、総排出量の 2% を占めています。このうち、再生利用量が約 21 千トン（排出量の 58%）、減量化量が約 9 千トン（同 24%）、最終処分量が約 7 千トン（同 18%）となっています。

今後は、性状ごとに分別を行い、チップ化及び熱源等としてのリサイクルを促進するとともに、炭化利用等の新たなバイオマス利用の開発・研究を進めるなど、本県に相応しい木質バイオマスの利用方策について幅広く検討します。

廃棄物処理法施行令の改正により、これまで事業系一般廃棄物とされてきた「木製パレットに係る木くず」が産業廃棄物として取り扱われることとなり、木くずの処理量の増加が見込まれるため、さらに再生利用を推進します。

⑥農業から発生する産業廃棄物

平成 17 年度における排出量は約 203 千トンであり、動物のふん尿が約 201 千トン、農業用廃プラスチック類が約 1 千トンとなっています。

動物のふん尿については有機質肥料として、水稻、野菜、果樹等栽培に利用されていますが、一部の地域においては処理過程での汚水の流出事例が発生しています。今後は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）」に基づき、適正管理及び安定した再生利用を推進します。

また、農業用プラスチック類は、野菜、花き、果樹等のハウス栽培、トンネル栽培、マルチ栽培等に広く利用されていますが、使用後は、ほぼ全量が中間処理後埋立処分されています。今後は、「奈良県農業用使用済みプラスチック適正処理推進協議会」による適正処理の一層の推進を図りながら、再生利用の方策や排出量を低減させる技術・資材の導入についての検討を進めます。

⑦特別管理産業廃棄物

（アスベスト廃棄物）

アスベストを含む廃棄物は、他の廃棄物と区分し、適正な処理を行なう必要があります。

解体工事業者や処理業者に対し、特別管理産業廃棄物に該当する吹付けアスベストなど飛散性のものについては、廃棄物処理法及び「廃石綿等処理マニュアル（平成 17 年 3 月）」の周知を、また、飛散のおそれのないアスベスト廃棄物については、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針（平成 17 年 3 月）」の周知を図るとともに、解体工事現場の監視及び指導の徹底により、適正処理を推進します。

(PCB 廃棄物)

平成 13 年 6 月に「PCB 廃棄物適正処理法」の制定及び「環境事業団法」の改正が行われ、環境事業団による PCB 廃棄物の処理施設の整備が図られることとなりましたが、施設が建設され処理が可能となるまでの間は引き続き、事業者による適正保管が必要です。

今後も、紛失や不適正保管がないよう努めるとともに、県は環境事業団が設置した中小事業者の処理費用の助成のための「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」に引き続き拠出します。

なお、平成 16 年 4 月 1 日に、環境事業団の PCB 廃棄物処理事業等を継承して、日本環境安全事業株式会社（JESCO）が設立されました。

(その他の特定有害廃棄物)

排出事業者自らが、有害物質を含む産業廃棄物を廃棄物処理法で定める基準に従って無害化あるいは安定化させるよう指導します。

⑧ダイオキシン類処理対策

平成 9 年の廃棄物処理法の改正により、許可対象となる廃棄物焼却施設の範囲が拡大されるとともに構造基準・維持管理基準が強化され、ダイオキシン類排出濃度基準が設けられ、平成 14 年 12 月より完全適用されました。今後は強化された構造基準・維持管理基準に基づき処理施設の適正な運営やダイオキシン類の排出削減対策に万全を期す必要があります。

第6章 計画の推進

本計画における目標を達成し、循環型社会の形成を推進するためには、県民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を認識した上で、それぞれに応じた自主的な取組みを行なうとともに、互いに連携しながら協働していくことが必要です。

1. 各主体の役割

(1) 県民

私たちは、日常生活を営む中で廃棄物を排出しており、また、産業廃棄物は日常生活に必要なものを製造・提供する事業活動の中で排出されるものであることから、一人ひとりが、廃棄物や環境の問題を自分のこととして考えることが大切です。

そして、小さなことから一つずつ取組みを重ねることにより、ライフスタイルを、これまでの大量消費・大量廃棄型から「適量消費・最小廃棄型」へと転換し、廃棄物の排出量を抑制するとともに、再資源化を進めることが重要です。

「大量購入→大量リサイクル→少量廃棄」でなく「適量購入→繰り返し（長く）使う→少量廃棄」に変えていきましょう。

●具体的な取組み

まずは発生抑制 「ごみを出さない」

- すぐにごみとなるような物を買わない
- 耐久性に優れた製品を積極的に購入する
- リターナブルびんや詰替用商品を積極的に購入する
- 過剰包装等を断る
- 買い物にマイバッグを持参する
- 一時的に必要な物はリース・レンタル方式を利用する
- 可能なものは修理するなど、ものを大切に長く使う

次に排出抑制 「ごみをごみにしない」

- 自治会やスーパー店頭等で実施する資源回収を利用する
- フリーマーケットの活用（自分にとって不要なものを必要とする人がいる）
- 生ごみを堆肥にする

そして再生利用 「ごみを資源に変える」

- それぞれの市町村ごとに定められた方法に従い、分別して排出します。
- 各種リサイクル法の趣旨や制度を理解し、その費用を負担します。
リサイクル料金等を消費者が負担することにより、リサイクルのための仕組みが維持されています。

○再生資源から作られたものを選んで購入します（グリーン購入）。

廃棄物を分別排出しリサイクルするだけでは本当にリサイクルしたことにはなりません。リサイクルされた再生資源から製造されたものを購入して初めて、循環の環（わ）が繋がります。

時には環境学習 「ごみを知ろう、行動しよう」

○学習会や講演会等に積極的に参加し、正しい知識を習得します。

○自ら考え、できることから家族や地域で実践し、能動的に取り組めます。

地域の集団回収や美化活動、環境団体の活動への参画など

さらに大切なこと

○たばこや空き缶のポイ捨て、粗大ごみ等の不法投棄は絶対にしません。また、外出時に出たごみは、なるべく家に持ち帰り処理するようにします。

○廃棄物の不法投棄や野外焼却などの不適正処理の未然防止や早期是正のため、日常生活の中で発見した不適正処理については、すみやかに市町村や県に報告します。

○廃棄物の不法投棄などの不適正処理は民有地内でも行われることがあります。自己所有地については、常に清潔に保つとともにフェンスの設置や施錠等により自らの責任で未然に防ぎます。

（2）NPO

県民等が構成する自主的な活動団体である、環境NPO等が果たす役割は重要です。県民の自主的な取り組みを推進するだけでなく、行政や事業者等に循環型社会の形成に資する提言を行ったり、行政や事業者ではできないような取り組みを行うなど、県民・事業者・行政の連携・協働を進める役割を担っています。

●具体的な取り組み

○専門的な知識を活かして、事業者や県民のニーズに応じて、廃棄物の発生抑制・減量化・リサイクルを推進するための情報を提供するとともに、これらの取り組みを円滑に進めるために事業者が行おうとする異業種間の情報交換や、県民が各地域内で行う廃棄物発生抑制等のための活動を支援するための取り組みを進めます。

○環境や循環型社会の形成に関する学習会や講演会、イベントなどを主催、または行政が主催するものに参画するなど、県民の理解を得るために必要な情報の提供に努め、県民への啓発を行います。

○地域で、住民ネットワークを駆使し、資源の集団回収やフリーマーケットなどを行い、廃棄物の資源化に努めるとともに、住民に対し啓発します。

(3) 排出事業者

排出事業者は、その事業活動に伴って産業廃棄物や事業系一般廃棄物を排出していることから、廃棄物処理に関して最も重要な主体であることを認識し、排出者責任や拡大生産者責任について十分に理解し、モノの生産、流通、販売やサービスの提供のすべての段階において環境への負荷を低減する取組みが求められます。

●具体的な取組み

廃棄物の発生抑制・減量化・再生利用の推進を図るために

- 製品のライフサイクル（原料採取から製造、使用、使用済み製品のリサイクル及び廃棄過程）全体で、資源消費量や廃棄物発生量を最小化し環境負荷を減らすよう、製品の設計・製造段階から6Rを念頭に置き、環境に配慮したモノづくりをします。
- 分別の徹底に努め、再資源化を促進します。
- 環境マネジメントシステムの導入や組織づくりに努めます。
- 再生利用された製品を使用してはじめてリサイクルが成り立つことを理解し、グリーン購入に積極的に取り組みます。
- 多量排出事業者は、自社が排出する廃棄物に関する処理計画を定め、より積極的に6Rの推進に努めます。
- 事業者間での情報交換を積極的に行い、互いに必要なものと不要なものを交換したり、共同で廃棄物処理を進めます。

適正で環境に安全な廃棄物処理の推進のために

- 廃棄物の適正処理は企業の社会的責任であることを認識します。
- 排出者責任の原則に基づき、自己が排出する廃棄物については関係する法令を遵守し、適正に処理します。また、処理を委託する場合には処理業者の許可内容や処理能力を確認して適正な委託契約を締結し、適正料金を負担し、マニフェスト制度を励行します。
- OPCB 廃棄物については、処理施設が整備され、処理が可能となるまでの間は、紛失はもちろんのこと土壌等を汚染することがないように、管理責任者を設置し、適正に保管します。
- 自社から発生する廃棄物の処理状況や環境負荷の低減に関する取組み状況を周辺住民に積極的に公開します。

廃棄物処理施設の確保のために

- 排出源での減量化・無害化・再資源化を行うために自社処理施設の整備に努めます。
- 効率的処理のため、関連企業間、同業者間、同一地域内企業間での共同処理を推進します。

(4) 処理業者

処理業者は、産業廃棄物や事業系一般廃棄物の処理においては排出事業者の事業者責任を補完する役割を、また、一般廃棄物の処理においては、市町村の処理を補完する役割を果たしていますが、今後はこれらの役割に加えて、廃棄物の処理技術や知識の習得に努め、廃棄物処理の専門家として県民や排出事業者を指導し、リサイクル産業の担い手になることが求められます。また、適正処理を推進し、県民や排出事業者から信頼される廃棄物の処理体制を確保することも求められます。

●具体的な取組み

廃棄物の発生抑制・減量化・再生利用の推進のために

- 各種リサイクル法の趣旨や制度を十分に理解し、適正な再生利用の推進について、排出事業者に対し廃棄物処理の専門家としての立場から助言するよう努めます。
- これまでに蓄積した廃棄物処理に関する技術を活用して、従来の焼却・埋立の処理から、再生利用の推進を優先した処理への転換を図ります。
- 新たな処理技術の習得や開発に取り組めます。

適正で環境に安全な廃棄物処理の推進のために

- 法令に従った適正処理を排出事業者に対して助言します。
- 廃棄物処理の専門家として、事業者間で互いに協力して資質の向上を図り、処理技術や知識の習得に努め、適正で安全な廃棄物処理を行い、さらに周辺住民や委託業者への情報公開を積極的に行い、県民や排出事業者の信頼を得るよう努めます。
- より環境に安全な廃棄物処理を推進するため、処理技術や知識の習得や開発に努めます。

廃棄物処理施設の確保のために

- 環境負荷が少なく、かつ再生利用効率の高い施設についての研究・開発を進めます。
- 既存の施設を安全に運営するとともに、その情報を公表し県民や排出事業者の信頼を得るよう努めます。
- 業者間における事業の協同化（組織化）等を進め、計画的な処理施設の運営に努めます。

(5) 市町村

市町村は、一般廃棄物の処理責任を負う者として、一般廃棄物処理計画を策定し、一般廃棄物の適正処理はもちろんのこと、発生抑制・減量化・再生利用の計画的・総合的な推進に努めることが求められます。また、住民や事業者への適切な普及啓発や指導も求められます。

●具体的な取組み

廃棄物の発生抑制・減量化・再生利用の推進のために

- ごみ処理有料化をはじめとする経済的手法の導入について検討します。
- 分別収集体制を整備・充実します。
- ごみの再生利用ルートや再生利用方法などを積極的に情報提供し、廃棄物処理に対して住民の理解や協力を得るよう努めます。
- 循環型社会形成に対する住民の意識レベルの向上と自主的な取組みを喚起するため、環境教育や環境情報の提供を充実します。
- 容器包装リサイクル法に定められた分別収集義務など、各種リサイクル法により定められた責務を遂行します。
- 事業者としての立場から、庁舎内のゼロエミッションや ISO14001 の認証取得、グリーン購入などに率先して取組みます。
- 公共事業から発生する廃棄物の発生抑制・減量化・再生利用の推進に取組みます。

適正で環境に安全な廃棄物処理の推進のために

- 不法投棄や野外焼却等の廃棄物の不適正処理の未然防止や早期是正のために、地域住民の協力や県との連携を図りながらパトロールに努めます。
- 資源ごみの分別や有害廃棄物の混入の回避など正しいごみの出し方について、住民に対する啓発を行います。
- 一般廃棄物の処理主体として、より安全な廃棄物処理を推進します。
- 災害廃棄物処理を担う主体として、資材等の備蓄や関係機関との連携確保など、処理体制を確立させ、災害の発生に備えます。

廃棄物処理施設の確保のために

- 一般廃棄物の処理責任者として、ごみ処理の広域化を検討しつつ、処理施設の確保・整備に努めます。

(6) 県

県は、県民の健康で安全な生活環境を形成・維持し、また、県内産業の健全な発展を図る役割を担っています。このため、関係機関と連携し、県内の廃棄物の処理状況を適切に把握し、本計画の推進を図ることが求められます。また、自らも廃棄物を排出する事業者として他の事業者に率先した取組が求められます。さらに県民や事業者等の取組みを推進するためのコーディネーターとしての役割も求められています。

なお、保健所設置市である奈良市においては、その区域内の産業廃棄物の処理について、県と同様の役割を果たすことが求められます。

●具体的な取組み

循環型社会の構築のためのネットワークづくりのために

- 「奈良県循環型社会推進協議会」の運営を核に、県民・事業者・行政の連携による取組みを進めます。

廃棄物の発生抑制・減量化・再生利用の推進のために

- 県民や事業者に啓発を行い、取組を進める県民や事業者に対して支援します。
- 環境マネジメントシステム ISO14001 の運用やグリーン購入調達に率先して取組みます。
- 広域的に取り組むべき事項については、周辺府県との連携を図り、法改正等が必要と考えられるものについては、国への要望を行います。

適正で環境に安全な廃棄物処理の推進のために

- 不法投棄等の不適正処理の未然防止、早期発見、早期是正のために監視を強化します。
- 排出事業所や処理施設への立入調査により、適正処理の徹底を図ります。

廃棄物処理施設の確保のために

- 一般廃棄物処理施設の整備を図るために、「奈良県ごみ処理広域化計画」に基づく市町村の取組に対し、必要な助言等を行います。
- 産業廃棄物処理施設の整備を図るために、処理施設の設置許可申請等に対しては「奈良県産業廃棄物処理指導要綱」に基づき、適切な対応を行います。

2. 計画の推進体制

奈良県循環型社会構築構想に基づき設置され、有識者、関係団体、行政及び公募により選ばれた県民で構成された「奈良県循環型社会構築構想推進協議会」を母体として、各種の施策を推進します。

また、庁内の関係部局で構成される「循環型社会構築推進調整会議」を設置し、全庁的な推進体制のもとで、本県がめざす循環型社会の構築に向けた施策を総合的に推進します。

3. 計画の進行管理

本計画を円滑かつ効果的に推進するため、県内の廃棄物の処理状況等や国の施策の動向等を把握し、その結果を施策に反映させるように努めます。また、その結果を広く県民等に情報提供し、計画が着実に実行できるよう進行管理を行ないます。

資料編

1. 処理実績一覧

(1) 一般廃棄物

① 処理フロー

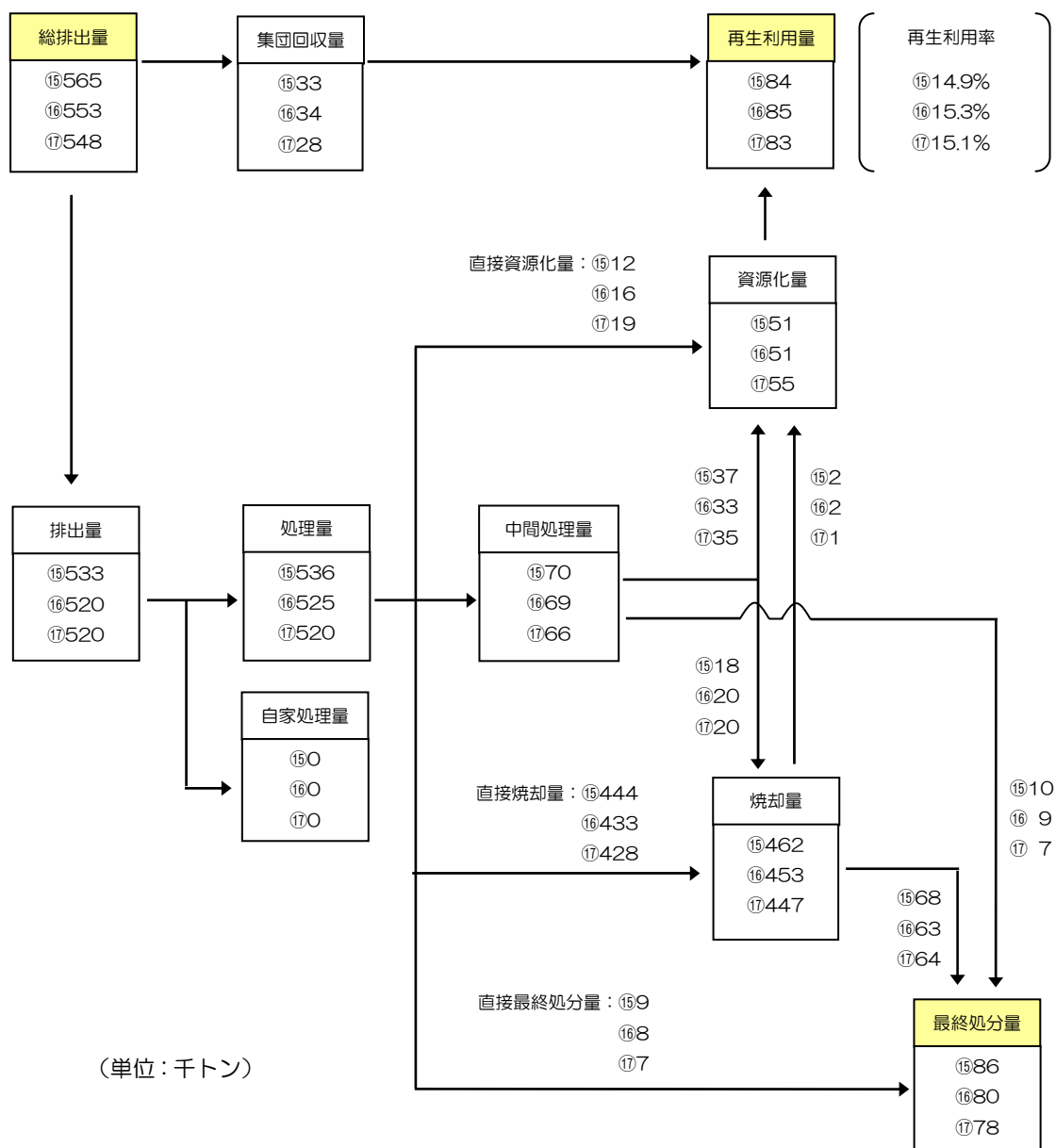


図1 処理フロー図（平成15年度～平成17年度）

※丸数字は年度を表しています。

②処理状況

表1 処理状況の推移（平成8年度～平成17年度）

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
総排出量	558	571	591	564	572	572	570	565	553	548
中間処理量（計）	487	494	520	504	512	516	520	515	502	494
中間処理量	63	63	65	59	65	69	71	70	69	66
直接焼却量	424	431	455	445	447	447	449	444	433	428
中間処理後焼却量	27	34	29	25	21	20	17	18	20	20
再生利用量（計） （再生利用率：％）	78 14.0	80 13.9	78 13.3	66 11.7	81 14.1	79 13.9	82 14.4	84 14.9	85 15.3	83 15.1
直接資源化量	32	13	10	11	15	10	10	12	16	19
中間処理後資源化量		16	18	22	28	35	38	39	35	36
集団回収量	46	50	50	33	38	34	34	33	34	28
最終処分量（計） （最終処分率：％）	101 18.1	103 18.1	107 18.1	104 18.4	97 17.0	82 14.4	90 15.8	86 15.3	80 14.5	78 14.2
直接最終処分量	13	12	10	14	9	9	8	9	8	7
中間処理後最終処分量	15	14	19	12	15	11	11	10	9	7
焼却後最終処分量	73	77	78	79	74	62	70	68	63	64

（単位：千トン/年）

※総排出量：中間処理量＋直接焼却量＋直接資源化量＋集団回収量＋直接最終処分量

※再生利用率：再生利用量/総排出量

※最終処分率：最終処分量/総排出量

※千未満を四捨五入しているため、合計と合わない場合があります。

(2) 産業廃棄物

①産業廃棄物処理フロー

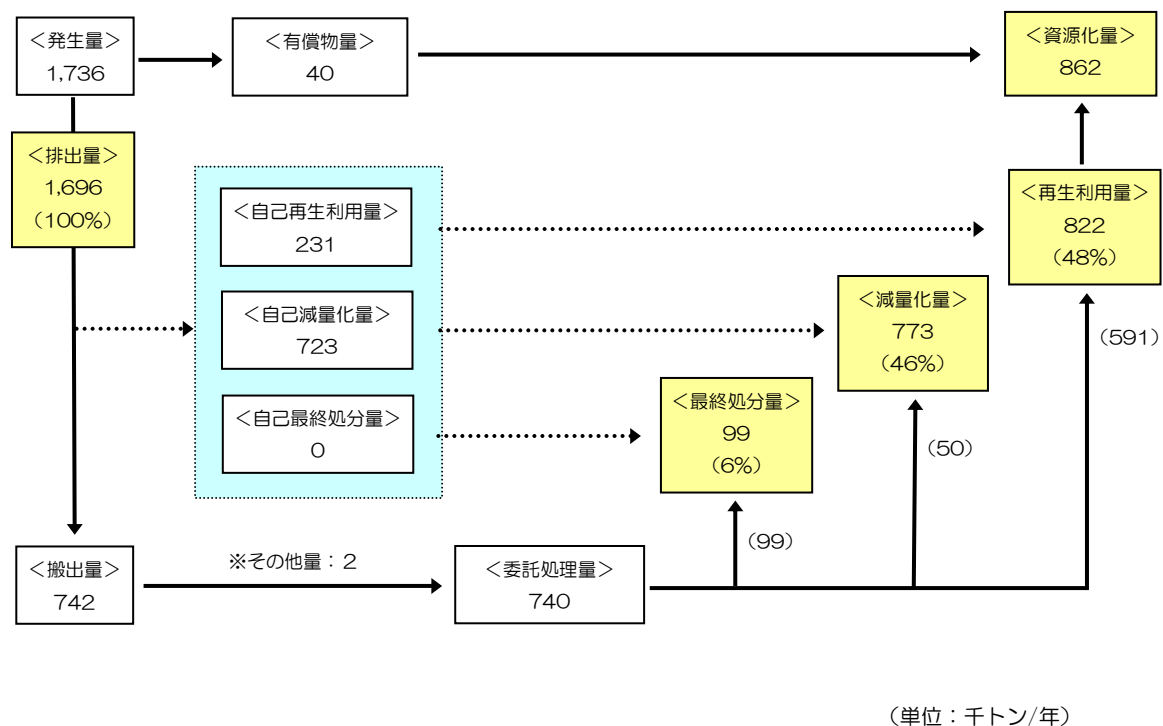


図2 産業廃棄物処理フロー（平成17年度推計）

②排出量

表2-1 業種別・種類別排出量（平成13年度）

	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	医療・福祉	サービス業	合計
燃え殻			0	2			0	0		0	2
汚泥			39	76	603		4	1		0	723
廃油			0	6	0		30	4		0	38
廃酸				3			0			1	3
廃アルカリ				1						0	1
廃プラスチック類	1	0	19	31	0		6	9		4	70
紙くず			2	14							16
木くず			27	8							36
繊維くず			0	0							0
動植物性残さ				7							7
ゴムくず			0	0				1		0	1
金属くず			15	14			2	4		8	43
ガラス陶磁器くず			19	13	0		0	1		6	38
鉱さい				10							10
がれき類			280	2	1		1	0			284
ばいじん				0						0	0
動物ふん尿	236										236
その他											
合計	237	0	400	187	604		42	19		19	1,508

（単位：千トン/年）

（注）表中の「0」は1 t以上500 t未満で、空欄は1 t未満。

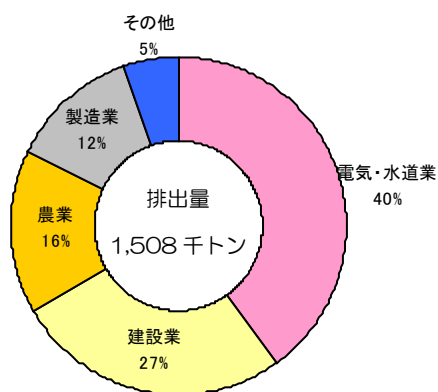


図3-1 業種別排出量

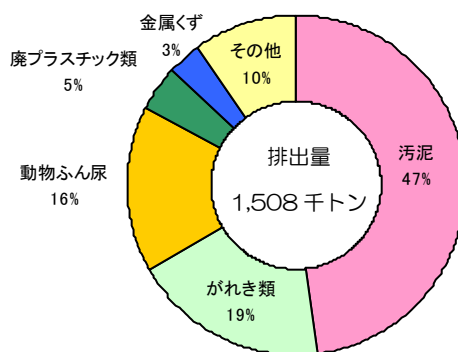


図3-2 種類別排出量

表2-2 業種別・種類別排出量（平成 17 年度）

	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	医療・福祉業	サービス業	合計
燃え殻				0						0	0
汚泥		4	23	104	660		0	1	0	1	793
廃油		0	0	23	0		0	4	0	0	27
廃酸				3		0			0	0	3
廃アルカリ				23				0	0	0	24
廃プラスチック類	1	0	5	21	0	0	0	3	1	1	33
紙くず			2	12		0					14
木くず			32	12							45
繊維くず			0	0							1
動植物性残さ				16							16
ゴムくず			0	1							1
金属くず			7	15	0		0	2	0	1	26
ガラス陶磁器くず		0	12	10	0		0	1	0	0	22
鉱さい				3							3
がれき類			476	1	0						478
ばいじん				0							0
動物ふん尿	201										201
その他				5	0	0	0	2	3	1	10
合計	203	4	558	250	660	0	1	13	4	4	1,696

（単位：千トン/年）

（注）表中の「0」は 1 t 以上 500 t 未満で、空欄は 1 t 未満。

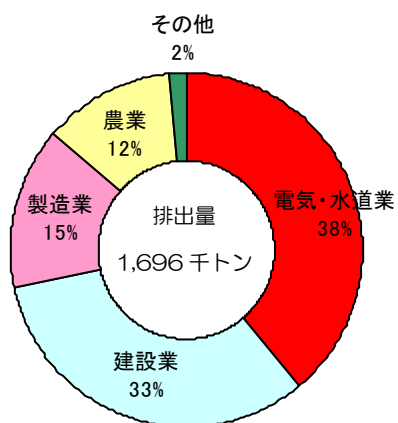


図 3-3 業種別排出量

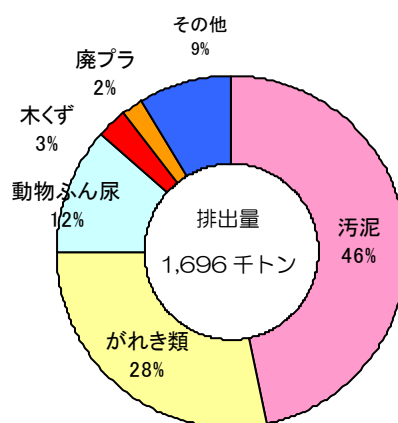


図 3-4 種類別排出量

③処理・処分状況

表 3-1 業種別・種類別再生利用量（平成 13 年度）

	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	医療・福祉	サービス業	合計
燃え殻				0							0
汚泥			26	25	2					0	53
廃油			0	5	0		0	1		0	6
廃酸				1			0			0	2
廃アルカリ				0						0	0
廃プラスチック類			3	4			0	1		0	8
紙くず			1	12							13
木くず			19	1							20
繊維くず			0								0
動植物性残さ				4							4
ゴムくず				0							0
金属くず			11	9			1	2		3	26
ガラス陶磁器くず			0	1	0					0	2
鉱さい				5							5
がれき類			255	1	1						257
ばいじん											
動物ふん尿	236										236
その他											
合計	236		316	69	3		2	4		4	634

（単位：千トン/年）

（注）表中の「0」は 1 t 以上 500 t 未満で、空欄は 1 t 未満。

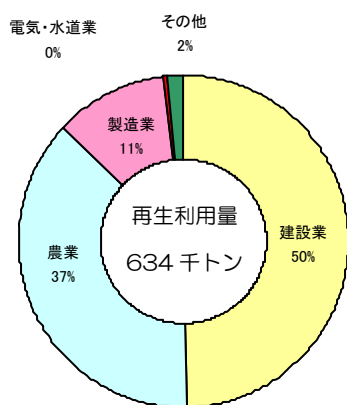


図 4-1 業種別再生利用量

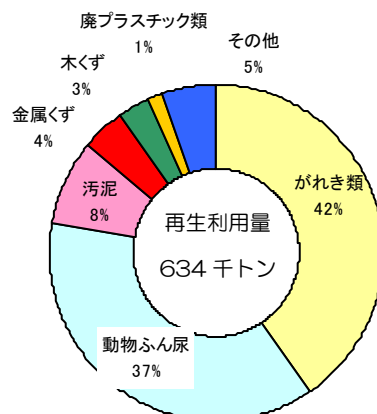


図 4-2 種類別再生利用量

表 3-2 業種別・種類別再生利用量（平成 17 年度）

	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	医療・福祉業	サービス業	合計
燃え殻				0						0	0
汚泥		4	6	23	10		0	0	0	0	43
廃油			0	12			0	1	0	0	13
廃酸				0		0			0	0	0
廃アルカリ				1				0	0	0	1
廃プラスチック類			3	9			0	3	0	0	15
紙くず			2	12		0					13
木くず			28	4							32
繊維くず			0	0							0
動植物性残さ				12							12
ゴムくず				0							0
金属くず			7	15			0	2	0	1	24
ガラス陶磁器くず			8	4	0			0	0	0	13
鉱さい				0							2
がれき類			449	1	0						450
ばいじん											0
動物ふん尿	201										201
その他				0		0	0	1		1	2
合計	201	4	502	94	10	0	0	7	0	2	822

（単位：千トン/年）

（注）表中の「0」は 1 t 以上 500 t 未満で、空欄は 1 t 未満。

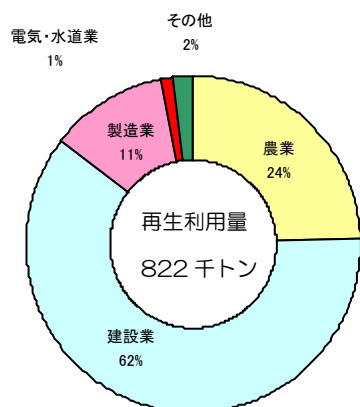


図 4-3 業種別再生利用量

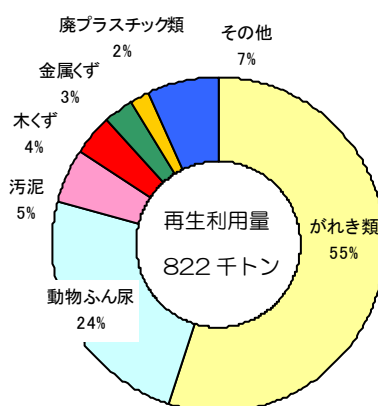


図 4-4 種類別再生利用量

④最終処分量

表 4-1 業種別・種類別最終処分量（平成 13 年度）

	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	医療・福祉	サービス業	合計
燃え殻			0	2							2
汚泥			10	12	13		0	1		0	36
廃油			0	1			1	0		0	2
廃酸				1						0	1
廃アルカリ				1						0	1
廃プラスチック類	1	0	15	18	0		6	4		4	47
紙くず			0	1							2
木くず			6	1							7
繊維くず			0	0							0
動植物性残さ				1							1
ゴムくず			0	0				1		0	1
金属くず			4	5			1	2		5	17
ガラス陶磁器くず			18	11	0		0	1		5	36
鉱さい				4							4
がれき類			24	1	0		1	0			27
ばいじん				0							0
動物ふん尿											
その他											
合計	1	0	78	59	13		10	9		14	184

（単位：千トン/年）

（注）表中の「0」は 1 t 以上 500 t 未満で、空欄は 1 t 未満。

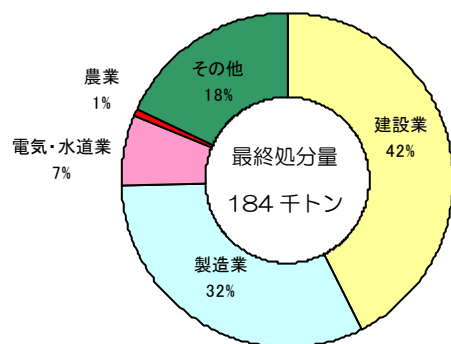


図 5-1 業種別最終処分量

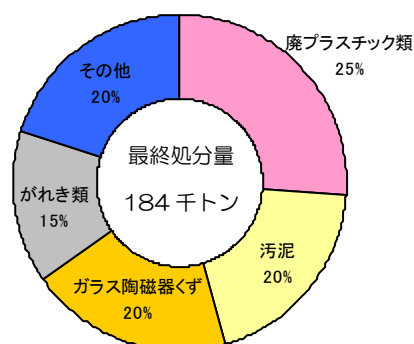


図 5-2 種類別最終処分量

表 4-2 業種別・種類別最終処分量（平成 17 年度）

	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	医療・福祉業	サービス業	合計
燃え殻				0						0	0
汚泥			8	2	28		0	0	0	0	39
廃油				0			0	0	0	0	0
廃酸				0		0			0	0	0
廃アルカリ				0				0	0	0	0
廃プラスチック類	1	0	2	6	0	0	0	1	0	0	10
紙くず			0	0							0
木くず			0	1							1
繊維くず			0	0							0
動植物性残さ				1							1
ゴムくず			0	0							0
金属くず			0	0	0		0	0	0	0	1
ガラス陶磁器くず		0	4	6	0		0	0	0	0	10
鉱さい				2							2
がれき類			27	0	0						28
ばいじん				0							0
動物ふん尿											
その他				4				0	0	0	6
合計	1	0	42	25	28	0	0	2	1	1	99

（単位：千トン/年）

（注）表中の「0」は 1 t 以上 500 t 未満で、空欄は 1 t 未満。

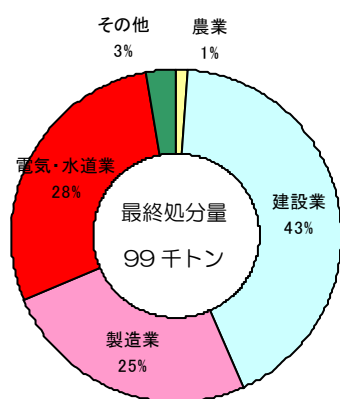


図 5-3 業種別最終処分量

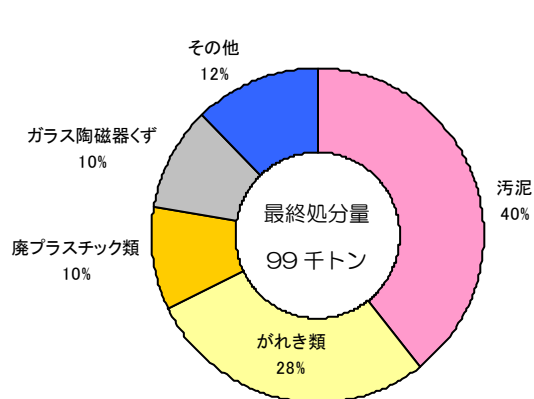


図 5-4 種類別最終処分量

2. 将来予測の推計手法及び推計結果一覧

(1) 一般廃棄物

① 将来人口

将来人口の予測は、過去 10 年間の推計値（統計課）のデータを基に 1 次回帰により近似値を求めた。近似値は、国立社会保障・人口問題研究所推計（平成 19 年 5 月）と本県やまと 21 世紀ビジョンで示された将来人口の中間にあり、予測値として採用した。

表 5 将来人口予測

	国立社会保障・人口問題研究所	県推計人口 (統計課)	近似値
H17	1,421,000	1,421,310	—
H18	1,414,600	1,416,323	—
H19	1,408,200	1,412,539	—
H20	1,401,800	—	1,410,419
H21	1,395,400	—	1,406,271
H22	1,389,000	—	1,402,124
H23	1,381,000	—	1,397,976
H24	1,373,000	—	1,393,828
H25	1,365,000	—	1,389,680
H26	1,357,000	—	1,385,533
H27	1,349,000	—	1,381,385
H28	1,338,800	—	1,377,237
H29	1,328,600	—	1,373,090

(単位：人)

※平成 19 年度の県推計人口（統計課）は、平成 19 年 5 月現在。

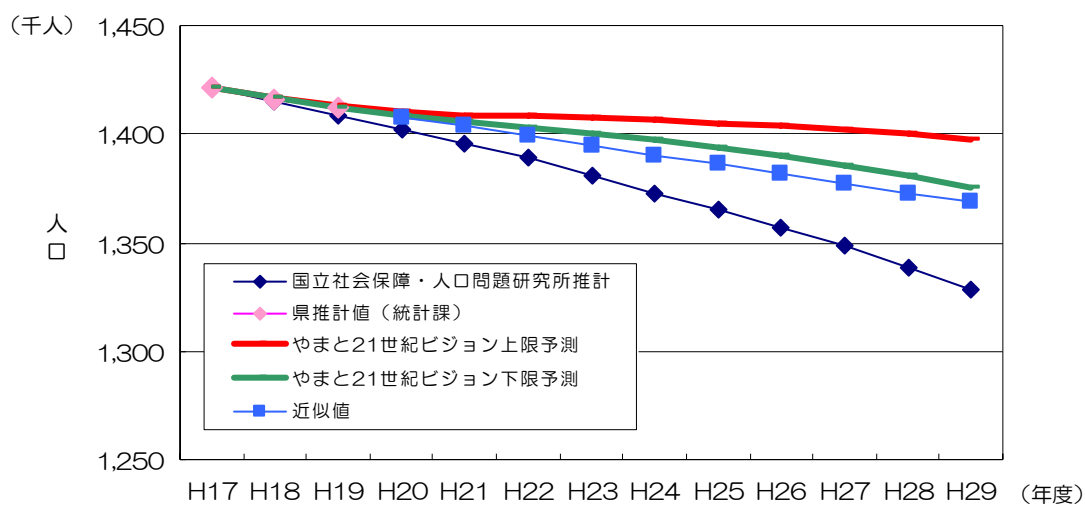


図 6 将来人口予測

②排出量

排出量の将来予測では、自家処理量を含まず、生活系一般廃棄物と事業系一般廃棄物に分け、それぞれについて推計を行ないました。

○生活系一般廃棄物排出量の推計

次式により算出します。

$$\text{排出原単位 (g/人/日)} \times \text{将来人口 (人)} \times 365 \text{ (日)} + \text{集団回収量}$$

生活系一般廃棄物量については、過去5年（平成 13 年度～平成 17 年度）の傾向が将来にわたっても変わらないと仮定して、その実績（1 人 1 日当りの排出量：集団回収量を除く）をもとに排出原単位をトレンド法により予測し、人口将来予測の値を乗じることにより排出量の将来予測を行ないます。さらに、集団回収量の過去5年間の平均値（32 千トン/年）を加えます。

※トレンド法：過去のデータの傾向から、数学的に誤差の少ない方法で推計する方法。

○事業系一般廃棄物排出量の推計

事業系一般廃棄物量については、過去5年（平成 13 年度～平成 17 年度）の実績をもとに、総排出量をトレンド法により予測を行ないます。また、事業者のごみ減量化の取組みなどの減少要因が将来にわたって同様に進展すると仮定します。

③再生利用量

再生利用量の将来予測については、市町村の分別収集体制及び再生利用等への取組みが将来においてもこれまでと同様に進展すると仮定して、再生利用量（1 人 1 日当りの再生利用量）の過去5年間の実績（平成 13 年度～平成 17 年度）をもとに、トレンド法により予測し、次式により算出しました。さらに、集団回収量の過去5年間の平均値（32 千トン/年）を加えます。

$$\text{再生利用原単位 (g/人/日)} \times \text{将来人口 (人)} \times 365 \text{ (日)} + \text{集団回収量}$$

④最終処分量

最終処分量の将来予測については、焼却量及び焼却されずに最終処分された量をもとに、次式により算出しました。

$$\text{焼却量 (t/年)} \times \text{焼却灰生成率 (\%)} + \text{焼却されずに最終処分された量}$$

※焼却量＝排出量－再生利用量－（焼却されずに最終処分される量）

※焼却されずに最終処分された量（直接最終処分量及び中間処理後最終処分量）は、過去5年間の実績（平成13年度～平成17年度）をもとに、トレンド法により予測した。

※焼却灰生成率とは、焼却灰量/焼却量。大きな変動はないとして過去5年間の平均値（14.3%）とした。

⑤将来予測結果まとめ

一般廃棄物の排出量、再生利用量及び最終処分量の将来予測をまとめると、以下のとおりです。

表6 一般廃棄物の排出量、再生利用量及び最終処分量の将来予測

	平成17年度（実績値）	平成24年度（予測値）	平成29年度（予測値）
排出量	548（100%）	514（100%）	494（100%）
再生利用量	83（15.1%）	101（19.6%）	111（22.4%）
資源化量	55	69	79
集団回収量	28	32	32
中間処理による減量化量	387（70.6%）	348（67.8%）	325（65.8%）
最終処分量	78（14.2%）	66（12.8%）	59（12.0%）

（単位：千トン/年）

※減量化量：排出量－再生利用量－最終処分量

※自家処理量：平成17年度396t/年。平成18年度以降は「0t/年」とする。

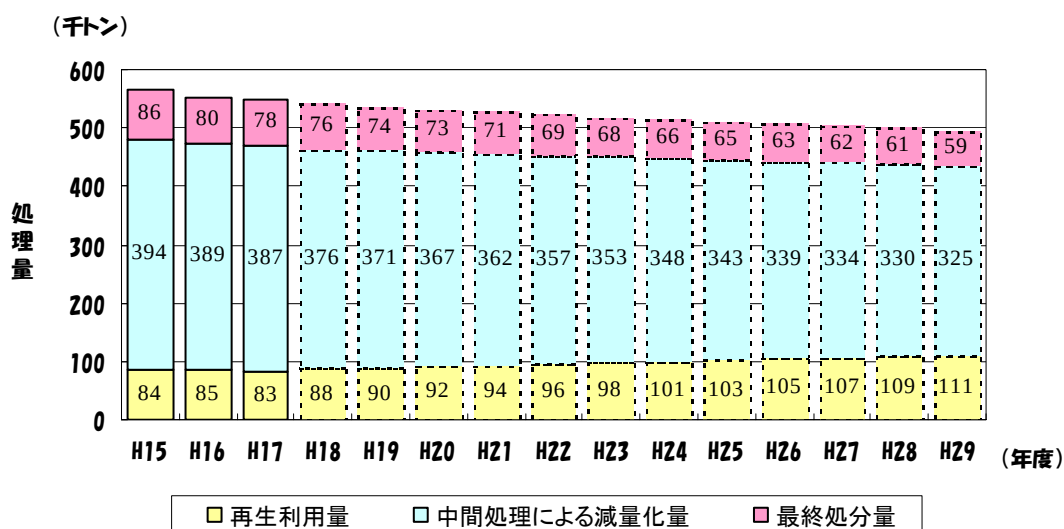


図7 一般廃棄物の排出量、再生利用量及び最終処分量の将来予測

表7 将来予測値一覧

	年度	人口	排出量					再生利用					中間処理による減量化		最終処分	
		県統計 (人)	生活系		事業系 (t/年)	集団回収 (t/年)	合計 (t/年)	再生利用量		集団回収 (t/年)	合計 (t/年)	再生利用率 (%)	減量化量 (t/年)	減量化率 (%)	最終処分量 (t/年)	最終処分率 (%)
			1人1日 (g/人/日)	総量 (t/年)				1人1日 (g/人/日)	総量 (t/年)							
※実績	H8	1,439,252	698.7	367,966	144,202	46,166	558,334	60.7	31,969	46,166	78,135	14.0%	379,300	67.9%	100,899	18.1%
	H9	1,444,340	711.2	375,857	144,775	50,114	570,746	55.6	29,407	50,114	79,521	13.9%	388,183	68.0%	103,042	18.1%
	H10	1,447,134	714.7	380,293	160,551	50,263	591,107	52.8	28,073	50,263	78,336	13.3%	406,001	68.7%	106,770	18.1%
	H11	1,449,138	691.5	368,790	162,231	32,788	563,809	62.3	33,202	32,788	65,990	11.7%	394,184	69.9%	103,635	18.4%
	H12	1,442,795	706.7	376,471	157,630	37,960	572,061	80.1	42,697	37,960	80,657	14.1%	394,231	68.9%	97,173	17.0%
	H13	1,440,920	707.1	376,222	161,950	33,936	572,108	85.2	45,357	33,936	79,293	13.9%	410,374	71.7%	82,441	14.4%
	H14	1,437,611	708.2	377,320	158,888	33,989	570,197	89.9	47,873	33,989	81,862	14.4%	398,258	69.8%	90,077	15.8%
	H15	1,434,576	696.0	369,441	163,016	32,931	565,388	97.1	51,543	32,931	84,474	14.9%	394,465	69.8%	86,449	15.3%
	H16	1,429,969	700.5	370,395	149,318	33,781	553,494	96.4	50,968	33,781	84,749	15.3%	388,530	70.2%	80,215	14.5%
	H17	1,421,310	702.9	370,010	149,562	28,060	547,632	104.2	54,875	28,060	82,935	15.1%	386,760	70.6%	77,937	14.2%
予測	H18	1,416,323	699.6	361,665	146,409	32,000	540,074	108.0	55,820	32,000	87,820	16.3%	376,170	69.7%	76,084	14.1%
	H19	1,412,539	698.9	360,345	143,209	32,000	535,554	112.4	57,966	32,000	89,966	16.8%	371,415	69.4%	74,173	13.8%
	H20	1,410,419	698.3	359,499	140,079	32,000	531,578	116.9	60,171	32,000	92,171	17.3%	366,750	69.0%	72,657	13.7%
	H21	1,406,271	697.8	358,174	137,017	32,000	527,191	121.3	62,280	32,000	94,280	17.9%	362,157	68.7%	70,754	13.4%
	H22	1,402,124	697.3	356,878	134,022	32,000	522,900	125.8	64,375	32,000	96,375	18.4%	357,432	68.4%	69,093	13.2%
	H23	1,397,976	696.9	355,606	131,093	32,000	518,699	130.2	66,456	32,000	98,456	19.0%	352,733	68.0%	67,509	13.0%
	H24	1,393,828	696.5	354,354	128,227	32,000	514,582	134.7	68,524	32,000	100,524	19.5%	348,062	67.6%	65,996	12.8%
	H25	1,389,680	696.2	353,120	125,425	32,000	510,544	139.1	70,579	32,000	102,579	20.1%	343,417	67.3%	64,548	12.6%
	H26	1,385,533	695.8	351,899	122,683	32,000	506,582	143.6	72,620	32,000	104,620	20.7%	338,802	66.9%	63,161	12.5%
	H27	1,381,385	695.5	350,691	120,002	32,000	502,693	148.0	74,647	32,000	106,647	21.2%	334,217	66.5%	61,829	12.3%
	H28	1,377,237	695.2	349,494	117,379	32,000	498,873	152.5	76,661	32,000	108,661	21.8%	329,663	66.1%	60,549	12.1%
	H29	1,373,090	695.0	348,307	114,813	32,000	495,120	157.0	78,662	32,000	110,662	22.4%	325,141	65.7%	59,316	12.0%

※実績の生活系の1人1日当たりの排出量等は、一般廃棄物実態調査での人口で算出しているため、表での計算と一致しません。

⑤し尿等

し尿等の排出量については、「奈良県污水处理総合基本構想」及び過去5年間のトレンドをもとに、次式により将来予測を行ないました。

$$\text{排出原単位 (ℓ/人/日)} \times \text{将来人口 (人)} \times 365 \text{ (日)}$$

「奈良県污水处理総合基本構想」による県内の污水处理人口普及率は、概ね平成 22 年度に下水道普及率 75.2%、農業集落排水等 0.7%、合併浄化槽 6.9%、平成 34 年度に下水道普及率 88.6%、農業集落排水等 0.8%、合併浄化槽 5.8%と見込んでいます。しかし、ここでは、以下の条件で将来予測を行いました。

污水处理人口等

- ・下水道への接続率を 90%（「やまと 21 世紀ビジョン」より）として下水道人口 {人口×普及（整備）率×接続率} を算出します。
- ・合併浄化槽に農業集落排水等を含み、普及率は「奈良県污水处理総合基本構想」どおりとします。
- ・総人口から下水道人口及び合併浄化槽人口を引いた人口を単独浄化槽人口及びし尿計画収集人口とします。ただし、単独浄化槽人口とし尿計画収集人口の割合は、過去5年間のトレンドより算出します。

排出原単位

- ・排出原単位は、過去5年間の平均値（し尿：1.97 ℓ/人/日、浄化槽汚泥：1.08 ℓ/人/日）とします。
- ・自家処理量は、0千人とします。

（２）産業廃棄物

①将来予測の考え方

産業廃棄物排出量の将来予測については、「今後とも飛躍的な技術革新や法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現時点（平成 17 年度実績）における産業廃棄物の排出量と業種ごとの各種活動量指標との関係は変わらず、原単位は変化しないこと、また、大規模な土木工事等がない」と仮定して、次式により行ないました。なお、業種ごとの活動量指標の将来予測には、過去からのデータの傾向が将来も同様に続くものとして、トレンド法により行ないました。

また、処理・処分の将来予測についても同様に、排出事業者や処理業者による減量化、リサイクル等がこれまでどおりに行なわれるものとし、原単位は変化しない（業種・種類別の再生利用率等が変化しない）として推計しました。

$$\text{将来予測量} = \text{原単位（平成 17 年度実績）} \times \text{活動量指標（予測値）}$$

表８ 予測に用いた各種活動量指標

業種	活動量指標
農業	資料調査（現状のまま推移）
建設業	元請完成工事高
製造業	製造品出荷額
電気・水道業	各施設の計画値
その他	従業員数

※排出量、再生利用量及び最終処分量の将来予測は、上記の式により算出。

減量化量は、「減量化量＝排出量－再生利用量－最終処分量」により算出。

②業種別将来予測結果

排出量

	平成 13 年度	平成 17 年度	平成 24 年度	平成 29 年度
建設業	400	558	466	427
製造業	187	250	256	256
電気・水道業	604	660	790	872
その他	317	228	227	229
合計	1,508	1,696	1,739	1,784

(単位：千トン)

再生利用量

※（ ）内は再生利用率。

	平成 13 年度	平成 17 年度	平成 24 年度	平成 29 年度
建設業	316 (79%)	502 (90%)	419 (90%)	384 (90%)
製造業	69 (37%)	94 (38%)	94 (37%)	93 (36%)
電気・水道業	3 (0.5%)	10 (1.5%)	12 (1.5%)	13 (1.5%)
その他	246 (78%)	216 (95%)	215 (95%)	214 (93%)
合計	634 (42%)	822 (48%)	740 (43%)	704 (39%)

(単位：千トン)

中間処理による減量化量

※（ ）内は減量化率。

	平成 13 年度	平成 17 年度	平成 24 年度	平成 29 年度
建設業	6 (1.5%)	14 (2.5%)	12 (2.6%)	11 (2.6%)
製造業	59 (32%)	131 (52%)	138 (54%)	140 (55%)
電気・水道業	588 (97%)	620 (94%)	742 (94%)	817 (94%)
その他	44 (14%)	8 (3.5%)	6 (2.6%)	9 (3.9%)
合計	691 (46%)	773 (46%)	898 (52%)	977 (55%)

(単位：千トン)

最終処分量

※（ ）内は最終処分率。

	平成 13 年度	平成 17 年度	平成 24 年度	平成 29 年度
建設業	78 (20%)	42 (7.5%)	35 (7.5%)	32 (7.5%)
製造業	59 (32%)	25 (10%)	24 (9.4%)	23 (9%)
電気・水道業	13 (2.2%)	28 (4.2%)	36 (4.6%)	42 (4.8%)
その他	34 (11%)	5 (2.2%)	6 (2.6%)	6 (2.6%)
合計	184 (12%)	99 (6%)	101 (6%)	103 (6%)

(単位：千トン)

③種類別将来予測結果

排出量

	平成 13 年度	平成 17 年度	平成 24 年度	平成 29 年度
汚泥	723	793	920	1,000
がれき類	284	478	399	366
動物ふん尿	236	201	201	201
木くず	36	45	39	36
廃プラ	70	33	31	30
その他	159	146	149	151
合計	1,508	1,696	1,739	1,784

(単位：千トン)

再生利用量

※ () 内は再生利用率。

	平成 13 年度	平成 17 年度	平成 24 年度	平成 29 年度
汚泥	53 (7%)	43 (5%)	44 (5%)	44 (4%)
がれき類	257 (90%)	450 (94%)	376 (94%)	345 (94%)
動物ふん尿	236 (100%)	201 (100%)	201 (100%)	201 (100%)
木くず	20 (57%)	32 (71%)	27 (69%)	25 (69%)
廃プラ	8 (12%)	15 (45%)	14 (45%)	13 (43%)
その他	60 (38%)	81 (55%)	78 (52%)	76 (50%)
合計	634 (42%)	822 (48%)	740 (43%)	704 (39%)

(単位：千トン)

中間処理による減量化量

	平成 13 年度	平成 17 年度	平成 24 年度	平成 29 年度
汚泥	633 (88%)	709 (89%)	832 (90%)	907 (91%)
がれき類	1 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
動物ふん尿	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
木くず	9 (25%)	12 (27%)	11 (28%)	10 (28%)
廃プラ	13 (19%)	8 (24%)	8 (26%)	8 (27%)
その他	35 (22%)	44 (30%)	47 (32%)	52 (34%)
合計	691 (46%)	773 (46%)	898 (52%)	977 (55%)

(単位：千トン)

最終処分量

	平成 13 年度	平成 17 年度	平成 24 年度	平成 29 年度
汚泥	36 (5%)	39 (5%)	44 (5%)	49 (5%)
がれき類	27 (9%)	28 (6%)	23 (6%)	21 (6%)
動物ふん尿	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
木くず	7 (18%)	1 (2%)	1 (3%)	1 (3%)
廃プラ	48 (69%)	10 (30%)	9 (29%)	9 (30%)
その他	66 (42%)	21 (14%)	24 (16%)	23 (15%)
合計	184 (12%)	99 (6%)	101 (6%)	103 (6%)

(単位：千トン)

3. 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年 5 月、環境省告示第 43 号）

改正 平成 17 年 5 月 26 日 環境省告示第 43 号

一 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向

近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に豊かになる一方で、廃棄物の排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量の逼迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生、不法投棄の増大等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されてきた。これらの問題に対応するため、近年、数次にわたる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等の対応が図られている。

今後は、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号。以下「基本法」という。）及び循環型社会形成推進基本計画に沿って、これらの法制度の適切な実施と相まって、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、いわゆる循環型社会の実現を図ることが必要である。

このため、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策においては、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収をいう。以下「適正な循環的な利用」という。）を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的な利用を徹底した上で、なお適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。

まず、廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化を促進するためには、国民、事業者、国及び地方公共団体がそれぞれの適切な役割分担を踏まえた取組を積極的に行うことが必要である。

また、循環型社会を構築する基盤として、廃棄物の適正な処理体制の確保は必要不可欠である。特に産業廃棄物については、適正に処理するために必要な施設の整備が進まず、悪質な不法投棄等の不適正処理が増大し、これにより産業廃棄物処理に対する地域住民の不信感が増大し、処理施設の設置や運営をめぐる反対もあることから、さらに施設整備が困難となって焼却施設や最終処分場等の産業廃棄物処理施設の設置許可件数が急激に減少しており、このままではその適正な処理に著しい支障を来し、生活環境の保全はもとより、経済活動にも重大な影響をもたらすおそれがあることから、適正な処理体制の確保が急がれている。

このため、事業者の責任において適正に処理しなければならないという原則に沿って、民間による処理体制確保を基本としつつ、必要な処理能力を確保するため、国として、廃棄物処理センター等の公共の関与による安全で安心できる処理施設の整備をする必要である。

このほか、国民の環境に関する意識の高揚等に対応して、廃棄物の処理体制の確保に当たっては、施設の安全性等に関する情報公開を一層進め、地域住民の理解を深めていくことが必要である。

二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項

1 廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状

現状（平成 9 年度）における我が国の廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理による減量及び最終処分量（埋立処分及び海洋投入処分の量をいう。以下同じ。）は次のとおりである。

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	53	410
再生利用量	5.9	168
中間処理による減量化量	35	175
最終処分量	12	66

(単位：百万トン/年)

(注) 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

2 廃棄物の減量化の目標量

廃棄物の減量化の目標量については、「ダイオキシン対策推進基本指針」（平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づき、平成11年9月に設定した「廃棄物の減量化の目標量」の考え方を踏まえ、当面、平成22年度を目標年度として進めていくこととする。

なお、この目標量については、中間目標年度を平成17年度とし、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを実施するものとする。

[1] 一般廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物については、現状（平成9年度）に対し、平成22年度において、排出量を約5%削減し、再生利用量を約11%から約24%に増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減する。

[2] 産業廃棄物の減量化の目標量

産業廃棄物については、現状（平成9年度）に対し、平成22年度において、排出量の増加を約12%に抑制し、再生利用量を約41%から約47%に増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減する。

三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

1 施策の基本的枠組み

廃棄物の排出を抑制し、適正な循環の利用を促進するためには、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが重要である。

このため、基本法、廃棄物処理法、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「容器包装リサイクル法」という。）、特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）等の法制度に基づく施策について、国民、事業者、国及び地方公共団体の適切な役割分担により、円滑な実施を図るものとする。

2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割

(1) 国民の役割

国民は、商品の購入にあたっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めるとともに、商品の使用に当たっては、故障時の修理の励行等によりなるべく長期間使用することに努め、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むものとする。また、国民は、一般廃棄物の排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことにより、市町村による適正な循環の利用に対する取組に協力するとともに、廃家電製品を小売業者等に引き渡し、その求めに応じた料金の支払い、建築物等の解

体工事に要する費用の支払い、自動車に係るリサイクル料金の預託、使用済自動車の引取業者への引渡し等により、事業者が法律に基づいて行う措置に協力するものとする。

（２）事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出する廃棄物の排出抑制に努めるとともに、廃棄物処理法に基づく許可を受けて又は再生利用認定等を受けて自ら排出する廃棄物の再生利用を他の事業者と連携して行う等により、その廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない廃棄物について、適正な処理を確保しなければならないものとする。

また、事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合に排出抑制、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、適正な処理が困難とならない商品の製造又は販売、必要な情報の提供等に努めなければならないものとする。

さらに、事業者の役割が循環型社会の形成を推進する上で重要であると認められるものについては、自らが製造等を行った製品や容器等が廃棄物となったものについて、極力これを自主的に引取り、循環的な利用をを推進するよう努めるものとする。

（３）地方公共団体の役割

市町村は、その区域内における一般廃棄物の排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行なうことにより住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、他の市町村との連携等による広域的な取組を図るものとする。また、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行ない、分析の結果を様々な角度から検討するほか、必要に応じてPFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に定める特定事業をいう。）の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。さらに、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。なお、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等による利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとする。

都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとする。また、その区域内における産業廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を促進するとともに、適正な処分が確保されるよう事業者に対して必要な指導監督を実施するものとする。さらに、事業者の責任において適正に処理しなければならないという原則に沿って、民間による処理体制の確保を基本としつつ、必要な処理能力を確保するため、廃棄物処理センター等の公共関与により、産業廃棄物処理施設を整備することも検討する。

（４）国の役割

国は、国民及び事業者の自主的な取組を促進し、また、地方公共団体によるそれらのための取組を支援するため、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるものとする。また、生活環境の保全上支障のない確実な再生利用について廃棄物処理法に基づく処理業及び処理施設の設置の許可を不要とする特例措置や、製造業者等による広域的な廃棄物の適正処理について廃棄物処理法に基づく許可を不要とする特例措置の円滑な運用を図るものとする。

また、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化の進め方並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環の利用や適正処分の考え方を示すことなどを通じて技術的及び財政的な支援に努めるとともに、広域的な見地からの調整を行なうことに努めるものとする。これに加え、産業廃棄物に関しては、緊急の必要がある場合には、報告徴収、立入検査及び都道府県に対する必要な指示を行ない、関係都道府県と一体となって課題の解決を図るものとする。

さらに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を推進するため、地方公共団体と連携しつつ、独立行政法人環境再生保全機構及び日本環境安全事業株式会社を活用して広域的な処理施設の整備及び円滑な処理を進めていくものとする。

3 廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制の確保

(1) 一般廃棄物の処理体制の確保

一般廃棄物については、市町村が、その定める一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、及び処分しなければならない。

一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、市町村は、循環型社会の実現のために必要な施策を踏まえたものとし、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合のとれたものとする必要があるとあり、一般廃棄物の発生量及び質に即して適切な処理を行うことができる体制を整備することが必要である。

また、収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮し、一般廃棄物の種類に応じて分別収集する等、適切な収集を行うことが可能な体制を確保するものとする。

さらに、運搬に関しては、当該市町村の地勢及び人口分布に応じて効率的な運搬が行えるよう、運搬車の配車体制を整備するものとし、必要に応じて、中継基地の配置による大型運搬車への積替え等を行うものとする。

また、処分に関しては、一般廃棄物の発生量及び質に応じて、再生利用、中間処理及び埋立処分等のうち、焼却処理量、最終処分量及びダイオキシン類の発生量が抑制されるように配慮しつつ、最適の方法を選択するものとする。例えば、廃プラスチック類の取扱いについては、まず発生抑制を、次に容器包装リサイクル法等により広がりつつある再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については、最近の熱回収技術や排ガス処理技術の進展、最終処分場のひっ迫状況等を踏まえ、直接埋立は行わず、一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行なうことが適当である。

一方、他の市町村との連携等による広域的な取組を行うに当たっては、必要に応じ、都道府県域を超えた広域化についても考慮することが適当である。

また、一般廃棄物の処理に当たっては、排出者である住民及び事業者等の協力が不可欠であるので、排出者の理解が得られるよう、処理体制の十分な周知を図るものとする。

一般廃棄物のうち特にし尿については、浄化槽及び下水道等の整備状況を勘案しつつ、その衛生的な処理を確保するため、処理体制の維持等を図ることが必要である。

なお、当該市町村の区域内で処理できず、他の市町村の一般廃棄物処理施設において処理を行う場合等にあっては、当該他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めるとともに、都道府県においても、一般廃棄物の適正な処理に配慮して都道府県廃棄物処理計画を定めるよう努めることが必要である。

(2) 産業廃棄物の処理体制の確保

産業廃棄物については、処理責任を有する事業者において、排出抑制及び適正な循環の利用を最大限に行った上で、必要となる産業廃棄物の焼却その他の中間処理及び埋立処分が適正に行われるようにしなければならない。

特に、多量に産業廃棄物を生ずる事業者は、処理計画を策定し、産業廃棄物の排出抑制及び排出された産業廃棄物の適正な循環の利用に計画的に取り組まなければならない。

また、事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、その産業廃棄物の発生から最終処分（再生を含む。）が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

すなわち、適正な委託契約の締結及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用により、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われることを確保しなければならない。

一方、都道府県は、産業廃棄物の適正な処理が確保されるよう、事業者、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設に対する指導監督に努めるものとする。

また、適正な処理を確保するためには、産業廃棄物の処理施設の確保が極めて重要であるが、最終処分場等の施設については民間により新たに確保することが極めて困難な状況となっていることにかんがみ、都道府県は、必要な処理能力を確保するため、最終処分場及び焼却施設を中心として、公共関与による産業廃棄物の処理施設の整備を図ることも検討する。

なお、焼却施設については、こうした公共関与による施設が整備されるまでの間、中小事業者が排出する産業廃棄物の適正な処理に支障が生ずるおそれが高く、市町村が必要と認める場合にあっては、市町村の全連続炉において一般廃棄物と併せて焼却処理することができる産業廃棄物について、事業者の責任において適正に処理しなければならないという原則に沿って、市町村が必要な費用を徴収しながら処理することも検討する。

また、産業廃棄物の発生量が大きく、都道府県の区域を越えて一体的に経済活動が行われている大都市圏においては、圏域内で必要な処理能力を確保するため、広域的な処理施設の整備を図ることも検討する。

（３）廃棄物の不適正処理の防止

廃棄物の処理は、その性状に応じた適切な方法により行わなければならない。

特に、有害な性状により特別管理廃棄物とされた廃棄物については、人の健康や生活環境に支障を生じさせることがないように、その性状に応じた適正な処理を確実に行わなければならない。事業者は、排出した特別管理廃棄物の処理を他人に委託する場合においては、他の廃棄物との分別を徹底するとともに、委託基準を厳格に遵守しなければならない。

廃棄物の処理基準に適合しない処理に対しては、一般廃棄物については市町村、産業廃棄物については都道府県において、生活環境の保全上の支障が生じることを未然に防止するため、行政命令を適正かつ迅速に行うとともに、行政命令違反、不法投棄、焼却禁止違反等の行為については、都道府県警察との連携を強化し、厳正に対処しなければならない。特に、事業者の責めに帰すべき事由があると認められる産業廃棄物の不適正処理に対しては、事業者に対する措置命令を厳格に行う必要がある。また、指定有害廃棄物とされた廃棄物の基準に従わない保管、収集、運搬又は処分については、罰則の適用も含めた厳格な対処を行なうものとする。都道府県及び市町村は、廃棄物の不適正処理の早期発見により生活環境の保全上の支障の拡大を防止するため、不適正処理に対する監視活動の充実に努めるとともに、関係機関や住民と連携した監視体制の構築を推進するものとする。

また、国は、地方公共団体における監視活動に対する支援、電子マニフェストの機能向上及び普及拡大、情報通信技術等を活用した不法投棄等の監視に関する新たな技術の開発促進等に取り組むものとする。

4 処理業者に関する情報公開及び優良な処理業者の育成

事業者は、自らの判断により優良で信頼できる処理業を選定する必要があり、この処理業者の選定を通じた市場競争の中で優良な産業廃棄物処理業者の育成が図られることが基本である。

国は、このための条件整備を図る観点から、情報公開など産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準を設定するとともに、適正処理推進センターを活用して、評価基準に適合する処理業者の情報をインターネットで提供する等の取組を推進することにより、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努めるものとする。

四 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項

廃棄物処理施設整備事業の実施に当たっては、廃棄物処理法第5条の3第1項の規定に基づく廃棄物処理施設整備計画に定める目標の達成に向けて重点的、効果的かつ効率的に進めるものとする。

1 今後の要最終処分量と全国的な施設整備の目標

(1) 一般廃棄物処理施設

[イ] 中間処理施設

廃棄物の減量化の目標量を達成するため、焼却、脱水等に係る中間処理施設の計画的な更新、改良等により必要な施設を確保するとともに、再生に係る施設について効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。

[ロ] 最終処分場

平成15年4月1日現在の一般廃棄物の最終処分場の残余容量は1億4,477万立方メートルで、残余年数は13.1年である。しかしながら、地域によっては一般廃棄物の最終処分場の残余容量がひっ迫している場合があることにかんがみ、地域ごとに必要となる最終処分場を今後とも継続的に確保するよう整備するものとする。

なお、本基本方針による減量化を推進することにより、最終処分場の延命化に努める必要がある。

(2) 産業廃棄物処理施設

[イ] 中間処理施設

産業廃棄物の中間処理施設については、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である平成22年度において必要な処理能力を確保できるよう、その整備を推進する。

このうち、再生に係る施設については、効率的な立地等にも配慮しつつ必要な施設の整備を推進する。

また、焼却施設については、地域ごとの発生量のばらつきを考慮しつつ、必要な焼却量を適正に焼却できる処理能力を確保できるよう整備することを目標とする。

さらに、民間事業者による適正に焼却処理できる施設の更新及び新設による整備を推進しつつ、これらの整備状況を踏まえ、必要な処理能力を確保するため、国として、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を推進する。

[ロ] 最終処分場

産業廃棄物の最終処分場については、本基本方針による廃棄物の減量化の目標年度である平成22年度において、要最終処分量の5年分程度を確保できるように整備することを目標とする。

平成22年度までに新たに整備が必要な産業廃棄物の最終処分場の総容量は約5億立方メートルと推定される。現状では、民間事業者により整備された最終処分場の施設容量が2/3程度、公共関与により整備された最終処分場の施設容量が1/3程度となっており、民間事業者による施設の整備を基本として推進しつつ、これらの整備状況を踏まえ、必要な容量を確保するため、国として、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を推進する。

2 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な一般廃棄物処理施設の整備

一般廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するため、市町村の定める一般廃棄物処理計画に従って、必要な処理施設の整備を推進する。

具体的には、一般廃棄物の適正な処理体制が確保されるよう、中間処理施設及び最終処分場等の整備に取り組むものとし、特に中間処理については、焼却処理（溶融処理を含む。）、ごみ燃料化処理、高速堆肥化処理、ごみ飼料化処理、メタン発酵処理の再生や熱回収のための処理方法があり、地域における最適な処理方法を、これらを組み合わせることも含めて選択することが必要である。また、これらの施設の整備については、発生抑制及び適正な循環の利用を推進するための明確な目標を設定した上で、地域における循環型社会の形成を推進するための総合的な計画となるよう一般廃棄物処理計画を作成して実施することを基本とする。

また、他の市町村との連携等による広域的な処理は、再生利用が可能な一般廃棄物を広域的に集めることにより再生利用がより容易になる場合があること、焼却処理を選択している場合にはごみ焼却施設の集約化による全連続炉化によ

りダイオキシン類の排出抑制や効率的な熱回収が可能となること、広い敷地を要する最終処分場の確保がより容易になること、高度な処理が可能な小規模処理施設を個別に整備するよりも施設を集約化した方が全体として整備費用が安くなること等の長所があるため、地域の社会的・地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保し、広域的な処理に対応するものとする。

また、全連続炉を導入する場合においては、ごみ発電等の余熱利用が効率的に実施可能であるので、その導入について積極的な取組を図る。

なお、離島や過疎地域等広域的な処理が困難な地域において焼却炉を整備する場合は、効率的な熱回収が困難な全連続炉でない焼却施設の整備もやむを得ないが、極力ダイオキシン類の排出を抑制できる焼却施設を整備するものとする。

また、大規模な地震や水害等の災害時には、通常通りの廃棄物処理が困難となるとともに、大量のがれきり等の廃棄物が発生することが多い。そのため、平素より廃棄物処理の広域的な連携を築いておくとともに、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設や最終処分場等を整備しておくことが重要であり、今後、このような災害時の廃棄物処理体制の整備を進めていくことが必要である。

また、中長期的には、再生利用の推進による焼却量の減量化も踏まえ、必要な中間処理量、最終処分量を予測し、これらに応じて、目標年度以降における適正な施設配置も念頭に置いて、目標年度までの広域的な施設整備を計画するものとする。

3 産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物処理施設の整備

産業廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するため、公共関与による処理施設の整備を含め、必要な処理施設の整備を推進する。

具体的には、適正な循環の利用の促進を図るため、廃棄物の再生利用等に必要な施設の整備の促進を図る等、再生に係る施設の整備促進を図る。また、最終処分場について、都道府県ごとに地域で発生する産業廃棄物の適正な処理のために確保すべき最終処分場の必要量を算出し、民間による処理施設の整備の見通しを勘案しつつ、国として、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を推進する。

また、産業廃棄物の発生量が大きく、都道府県域を越えて一体的に経済活動が行われている大都市圏においては、大都市圏で震災が発生した場合の大量の廃棄物に備える必要性も勘案し、圏域内での産業廃棄物処理施設の整備を図ることが重要である。このため、広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）に基づく大阪湾広域臨海環境整備センターによる施設整備を引き続き進めるとともに、その他の大都市圏においても、2以上の都道府県において生じた廃棄物による海面埋立処分については同法の活用を図るとともに、同法の活用が困難な場合は広域的な廃棄物処理センターの活用により、産業廃棄物の処理体制を構築することも検討する。

産業廃棄物の焼却施設については、都道府県ごとに施設の廃止の増加、将来の焼却施設の処理能力及び要焼却量を勘案しつつ、必要と認められる場合は、極力ダイオキシン類の排出を抑制することに留意しつつ、国として、廃棄物処理センター等の公共関与による施設の整備を推進する。

また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設については、当面、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の大部分を占め、緊急に対応が必要な高圧トランス・コンデンサ等について、日本環境安全事業株式会社を活用し、北九州市、豊田市、東京都、大阪市及び室蘭市の5カ所で拠点的な広域処理施設の整備及び処理を進めるとともに、安全かつ効率的な収集・運搬体制の整備を進める。さらに、汚泥、感熱複写紙、ウエス等のポリ塩化ビフェニル汚染物等の処理体制の整備についても、効率的な処理技術の開発状況を踏まえ、早急に検討を進めるものとする。

その他の施設についても、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するために必要となるコンクリート塊、建設発生木材等の建設廃棄物の処理施設の整備促進を始め、適正処理に必要な施設の確保を促進する。

4 優良な廃棄物処理施設への支援

国は、税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資を通じて、優良な廃棄物処理施設の整備が進められるようにする。さらに、民間事業者が行なう地球温暖化対策に資する高効率の廃棄物発電、廃棄物熱供給、廃棄物燃料製造等を行なう施設の整備を促進するものとする。

また、都道府県においても、必要かつ優良な施設の事業者又は産業廃棄物処理業者による整備を促進するため、国とともに、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）に基づく施設整備を促進するものとする。

5 地域住民に対する情報公開の促進

廃棄物処理施設の立地に関する地域住民の信頼を確保し、理解を得ていくためには、施設の立地、処理の方法、維持管理の計画等に関し、情報公開を積極的に行うことが重要である。また、廃棄物処理施設に対する信頼性を高める上で、現在運転中の廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を積極的に公開することも重要である。特に、一般廃棄物処理施設の立地に際しては、地域住民自身も廃棄物の排出や処理に関わる当事者として、十分な関心と理解が求められる。

五 その他廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

1 廃棄物処理に関する技術開発及び調査研究の推進

廃棄物は、その種類に応じ種々の形状及び性質を有し、また、新たな製品開発等に伴い、これまで自然界に存在しない化学物質等を含む廃棄物も排出されてくることとなる。こうした中で、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量化を進めるとともに、多様な廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないよう適正に処理するためには、事業者が自ら、製品の製造工程において、製品の長寿命化や素材別に分離が容易な構造、材料の工夫、材質の表示等の推進、残さ物の発生量の少ない製造技術の開発等を一層進めるとともに、多様な性状を有し、多種類の化学物質を含む廃棄物を適正に再生及び処分できるようにするための処理技術の研究や技術開発及び循環型社会にふさわしい最適な廃棄物処理システムに関する調査研究の一層の推進が重要である。

このため、現在、再生利用がほとんど進められていない廃棄物について、再生利用する技術はもとより実用化されている技術についても、選別技術の向上や再生品の品質の安定化、高品質化及び低コスト化を図り、再生品の利用を促進するための技術開発が必要である。

また、再使用や再生利用が困難であり処分を行う場合の適正処理を確保するためには、処理の安全性、安定性及び確実性を高めるための研究及び技術開発を一層推進することが必要である。特に、有害な性状を有する特別管理廃棄物の無害化技術及びダイオキシン類等廃棄物処理に伴い非意図的に発生する化学物質の廃棄物処理施設からの排出抑制を一層図るための処理技術の開発を推進するとともに、よりの確な施設の運転管理技術や管理指標等の研究開発を行うことが必要である。また、条約により国際的取組が見込まれている残留性有機汚染物質については、処理基準の調査検討及び処理技術の開発が必要である。

さらに、情報通信技術、衛星技術等を活用して、廃棄物の収集・運搬から処分に至るまでの状況を把握・管理し、不適正処理を防止するためのシステムや廃棄物に係る各種の情報を提供するためのシステム等の開発を進めていくことが必要である。

2 廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理を確保するために必要な知識の普及等

廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷が少ない循環型社会を構築していくためには、広範な国民及び事業者の協力が不可欠であることから、国及び地方公共団体は、廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理を確保するための知識の普及及び意識の向上を図ることが重要である。具体的には、環境教育、環境学習、広報活動等を通じて国民の理解を深めるとともに、廃棄物の排出が抑制され、及びその適正な処理が図られるよう、関係者の協力を求めることとする。

3 その他配慮すべき事項

廃棄物処理計画の策定に当たっては、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）に規定する国土利用計画、国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）に規定する国土総合開発計画、地域の振興又は整備に関する計画及び環境の保全に関する国又は地方公共団体の計画との調和を図るものとする。また、海面埋立処分を行う場合は、公有水面埋立法（大正 10 年法律第五十七号）に基づく手続に先立って廃棄物処理法に基づく所要の手続を完了させるものとする。このほか、廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を定めるに当たって関係する港湾の港湾計画その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に十分配慮する。また、計画の推進に当たっては、交通の安全及び円滑化並びに災害の防止に十分配慮するものとする。

（参考）

一般廃棄物の減量化の目標量（単位：百万トン/年）

	平成 9 年度	平成 17 年度	平成 22 年度
排出量	53	51	49
再生利用量	5.9（11%）	10（20%）	12（24%）
中間処理による減量	35（66%）	34（67%）	31（63%）
最終処分量	12（23%）	7.7（15%）	6.4（13%）

産業廃棄物減量化の目標量（単位：百万トン/年）

	平成 9 年度	平成 17 年度	平成 22 年度
排出量	410	439	458
再生利用量	168（41%）	205（47%）	217（47%）
中間処理による減量	175（43%）	197（45%）	211（46%）
最終処分量	66（16%）	36（8%）	30（7%）

（注） 1. 小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

2. （ ）内は、各年度の排出量を 100 としたときの割合である。

4. 奈良県環境審議会等での審議経過

日付	審議内容等
平成 19 年 8 月 29 日	奈良県循環型社会推進協議会 第 2 次奈良県廃棄物処理計画について ・ 構成 ・ 廃棄物の現状 ・ 奈良県廃棄物処理計画の進捗状況 ・ 将来予測、課題抽出 について検討。
平成 19 年 11 月 6 日	奈良県循環型社会推進協議会 第 2 次奈良県廃棄物処理計画について ・ 基本方針 ・ 施策の方向性 ・ 第 2 次奈良県廃棄物処理計画（素案）提案 について検討。
平成 19 年 11 月 22 日	奈良県環境審議会 「第 2 次奈良県廃棄物処理計画」について諮問 「第 2 次奈良県廃棄物処理計画（案）」について審議
平成 20 年 2 月 6 日	奈良県循環型社会推進協議会 パブリックコメントについての結果報告 市町村意見結果報告
平成 20 年 2 月 18 日	奈良県環境審議会 「第 2 次奈良県廃棄物処理計画（案）」について審議
平成 20 年 2 月 18 日	「第 2 次奈良県廃棄物処理計画」について答申

5. 用語集

あ行

ISO14001（International Organization for Standardization）

環境関係の国際標準規格ISO14000 シリーズの一つ。ISO 14001 は、環境マネジメントシステム（EMS：Environmental Management Systems）に関するもので、企業（組織）の活動、製品及びサービスによって生じる環境への負荷の低減を、持続的に実施するシステムを構築するために要求される規格である。1996 年9月に制定された。

アスベスト（asbest）

石綿（いしわた、せきめん）とも言われ、蛇紋石や角閃石が繊維状に変形した天然の鉱物のこと。石綿の繊維一本の細さは、だいたい髪の毛の 5000 分の 1 程度の細さである。

耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に非常に優れ安価であるため、日本では「奇跡の鉱物」として珍重され、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等、様々な用途に広く使用されてきた。しかし、空中に飛散した石綿繊維を肺に吸入すると約 20 年から 40 年の潜伏期間を経た後に肺がんや中皮腫の病気を引き起こす確率が高いため、現在では「静かな時限爆弾」として世間からおそれられている。

安定型最終処分場

性状が安定し、廃棄物処理法施行令で指定された産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず、がれき類）のみを対象とした最終処分場。

NPO（Nonprofit Organization）

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO 法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づき法人格（注1）を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

か行

拡大生産者責任（EPR：Extended Producer Responsibility）

生産者が、その生産した製品の製造や流通の時だけでなく、製品が使用され、廃棄された後においても、適正な処理やリサイクルされる段階まで一定の責任を負うという考え方。OECD（経済協力開発機構）が提唱し、日本でも循環型社会形成推進基本法にもこの考え方が取り入れられている。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽。

家電リサイクル法

廃棄される家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機の家電4品目について、小売業者による引取義務、及び製造業者等（製造業者、輸入業者）による再商品化（リサイクル）義務を、また消費者（排出者）には、収集運搬料金とリサイクル料金を義務付けた法律。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」といいます。ISO14001 は、環境マネジメントシステムの仕様（スペック）を定めた規格。

感染性廃棄物

医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれがある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物。

管理型最終処分場

埋立地からの浸出水による河川等公共水域や地下水の汚染を防止するため、遮水工（底部等を遮水シートで覆う）、浸出水の処理施設等を有した最終処分場。

グリーン購入

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

経済的手法

税、課徴金及び補助金などにより、市場を通じて経済的に誘導し、環境負荷を軽減させる手法。

ケミカルリサイクル

廃棄物を化学的に処理して、製品の化学原料としてリサイクルすること。

建設リサイクル法

建設リサイクル法は、特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材など）を用いた建築物やその他の工作物の解体工事、その施工に特定建設資材を使用する新築工事や土木工事で、一定規模以上場合は、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務づけたもの。

さ行

サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理するだけでなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。

自動車リサイクル法

使用済み自動車から出る部品などを回収してリサイクルしたり適正に処分することを、自動車メーカーや輸入業者に義務付ける法律。

集団回収

地域の住民が自主的に、協力して資源ごみの回収ルートをつくり、収集するものです。自治体によっては、集団回収に対して奨励金を出しているところもあります。

食品リサイクル法

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。

循環型社会

「循環型社会とは、製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう」と循環型社会形成推進基本法第2条で定義されている。

3R（スリー・アール）

Reduce（リデュース＝ごみを出さない）Reuse（リユース＝ごみを再使用する）Recycle（リサイクル＝ごみを再利用する）の頭文字をとった言葉。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。2000年に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を(1)リデュース、(2)リユース、(3)リサイクルとし、さらに(4)熱回収（サーマルリサイクル）、(5)廃棄物の適正処理としている。Rを頭文字とする他の言葉を3Rに加え、4Rや5Rと呼ぶ場合もある。

ゼロエミッション

1994年に国連大学のグンター・パウリ氏(Gunter Pauli)を中心としたグループが提唱した「ゼロエミッション研究構想」の中で示されたもので、「自然界の植物連鎖をお手本に、産業から排出されるすべての廃棄物や副産物が、他の産業の資源として活用され、社会全体として廃棄物を生み出さない生産を目指そうとする」という考え方に基づいています。

環境管理の国際規格ISO14001の普及にともない、事業所や工場の「ゼロエミッション」に取り組む企業が増えています。この場合のゼロエミッションは、「廃棄物を徹底分別しリサイクルを促進することで、焼却や単純埋立てによって処分する産業廃棄物をなくす」という意味で使われており、一般的には「ゼロエミッション＝廃棄物ゼロ」と理解されています。

た行

ダイオキシン

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）およびコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の3種類の化合物の総称で、塩素の数や位置によって222種もの異性体が存在する。ときに、「ダイオキシン類」という表記がされますが、これは塩素含有物質等が燃焼する際に発生する、狭義のダイオキシンとよく似た毒性を有する物質をまとめて表現するものです。

WHO（国際保健機関）の国際がん研究機関の報告によると、ダイオキシン類の中でも最も毒性の強いとされる2,3,7,8-TCDDは、事故などの高濃度の曝露の知見から人に対する発ガン性があるとされています。しかし、ダイオキシン類自体の発ガン性は比較的弱く、遺伝子に直接作用して発ガンを引き起こすのではなく、他の発ガン物質による遺伝子への直接作用を受けた細胞のガン化を促進する作用であるとされています。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽。浄化槽法の改正により、平成13年4月から原則としてその設置ができなくなっています。

中間処理

物理・化学的または生物学的な手段によって、廃棄物の形態、外観、内容、特性等を変え、生活環境の保全や人の健康に支障が生じないようにすること。汚濁物質や有害物質の除去・無害化、減容や安定化などで、脱水、乾燥、焼却、破碎、解体、熔融、ガス化、中和、改質、分解、醗酵などが主要な方法。

電子マニフェスト

→ マニフェスト制度

な行

熱回収

サーマルリサイクルのこと。

農業集落排水

農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設。

は行

廃棄物処理法

廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。

PCB（Poly Chlorinated Biphenyl：ポリ塩化ビフェニル）

ベンゼン環が2つつながったビフェニル骨格の水素が塩素で置換されたもの。置換塩素の数と位置によって計算上209種の異性体が存在。PCBは、熱安定性、電気絶縁性に優れ、トランス、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙に用いられてきたが、難分解で生体に蓄積し、毒性を示すことから、現在は製造・輸入が禁止されて、事業者の保管するPCBの廃棄処理が決められている。

PCBは、基本骨格であるビフェニル基に置換する塩素の位置によって2つのベンゼン環が同一平面上になり扁平構造をとることがある。これをコプラナーPCBと呼び（コプラナーは共平面状構造を意味する）、構造的にダイオキシン（PCDD）やポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に類似し、その他のPCBよりも強い毒性を示すため、「ダイオキシン類」として分類されている。

ま行

マテリアルリサイクル

ごみを原料として再利用すること。日本語訳では、「材料リサイクル」「材料再生」「再資源化」「再生利用」などといわれることもある。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うことをさす。

マニフェスト制度

排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、排出事業者が委託者に対して「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」を交付し、委託した内容通りの処理が適正に行われたことを確認するため、業者から業者へ、産業

廃棄物とともにマニフェストを渡しながら、処理の流れを確認する制度です。「産業廃棄物管理票制度」とも言います。紙のマニフェストのほか、電子データで同様のやり取りをする電子マニフェストも利用できます。

や行

熔融スラグ

熔融スラグとは、熔融炉で約 1,400℃の高温で焼却灰等を熔融した結果、生成されるガラス質の固化物。

容器包装リサイクル法

容積で約6割、重量で約2割を占める容器包装ごみについて、消費者に容器包装ごみの分別排出、市町村に分別収集の責任、製造者に再商品化を義務付けた法律。

ら行

リサイクル（Recycle：再生利用）

循環型社会構築のためのコンセプトの一つ。製品化された物を再資源化して、それを利用して新たな製品などをつくること。

リデュース（Reduce：減量）

循環型社会構築のためのコンセプトの一つ。ごみを出さないこと。「ごみの発生抑制」ともいわれる。生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすことを指す。具体的には、原材料使用量を減らすような製品設計上の工夫をしたり、製品の寿命を長くしたり、生産工程での歩留まり（原材料に対する製品の比率）を上げたりすることでごみの発生を抑えることができる。消費者が製品を長く使うこともリデュースのひとつである。

リヒューズ（Refuse：拒否）

循環型社会構築のためのコンセプトの一つ。製品を製造販売又は購入する際に、ごみとなるようなものを付加しない、受け取らないようにすること。具体的には、製品の過剰包装をしないことや、買い物の際にはマイバックを持参し、不要なレジ袋等を受け取らないことなど。

リペア（Repair：修理）

循環型社会構築のためのコンセプトの一つ。使用しているものが故障した場合、極力修理を行ない、安易に廃棄しないこと。具体的には、事業者は製品の設計段階において、修理しやすい構造にするよう工夫したり、自らが製造販売した製品の修理・修繕を行い、その製品が容易に廃棄物とならないようにすること。

リユース（Reuse：再使用）

循環型社会構築のためのコンセプトの一つ。一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うこと。具体的には、不要になったがまだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器などを回収して修理したり洗浄してから、再び製品や部品、容器などとして使う場合がある。

レンタル（Rental：貸与）

循環型社会構築のためのコンセプトの一つ。ある一時期しか使用しないものについては、貸し借りによって調達することで、将来に廃棄物となるものを減らすこと。



奈良県リサイクル認定製品

「奈良県リサイクル製品認定制度」

主として県内で発生する循環資源を利用し、県内で製造・加工されたリサイクル製品で、奈良県知事が認定したものです。認定製品には、左記のマークが付けられています。

第2次奈良県廃棄物処理計画

平成 20 年 3 月発行

編集/発行 奈良県くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30

TEL : 0742-27-8746 / FAX : 0742-22-7482

廃棄物対策課ホームページ : <http://www.pref.nara.jp/haiki/>



平城遷都
1300年
記念事業